

規制改革推進に関する第1次答申
～明日への扉を開く～

平成29年5月23日

規制改革推進会議

目 次

I 総論	1
1. はじめに.....	1
2. 規制改革を巡る情勢と会議の役割.....	1
3. 審議経過.....	2
(1) 審議テーマの設定と審議体制.....	2
(2) 重点的フォローアップ.....	2
(3) 公開ディスカッションの開催.....	3
(4) 規制改革ホットラインにおける提案受付.....	3
(5) 各府省における規制レビューの着実な推進.....	4
4. 本答申の実現に向けて.....	4
5. 次のステップへ.....	4
(1) 次期の会議活動方針の策定.....	4
(2) 決定事項のフォローアップ.....	5
II 行政手続コストの削減に向けて	5
1. 規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的推進（「日本再興戦略 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）（抜粋））.....	5
2. 行政手続部会における検討及び取りまとめ.....	5
(1) 行政手続簡素化の 3 原則.....	6
① 行政手続の電子化の徹底.....	6
② 同じ情報は一度だけの原則.....	6
③ 書式・様式の統一.....	6
(2) 重点分野と削減目標.....	6
① 重点分野.....	6
② 削減目標.....	6
(3) 戦略的な取組の推進.....	6
① 重点分野.....	6
② 重点分野以外.....	6
3. 今後の取組.....	7
III 各分野における規制改革の推進	7
1. 農業分野.....	7
(1) 規制改革の目的と検討の視点.....	7
(2) 具体的な規制改革項目.....	8
① 生産資材価格の引下げ、生産者に有利な流通・加工構造の確立.....	8

ア	良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化に向けた取組の法制化	8
イ	農業生産資材及び農産物流通に関する規制の総点検	8
②	牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革	9
ア	加工原料乳生産者補給金制度の改革	9
イ	条件不利地域への対応	10
③	農協改革の着実な推進	10
④	農業競争力強化と地域経済の活性化に向けて農地の利活用を促進する規制改革	11
ア	農地中間管理機構を軸とする農地の集積・集約化の更なる推進	11
イ	農地の有効利用のための流動化に資する転用期待の抑制	11
ウ	農地における新たな農業生産施設・設備の利活用の促進	12
(3)	森林・林業及び水産業について	12
①	林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進	13
②	漁業の成長産業化等の推進と水産資源の管理の充実	13
(4)	重点的にフォローアップに取り組んだ事項	13
①	農業協同組合改革の確実な実施	13
②	牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革	14
③	生産資材価格形成の見直し、流通・加工の業界構造の確立	14
2.	人材分野	14
(1)	規制改革の目的と検討の視点	14
(2)	具体的な規制改革項目	15
①	転職先がより見つけやすくなる仕組みづくり	15
ア	ジョブ型正社員の雇用ルール確立	15
イ	職業紹介事業を行う場合における行政手続の簡素化	15
②	転職して不利にならない仕組みづくり	16
ア	法定休暇付与の早期化	16
③	安心して転職できる仕組みづくり	17
ア	使用者の労働法知識向上の促進	17
(3)	重点的にフォローアップに取り組んだ事項	17
①	労使双方が納得する雇用終了の在り方	17
3.	医療・介護・保育分野	17
(1)	規制改革の目的と検討の視点	17
(2)	具体的な規制改革項目	19
①	介護サービス利用者の選択に資する情報公表制度及び第三者評価の改善	19
ア	介護事業者選択に資する情報の分かりやすい表示への見直し	19
イ	情報公表システムにおける利用者の選択に資する機能の追加	19
ウ	情報公表システムの周知	19
エ	第三者評価受審促進に向けた具体的数値目標の設定と支援等の実施	20
オ	第三者評価受審に係るインセンティブの強化	20

カ	第三者評価の利用者選択情報としての位置付けの強化	20
キ	第三者評価機関及び評価調査者の質の向上の推進	21
ク	高齢者福祉サービス版の評価基準の充実	21
ケ	介護事業者向けの手引書等の作成	21
②	介護保険内・外サービスの柔軟な組合せの実現	21
ア	介護保険サービスと保険外サービスの組合せに係る新たな通知の発出と周知	21
イ	訪問介護サービスにおける柔軟な組合せの実現等	22
ウ	通所介護サービスにおける柔軟な組合せの実現	22
エ	保険サービスと関係する保険外サービスに係る柔軟な価格設定の在り方	23
オ	利用者の自費負担で介護保険と同等のサービスを提供する場合の価格規制の明確化	23
③	介護サービス供給の在り方の見直し	24
ア	介護保険事業（支援）計画におけるニーズを反映した的確なサービス量の見込み及び見込量確保のための方策	24
イ	介護保険事業（支援）計画における特定施設のサービス量の見込みの実態把握	24
ウ	介護事業者選定のための公募に係る留意点の明確化	25
エ	福祉施設に関する業務委託・指定管理者公募に係る事業者選定に関する通知	25
④	介護事業の展開促進・業務効率化の促進	26
ア	定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護の事業展開上の支障となる規制の見直し	26
イ	介護報酬体系の簡明化	26
ウ	社会福祉法人の基本財産への担保設定の在り方の見直し	26
エ	福祉医療機構の役割が民業補完であることを踏まえた同機構の融資に係る担保設定の在り方の見直し	27
⑤	社会保険診療報酬支払基金に関する見直し	27
ア	機能ごとに分解可能なコンピュータシステムの構築	27
イ	支部の集約化・統合化の推進	28
ウ	審査の一元化に向けた体制の整備	29
⑥	新医薬品の14日間処方日数制限の見直し	29
⑦	機能性表示食品制度の改善	30
ア	運用改善目標の設定及び目標を実現する工程表の策定・公表	30
イ	届出書類の簡素化	30
ウ	業界団体等との連携強化を通じた機能性表示食品届出手続の運用改善	30
エ	「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」の見直し及びQ&Aの策定・周知	31
オ	生鮮食品の機能性表示食品制度の活用促進	31
カ	18歳及び19歳の者を含むデータを届出資料として利用するための条件の周知	31
キ	アウトカム評価項目を疾病とする観察研究をデータとして用いる場合に認められる機能性表示の表現の明確化	32
ク	機能性表示食品制度における軽症者データの取扱範囲の拡大	32
⑧	保育所等の利用に要する就労証明書の見直し	33

ア	保育所等の利用に要する就労証明書の標準的様式の作成	33
イ	保育所等の利用に要する就労証明書の電子入力対応様式の普及促進	33
⑨	金融機関が設置する保育所におけるグループ企業役職員以外の子どもへの受入れについての周知	33
(3)	重点的にフォローアップに取り組んだ事項	34
①	診療報酬の審査の効率化と統一性の確保	34
②	機能性表示食品	34
③	患者申出療養	34
④	介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットィング確立	35
⑤	保険薬局の独立性と患者の利便性向上の両立	35
⑥	新医薬品の14日間処方日数制限の見直し	35
⑦	在宅での看取りにおける規制の見直し	35
4.	投資等分野	35
(1)	規制改革の目的と検討の視点	35
①	税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化	35
②	官民データ活用	36
③	IT時代の遠隔診療・遠隔教育	36
④	日影規制の見直し	36
⑤	電波周波数の調整・共用	36
(2)	具体的な規制改革項目	37
①	税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化	37
ア	所得税に係る年末調整手続の電子化の推進	37
イ	住民税の特別徴収税額通知の電子化等	38
ウ	社会保険関連手続の見直し①（オンライン申請利用率の大幅な改善）	38
エ	社会保険関連手続の見直し②（オンライン申請の活用による手続の見直し）	39
②	官民データ活用	39
ア	地方自治体等の保有するデータの活用	39
イ	医学系研究における個人情報の取扱い	40
ウ	医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の円滑な施行	41
エ	不動産登記のデータ整備（相続登記の促進）	41
オ	不動産登記情報の公開の在り方	42
カ	不動産登記情報等の行政機関間連携	42
③	IT時代の遠隔診療	43
ア	遠隔診療の取扱いの明確化	43
イ	遠隔診療の診療報酬上の評価の拡充	43
④	IT時代の遠隔教育	43
ア	遠隔教育の本格的推進のための施策方針	43
イ	免許外教科担任の縮小に向けた方策	44

ウ	高等学校の遠隔教育における著作権法上の問題の解決	44
エ	情報セキュリティポリシーの策定	45
⑤	日影規制の見直し	45
ア	駅舎や線路敷沿いの車庫における日影規制の見直し	45
イ	老朽化建築物の建替えにおける日影規制の見直し	45
ウ	都市再生緊急整備地域内における日影規制の見直し	45
⑥	電波周波数の調整・共用	46
ア	公共用周波数帯域の割当・用途の開示及び利用状況調査方法の在り方の見直し	46
イ	公共用周波数の民間開放に係る目標設定	46
ウ	官官・官民共用化の推進	47
エ	より効果的な周波数再編の促進	47
オ	実験試験局制度の周知徹底及び新たな試験的免許制度の検討	47
⑦	次世代自動車（燃料電池自動車）関連規制の見直し	48
ア	高圧ガス販売事業者の義務の見直し	48
イ	水素充てん時の車載容器総括証票等の確認の不要化等	48
ウ	水素スタンドにおける予備品の使用	49
エ	保安検査方法の緩和	49
オ	保安監督者に関する見直し	50
カ	水素スタンド設備の遠隔監視による無人運転の許容	50
キ	水素出荷設備に係る保安統括者等の選任の緩和	51
ク	一般家庭等における水素充てんの可能化	51
ケ	水素スタンドにおける微量漏えいの取扱いの見直し	51
コ	水素スタンドの充てん容器等における措置の合理化	51
サ	貯蔵量が 300 m ³ 未満で処理能力が 30 m ³ /日以上第 2 種製造事業者である水素スタンドの貯蔵に係る技術基準の見直し	52
シ	燃料電池自動車への緊急充てんに係る届出の明確化	52
ス	液化水素ポンプ昇圧型水素スタンドにおける蒸発器の処理量の算定方法の見直し	53
セ	水素スタンド設備に係る技術基準の見直し	53
ソ	水素特性判断基準に係る例示基準の改正等の検討	53
タ	設計係数 3.5 の設計に係る圧力制限の撤廃	54
チ	3.5 よりも低い設計係数	54
ツ	防爆機器の国内検定を不要とする仕組みの活用	54
テ	型式承認等に要する期間短縮	55
ト	国連規則（UN-R134）に基づく燃料電池自動車用高圧水素容器の相互承認制度の整備	55
ナ	燃料電池自動車用高圧水素容器の品質管理方法の見直し	55
ニ	開発中の燃料電池自動車の車両に搭載する高圧水素容器の検査制度の見直し	56
ヌ	燃料電池自動車用高圧水素容器に係る特別充てん許可の手続の簡素化	56
ネ	車載用高圧水素容器の開発時の認可の不要化	56
ノ	燃料電池自動車に関する事務手続の合理化	56

ハ	高圧ガス容器に係る設計荷重を分担しないガラス繊維に関する解釈の見直し	57
ヒ	燃料電池自動車用高圧水素容器の許容傷深さの基準の緩和	57
フ	燃料電池自動車用高圧水素容器の標章方式の緩和	57
ヘ	燃料電池自動車の水素充てん口付近の標章の緩和	58
ホ	会社単位での容器等製造業者登録等の取得	58
マ	容器等製造業者登録の更新の見直し	58
ミ	水素貯蔵システムの型式の定義の適正化	59
ム	燃料電池自動車用高圧水素容器の充てん可能期間の延長	59
メ	充てん可能期間中の容器を搭載している燃料電池産業車両用電源ユニットのリユースの許容	59
モ	充てん可能期間を経過した高圧水素容器を搭載した燃料電池自動車に係る安全な再資源化処理	60
ヤ	燃料電池自動車販売終了後の補給用タンクの供給	60
ユ	水素・燃料電池自動車関連規制に関する公開の場での検討	60
⑧	その他	61
ア	LNGローリー車への充てん量上限の引上げ	61
イ	遠隔監視による高圧ガス製造設備の保安業務の推進	61
ウ	保安講習の受講機会の確保	61
エ	発電事業登録・特定送配電事業の届出手続の見直し	61
オ	銀行グループへのIFRSの任意適用の解禁	62
カ	銀行単体に対する自己資本比率の開示規制の緩和	62
キ	外国口座管理機関に係る手続の負担軽減	62
ク	確定給付企業年金における承認申請手続の簡素化	62
ケ	県外産業廃棄物流入規制の見直し	63
コ	優良認定制度の見直し	63
サ	局所排気装置の性能基準と管理濃度の二重規制の解消	63
シ	都市計画基礎調査の民間利用促進	64
ス	「i-Construction」施策推進に向けた電子納品のクラウド化	64
セ	電気通信工事業に関する技術検定の創設	64
ソ	自家用マイクロバス貸渡しの届出に係る申請書類の削減	64
タ	風俗営業許可手続の見直し	65
チ	特定行政書士による戸籍謄本等の交付請求	65
(3)	重点的にフォローアップに取り組んだ事項	65
①	通訳案内士制度の見直し	65
5.	その他重要課題（インバウンド支援等）	66
(1)	規制改革の目的と検討の視点	66
(2)	具体的な規制改革項目	67
①	ICT、AI等の技術革新を活かした旅客運送事業等の規制改革	67

ア ICTを活用したソフトメーターの普及に向けた環境整備	67
イ ICTを活用したソフトメーターの計量法との関係の明確化	67
ウ 利用者の同意を前提とした事前確定運賃の実現	68
エ ICTを活用した運行管理の効率化に向けた環境整備	68
オ 自家用自動車による運送	68
② 地方の需要に応える貨物運送事業規制改革	69
ア 客貨混載に関する運用の見直し	69
イ 貨物自動車運送事業の営業所新設における車両台数規制の見直し	69
③ 第二種運転免許受験資格	69
④ 旅館業に関する規制の見直し	70
⑤ 地方における規制改革	71
⑥ 労働基準監督業務の民間活用等	71
(3) 重点的にフォローアップに取り組んだ事項	72
① 民泊サービスにおける規制改革	72
② 地方における規制改革	73
③ 「地方版規制改革会議」の設置	73
(参考資料1) 規制改革推進会議委員及び専門委員名簿	74
(参考資料2) 規制改革推進会議及びワーキング・グループ等の審議経過	76

I 総論

1. はじめに

「GDP 600兆円経済を目指して岩盤規制改革に徹底的に取り組み、イノベーションが可能とする魅力的なビジネスを世界に先駆けて実現させる。規制改革推進会議は新たなエンジンであり、ここで一気にアクセルを踏み込む」

平成 28 年 9 月 12 日に開催された規制改革推進会議第 1 回会議において、安倍内閣総理大臣は、このように規制改革の意義を述べ、その推進機関である規制改革推進会議（以下「会議」という。）が、スタートを切った。

会議は、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方について総合的に調査審議する内閣総理大臣の諮問機関であり、設置期間は平成 31 年 7 月 31 日までの約 3 年間である。

本答申は、平成 28 年 9 月の発足後、約 9 か月間の調査審議の結果を取りまとめたものであり、会議としての第 1 次答申として内閣総理大臣に提出する。

2. 規制改革を巡る情勢と会議の役割

規制改革の必要性については、既に様々な場で論じられており、総論として広く国民に共有されている。その意義を改めて指摘するならば、

- ①経済環境の変化に適応したイノベーションを促す、
- ②新製品・新サービスを国民が享受できるようにし、選択肢を増やす、
- ③企業の創意工夫を生かす環境整備を行い、生産性を高める、
- ④全ての人々が能力を発揮できる社会が実現されるよう、多様な働き方や労働移動を支える仕組みを整える、
- ⑤地域経済活性化の阻害要因を取り除く、

等が挙げられる。

しかし、規制改革の必要性が広く共有されながらも、長年にわたって解決の方向性を見いだせずにいる、いわゆる岩盤規制が存在していることも事実である。新たなスタートを切った会議においては、残された岩盤規制に対し、改革の道筋を見いだすことが役割の一つである。

加えて、ICTを始めとする技術革新が急激に進む中、これまで弥縫策を繰り返してきた多くの分野で制度疲労が明るみに出てきている。なかでも ICT は、文字、映像、さらにはセンサーで得られる各種情報の共有や利用の可能性を飛躍的に高めつつあり、既存の規制手法を陳腐化させ、より簡便で効果のあるルール作りを可能としている。このように時代に適合しない古い規制を改革することも、会議の重要な役割である。

我が国では、特に行政分野における ICT の本格活用が遅れており、利用者に多大なコストを強いている。会議では、「日本再興戦略 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）で決定された「事業者目線で規制改革、行政手続の簡素化、IT 化を一体的に進める新たな規制・制度改革手法の導入」を柱に掲げて行政手続部会を設置し、行政手続コストの削減に正面から取り組んだ。

会議がその役割を果たすために、重視してきたのは以下の点である。

第一に、規制所管府省や関係業界を中心とした「しがらみ」にとらわれた議論とは一線を画し、関係者から十分に意見を聴取しつつも、規制改革の要否について多角的な視点から熟議を重ねる。その議論の過程においては、様々な論点や意見を国民に分かりやすく公開し、より多くの国民の問題意識を喚起するよう努める。このような開かれた議論を進めることが、岩盤規制を改革する上では不可欠であり、会議の役割でもある。

第二に、既存の規制が前提としている課題設定や事実関係について、利用者の立場に立って合理的かつ多角的に把握する努力を行う。規制は、公権力によって国民や企業の経済活動等を制限する仕組みであり、その根拠は常に批判的に検証され、国民に対する十分な説明がなされなくてはならない。すなわち、「根拠に基づく政策立案 (Evidence Based Policy Making)」が最も強く求められる政策分野である。しかし、ともすると規制の正当性が情緒的に語られたり、利用者の立場が忘れられたりしがちである。

今般取りまとめた答申は、以上の考え方のもとに規制・制度の在るべき姿に立ち返り、本質的かつ骨太な議論を行った成果を取りまとめたものである。

3. 審議経過

(1) 審議テーマの設定と審議体制

会議においては、平成 28 年 9 月 12 日の第 1 回会議において、直ちに、行政手続部会と農業ワーキング・グループを立ち上げ、「事業者目線に立った行政手続コスト削減」、「牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革」及び「農業生産資材の調達・流通・加工の構造改革」に着手した。

その後、同年 10 月 6 日に第 2 回会議を開催し、①農業の流通改革、②転職支援、③介護サービス改革、④デジタル社会進化のための規制の徹底改革、⑤インバウンド支援、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会成功への規制改革、の 5 つを今期の重点課題とすることを決定し、新たに人材ワーキング・グループ、医療・介護・保育ワーキング・グループ及び投資等ワーキング・グループを立ち上げた。併せて、専門的検討を要する事項について会議での議論を補完する「タスクフォース」設置の枠組みを決定した。

また、国民・企業等から寄せられる規制改革要望を、広く受け付け実現するべく、前身の規制改革会議同様、内閣府に「規制改革ホットライン」を開設した。随時関係府省に検討要請し、要望を踏まえた改革の実現に尽力した。

(2) 重点的フォローアップ

会議として、既往の規制改革実施計画の進捗状況についてフォローアップを行っていくことは、改革を現実に進めていく上で不可欠の取組であり、第 2 回会議において、規制改革実施計画で閣議決定された事項のうち、以下について、重点的なフォローアップ事項とすることを決定した。

(農業ワーキング・グループ)

- ・ 農業協同組合改革の確実な実施
- ・ 牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革
- ・ 生産資材価格形成の見直し、流通・加工の業界構造の確立
(人材ワーキング・グループ)
- ・ 労使双方が納得する雇用終了の在り方
(医療・介護・保育ワーキング・グループ)
- ・ 診療報酬の審査の効率化と統一性の確保
(投資等ワーキング・グループ)
- ・ 通訳案内士制度の見直し
(本会議)
- ・ 民泊サービスにおける規制改革
- ・ 地方における規制改革
- ・ 地方版規制改革会議

(3) 公開ディスカッションの開催

会議では、規制改革を推進するための世論喚起を目指し、今期は2回の公開ディスカッションを開催した。

各回とも、国民にとって関心が高いと思われる検討テーマを選定の上、国民の目線で改革の方向性を見いだすことを趣旨とした。

また、議論をより充実させるため、傍聴者や、インターネット中継の視聴者の意見を積極的に活用した。

第1回：平成29年2月21日

- ・ 介護サービスの提供と利用の在り方について

第2回：平成29年4月13日

- ・ ジョブ型正社員の雇用ルールの確立

(4) 規制改革ホットラインにおける提案受付

会議は、規制改革を推進していく上で、国民・企業・団体からの様々な提案を重視し、引き続き、「規制改革ホットライン」において、規制改革の提案を常時受け付けた。

平成28年11月には、更に多くの提案をいただくことを目的として「集中受付」を実施し、内閣府ホームページにおける広報に加え、地方自治体を含め、各種団体に対して積極的な提案を働きかけるなど、集中的な周知活動を行うことにより、1か月で471件の提案が寄せられた。

規制改革ホットラインでは、同年8月以降、582件（平成29年4月30日現在）の提案を受け付け、随時、関係府省に検討要請を行い、関係府省からの回答526件をホームページで公表した。

関係府省から回答を得た事項のうち、更に精査・検討を要する事項については、ホットライン対策チームから順次会議に報告し、各ワーキング・グループ等において精査・

検討を行い、その結果を個別具体的な改革事項の取りまとめに活用した。

また、ホットライン対策チームにおける検討に基づき、提案受付フォームにおいて、提案が実現した場合に想定される経済的・社会的効果についても可能な限り記載いただくこととするよう見直しを行った。

今期、会議においては、141項目の答申を取りまとめたが、このうち約7割が、規制改革ホットラインに寄せられた提案と関連している。

(5) 各府省における規制レビューの着実な推進

規制レビューは、規制所管府省自身が主体的・積極的に規制改革に取り組む仕組みとして、平成26年6月の規制改革実施計画に基づいて構築された。

規制レビューの取組として、これまで、規制所管府省による「規制シート」の作成・公表、及び最長5年周期の「見直し期限」の設定・公表が進められてきた。

今期は、平成28年度に見直し時期が到来する規制のうち法律の形式により制度化されたもの（191件）について、各規制所管府省において規制シートが作成され、内閣府ホームページにおいて公表した。

規制改革に終わりではなく、不断の取組が求められる。今後とも、規制レビューを通じて、規制所管府省自らによる規制改革の取組を推進する必要がある。また、平成28年6月の規制改革実施計画に基づき、規制レビューを更に効果的な仕組みに発展させるための改善方策、及び規制レビューと規制の事前評価との連携について、引き続き検討する必要がある。

4. 本答申の実現に向けて

会議として、本答申を取りまとめ、内閣総理大臣に提出する。ここからは「実行」のステージである。取り上げたそれぞれの規制や制度、その運用等について直ちに改革に着手し、期限を切って着実に実現させなければならない。そのためには、改革実現までの工程表、すなわち「規制改革実施計画」を策定し、閣議決定することが必要である。

規制の多くは利害対立の構造を内包しており、これが規制所管府省の消極姿勢につながり、改革が遅れる主な要因となっている。改革を進めるためには、様々な立場にある関係者を説得・調整し、その構造を突破していくことが求められ、これはひとえに政治のリーダーシップにかかっている。本答申の内容が最大限実現されるよう、政治のリーダーシップに強く期待するものである。

5. 次のステップへ

(1) 次期の会議活動方針の策定

本答申提出後、平成29年7月から平成30年6月までを一つの期間として、更なる改革に取り組んでいく。取り上げるべき重点分野やその審議体制等、会議としての活動方針を速やかに定めることとする。なお、行政手続部会においては、既に、平成29年3月の取りまとめに基づき、具体的な工程表に基づく活動を継続しており、引き続き、弛

まず精力的に審議を進める。

(2) 決定事項のフォローアップ

規制改革については、これまで何度となく、答申、閣議決定が行われてきた。しかし、そのフォローアップが的確に行われていないため、当初意図していた改革がそのとおりに進んでいないケースがしばしばみられる。したがって、会議としては、前身の規制改革会議の決定事項も含めてその進捗について、政府から見直し状況の報告を受け、実行を確実なものにすることとする。特に重点的なフォローアップが必要な規制改革事項については、具体的なフォローアップ方針を定めて取り組んでいく。

II 行政手続コストの削減に向けて

1. 規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的推進（「日本再興戦略 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）（抜粋））

我が国を「世界で一番企業が活動しやすい国」とすることを目指し、「GDP600 兆円経済」の実現に向けた事業者の生産性向上を徹底的に後押しするため、規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に進める新たな規制・制度改革手法を導入することとし、事業者目線で規制・行政手続コストの削減への取組を、目標を定めて計画的に実施する。

このため、諸外国の取組手法に係る調査等を行い、規制・行政手続コスト削減に係る手法や目標設定の在り方を検討した上で、本年度中を目途に、本格的に規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に進めるべき重点分野の幅広い選定と規制・行政手続コスト削減目標の決定を行い、計画的な取組を推進する。

2. 行政手続部会における検討及び取りまとめ

上記の閣議決定を受けて、第 1 回会議（平成 28 年 9 月 12 日）において、行政手続部会を設置した。行政手続部会は、諸外国の取組についての調査を実施するとともに、事業者から負担感に関するアンケート調査やヒアリング等を行った上で、対日直接投資推進会議や未来投資会議における規制・行政手続の簡素化に関する先行的な取組の検討を踏まえつつ、第 12 回部会（平成 29 年 3 月 29 日）において「行政手続部会取りまとめ ～行政手続コストの削減に向けて～」を決定した。

その後、同日に開催された第 14 回会議において、行政手続部会取りまとめが了承され、また、会議に出席した経済三団体（一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、公益社団法人経済同友会）の長からの要請も踏まえ、内閣総理大臣から「政府を挙げて、規制改革、行政手続の簡素化、IT化について一体改革に取り組んでまいります。東京オリンピック・パラリンピック競技大会を開催する 2020 年までに、営業の許認可など事業者負担の重い分野について、行政手続コストの 20%以上の削減を目指します。地方公共団体においても、国の取組と連携して改善するよう協力を要請します。」などの発言があった。

行政手続部会取りまとめの概要は、以下のとおりである。

(1) 行政手続簡素化の3原則

① 行政手続の電子化の徹底

電子化が必要である手続については、添付書類も含め、電子化の徹底を図る。

② 同じ情報は一度だけの原則

事業者が提出した情報について、同じ内容の情報を再び求めない。

③ 書式・様式の統一

同じ目的又は同じ内容の申請・届出等について、可能な限り同じ様式で提出できるようにする。

(注) 地方自治体の行政手続については、地方自治体の理解と協力を得つつ、取組を進める。

(2) 重点分野と削減目標

① 重点分野

以下の9分野について、削減目標達成のための計画を策定し、取り組む。

「営業の許可・認可に係る手続」、「社会保険に関する手続」、「国税」、「地方税」、「補助金の手続」、「調査・統計に対する協力」、「従業員の労務管理に関する手続」、「商業登記等」、「従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行」

(注) 事業者に対するアンケート調査で、上記手続を「負担」とした回答を合計すると、全体の約7割(69%)を占める。

なお、「従業員の納税に係る事務」、「行政への入札・契約に関する手続」については、会議において別途速やかに検討。

② 削減目標

行政手続コスト(事業者の作業時間)を20%削減(取組期間は3年(事項によっては5年まで許容))。

(注1) 「国税」、「地方税」については、大法人の電子申告利用率100%等、別途の数値目標を設定。

(注2) 「調査・統計に対する協力」については、統計改革の基本方針等を踏まえて対応。

(3) 戦略的な取組の推進

① 重点分野

各府省は平成29年6月末までに基本計画を策定。可能な事項は速やかに着手。

同年7月以降、行政手続部会は幅広く点検し、必要な改善を求める。

各府省は平成30年3月までに基本計画を改定。

② 重点分野以外

行政手続コストの削減に向けた取組を進める。

行政手続部会は、各府省の取組について、必要に応じて、工程表の提示を求めるなどフォローアップを行う。

3. 今後の取組

行政手続は、行政を適切に執行するために設計されるため、得てして行政側の目線に偏りがちである。しかし、我が国産業の競争力強化・生産性向上のためには、事業者の目線でいかに効率化が図れるかという視点から、行政手続を見直すことが必要不可欠である。その際、国の行政機関における積極的な対応が必要であることは当然であるが、地方自治体の手続についても、その理解と協力を得ながらコスト削減に取り組むことが必要である。こうした業務プロセスの見直しは、行政自体の効率化や働き方改革にも大いに資するものである。

したがって、各府省は、行政手続簡素化の3原則（「行政手続の電子化の徹底」、「同じ情報は一度だけの原則」、「書式・様式の統一」）を踏まえ、行政手続コストを2020年までに20%削減すること等を内容とする行政手続部会取りまとめに沿って、積極的かつ着実に行政手続コストの削減に向けた取組を進める。その際、府省間の連携が必要な取組についても積極的に対応する。また、行政手続部会は、行政手続部会取りまとめに沿って、各府省の取組についてフォローアップを行い、行政手続コストの削減に引き続き取り組む。

III 各分野における規制改革の推進

1. 農業分野

(1) 規制改革の目的と検討の視点

我が国の農業は、地域の基幹産業であるとともに、世界に誇る「和食」を支えるなど高い潜在力を有している。「攻めの農政」のもと、40代以下の新規就農者は2万3千人を超え、生産農業所得も年間3兆3千億円と過去11年間で最も高い水準まで伸びているが、農業従事者の平均年齢は66歳を超えており、依然、高齢化と後継者の不足は深刻な問題となっている。

農業を成長産業とするためには、このような状況から脱却し、若者を含む意欲ある生産者が元気に活躍できる環境づくりを行う必要がある。現状維持の発想を転換し、農業以外の分野におけるイノベーションや多様な人材を取り込みながら、既存の制度を見直し、農業者や地域の農業団体が主役となって、生産性の向上や地域特性に応じた農畜産物の付加価値を高めるための創意工夫を行いやすくすることで、日本の農業の将来は切り開かれる。

平成28年5月、規制改革会議が決定した「規制改革に関する第4次答申」において、牛乳・乳製品の生産・流通、生産資材価格形成の仕組みの見直し及び生産者が有利販売できる流通・加工業界構造の確立に関する提言がなされ、同答申を受けて同年6月に閣議決定された規制改革実施計画において、これらの項目については同年秋までに結論を得ることとされた。その後、同会議の後継会議体として同年9月に発足した会議は、「総合的なTPP関連政策大綱に基づく『生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の

仕組みの見直し』及び『生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立』に向けた具体化の方向」（平成 28 年 11 月 11 日）、「農協改革に関する意見」（平成 28 年 11 月 28 日）及び「牛乳・乳製品の生産・流通等の改革に関する意見」（平成 28 年 11 月 28 日）を新たに公表した。これらの意見を踏まえ、政府及び与党における検討・論議を経て、同年 11 月に「農業競争力強化プログラム」が取りまとめられるとともに、これに基づく農業競争力強化支援法案や畜産経営の安定に関する法律（畜安法）改正法案等が平成 29 年通常国会に提出されるに至った。

このような農業改革を真に実りあるものとし、改革を一気に加速させるためには、今回の法改正をきめ細かくフォローアップするとともに、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成 28 年 11 月 29 日（改訂）農林水産業・地域の活力創造本部）に基づく構造改革・生産性改革等を徹底し、引き続き不断の改革を進めていく必要がある。

本観点から、今後取り組むべき規制改革項目を(2)及び(3)のとおり取りまとめた。

(2) 具体的な規制改革項目

① 生産資材価格の引下げ、生産者に有利な流通・加工構造の確立

ア 良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化に向けた取組の法制化

【a:措置済、b:平成 29 年度措置】

「農政新時代」を創造し、我が国農業を成長産業化していくためには、生産者が 1 円でも安く資材を調達でき、1 円でも高く農産物を販売できる仕組みを構築していく必要がある。そのためには、生産者のみならず、生産資材メーカーや流通事業者、関連団体などが一体となって効果的な方策を進めていくことが重要である。

したがって、

- a 平成 28 年 11 月に策定した「農業競争力強化プログラム」に基づき、農業競争力強化支援法案を提出する。
- b 農業競争力強化支援法（平成 29 年法律第 35 号）施行後の運用に当たっては、以下の諸点に留意する。
 - ・ 農業資材事業及び農産物流通等事業に係る事業環境の整備が着実に行われること。
 - ・ 農業資材事業及び農産物流通等事業の事業再編又は事業参入の促進が適切に図られること。
 - ・ 農業資材の調達及び農産物の出荷等に関し、価格等必要な情報の入手の円滑化のための具体的措置が講じられること。
 - ・ 農産物の直接販売の促進、品質等についての適切な評価のための具体的施策が講じられること。

イ 農業生産資材及び農産物流通に関する規制の総点検

【a:平成 30 年度上期までに調査を実施、これを踏まえた施策について

平成31年度上期までに検討、結論を得次第速やかに措置、
b:平成31年度上期措置、c:平成29年検討・結論、d:措置済み】

我が国農業者が所得を増やしていくためには、農業及びその関連産業の国際競争力をより一層強化し、国内・国外での競争に勝ち抜いていける強い農業を実現する必要がある。このために、実状に合わなくなったシステムの抜本的見直しや各種法制度の総点検、合理的理由のなくなった規制の廃止等を通じ、社会環境の変化や技術革新に対応できる制度の導入等を進める必要がある。

したがって、以下の措置を講ずる。

- a 農業競争力強化支援法に基づき、国内外における農業資材の供給及び農産物流通等の状況に関する調査を行った上で、良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化を実現するための施策の在り方について検討する。
- b 農薬取締法（昭和23年法律第82号）等各種法制度や法律に拠らない業界団体による自主的な規制を含めたあらゆる規制・制度に関する総点検を速やかに行い、必要な措置を講ずる。
- c 特に卸売市場については、経済社会情勢の変化を踏まえて、卸売市場法（昭和46年法律第35号）を抜本的に見直し、合理的理由のなくなっている規制は廃止すべく、平成29年末までに具体的結論を得て、所要の法令、運用等を改める。
- d 農業機械化促進法（昭和28年法律第252号）及び主要農作物種子法（昭和27年法律第131号）を廃止する法律案を提出する。

② 牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革

ア 加工原料乳生産者補給金制度の改革

【a:措置済み、b:平成29年度措置】

加工原料乳生産者補給金制度の見直しに当たって、生産者が、出荷先を自由に選べる環境の下、経営マインドを持って創意工夫をしつつ所得を増大していくとの改革の趣旨を徹底していく必要がある。

具体的には、共同販売、乳業メーカーへの直接販売、生産者自身による処理・加工、これらの組み合わせ等、出荷の形態によるハンディキャップをなくし、生産者が生乳の出荷先等を自由に選べる制度へと改革すべきである。

さらに、指定生乳生産者団体に指定されている農協が自らの合理化も含め、中間コストや物流コストの削減を進め、生産者の所得がより向上するよう対応しつつ、乳価交渉の強化を図る。また、指定された農協に委託販売する生産者のみに国が財政支援を行うという、現行の方式は是正すべきである。

したがって、以下の措置を講ずる。

- a 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）を廃止し、生産者が、出荷先等を自由に選べる環境の下、経営マインドを持って創意工夫をしつつ所得を増大させていくために、指定生乳生産者団体に全量委託販売する酪農家に限定することなく、加工原料乳の全ての生産者に補給金を交付し、需給に応

じた乳製品の安定供給の確保等を図るための所要の改正法案を提出する。

- b 上記の制度見直しの趣旨を踏まえて、新制度に関する法令、通達等の運用ルールを新たに整備する。その際、年間販売計画が飲用向けと乳製品向けの調整の実効性を担保できるものとする事、部分委託の場合当たりの利用を認めないルールとすること等に留意する。

イ 条件不利地域への対応

【平成 29 年度措置】

条件不利地域の生産者については、集乳コストがかさむために、集乳に応じて販売を行う農協等に対しては、あらかじめ条件不利地域を含む集乳エリアを定め、エリア内の生産者の委託・販売を拒まないことや、集乳経費の経費明細について、国に報告し、同時に、委託・販売した生産者に報告する等の要件を満たす場合に集乳経費の一部を補助する加算金を交付するなど、大枠について決定され、法案成立後、政令・省令、通達等の運用ルールが定められる。

したがって、条件不利地域の生産者の集送乳円滑化の観点から、受託販売や買取販売を行う事業者の集送乳経費を助成する仕組みの運用の検討に当たっては、新たな事業者の参画を可能としつつ、条件不利地域の生産者の生乳が確実に集乳される仕組みを構築すべきである。

③ 農協改革の着実な推進

【平成 29 年度以降、継続的に措置】

農協改革については、平成 26 年 6 月の規制改革実施計画に記載された「農業協同組合の見直し」及び平成 27 年 6 月の規制改革実施計画に記載された「農業協同組合改革の確実な実施」を踏まえ、平成 31 年 5 月末までの「農協改革集中推進期間」における自己改革を加速させる必要がある。全農改革は「農業競争力強化プログラム」に掲げられた生産資材・流通加工に関する改革を推進する上でも重要であり、また、地域農協組織においても、自己改革の着実な進捗が強く期待される。

したがって、

- a 全農が生産資材の購買事業の見直し・農産物の販売体制強化等を盛り込んで策定した新たな年次計画の実施状況を含め、「農協改革集中推進期間」にある J A グループの自己改革の進捗状況をフォローアップし、真に農業者のための改革が実現するよう促す。特に、「農業競争力強化プログラム」において「全農の生産資材の買い方」及び「全農の農産物の売り方」として記載された諸点について、確実かつ計画的に履行されるよう促す。
- b 地域農協組織においても、農産物の有利販売やこれと結びついた営農指導と、生産資材の有利調達とに重点を置いた事業運営へと転換するとともに、事業利用の強制をしないなど、平成 27 年改正農協法の趣旨に即した事業運営を徹底するな

ど、自己改革を促す。

- c 上記のほか、平成 26 年 6 月の規制改革実施計画に記載された「農業協同組合の見直し」及び平成 27 年 6 月の規制改革実施計画に記載された「農業協同組合改革の着実な実施」を踏まえ、中央会制度から新たな制度への移行、地域農協組織の信用事業の農林中金等への譲渡等を始め、農協改革集中推進期間中の着実な自己改革を促し、進捗状況をフォローアップする。

④ 農業競争力強化と地域経済の活性化に向けて農地の利活用を促進する規制改革

農地は、農業を支える重要な基盤であり、これまでも、農地中間管理機構等を通じた集積・集約化や、保有主体の多様化等の改革が進められており、引き続き、実態に即した不断の見直しを行うことが重要である。また、地域経済の活性化という観点から見れば、農業が地域経済の重要な柱の一つであることはもとより、農地を含めた土地の効果的な利活用は地方創生を進める上での重要な要素になるという側面もある。

このため、これまでの改革の成果を踏まえつつ、引き続き、①農地中間管理機構による農地の集積・集約化が効果的に行われているか、②意欲ある多様な担い手による農地の利活用が十分になされているか、③地域経済の活性化を農業競争力の強化につなげる上で、農地転用規制の在り方は適切か、④農業用ハウスや植物工場など新技術が支える現在の農業に即した農地政策となるよう予断なき見直しがなされているか等の観点から、引き続き、会議において、農地に関する規制・制度の幅広い検討を深めていくこととするが、当面の具体的な改革項目は以下のとおりである。

ア 農地中間管理機構を軸とする農地の集積・集約化の更なる推進

【平成 29 年検討開始、平成 30 年度に結論を得次第速やかに措置】

農地中間管理機構が活動を開始した平成 26 年度以降、担い手への農地の集積・集約化は進み、平成 35 年度に担い手の利用面積を全体の 8 割にまで高めるという「日本再興戦略 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）で定められている目標に対し、平成 28 年度末時点で 54%となっている。一方、容易に実績につなげられるケースは平成 27 年度までで一巡し、平成 28 年度においては集積に向け新たな取組の掘り起しが期待されていたものの、前年度に比べ増加率は落ち、目標を達成するためには、更なる対応策の検討、実行が必要である。

したがって、農地中間管理機構による農地の集積・集約化の実績等を踏まえ、同機構以外の流動化手法の取扱いを含む中間管理事業の更なる推進に向けた改善策を検討し、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）の施行後 5 年を目途とした、農地中間管理事業等の在り方の見直しに合わせて着実に実施する。

イ 農地の有効利用のための流動化に資する転用期待の抑制

【平成 29 年検討開始、平成 30 年度に結論を得次第速やかに措置】

担い手の経営規模拡大・低コスト化による競争力強化に向け、農地の集積・集約を進めるためには、農地流動化の促進が引き続き重要な課題であることを踏まえ、農地転用期待が農地の流動化を阻害しないようにする必要がある。このため、農林水産省が設置した「農地流動化の促進の観点からの転用規制のあり方に関する検討会」において調査検討が行われ、中間とりまとめが行われた。本とりまとめでは、農地転用期待を抑制し、担い手への農地集積・集約化を進める具体的手法として、

- ・ 転用利益の徴収など、転用利益をなくす、又は大幅に縮小させることによって、転用期待を抑制する手法
- ・ 転用規制の強化など、転用を抑制することによって、転用期待を抑制する手法
- ・ 農地の規制状況の周知と併せた利用権設定の農家への働きかけなどによって、転用期待を持つ農家を農地流動化へと誘導する手法

が提示され、施策を検討していく必要があるとされたところである。今後、本とりまとめに従い、具体的施策の実現に向けた検討が着実に進むことが必要である。

したがって、過度な転用期待に伴い流動化が阻まれている状況を改善することを目的とする転用利益の徴収等の対策について、その施策の具体化に必要な検討を、アの農地中間管理事業に係る改善策の実施と併せて着実に実施する。

ウ 農地における新たな農業生産施設・設備の利活用の促進

【平成 29 年検討開始、結論を得次第速やかに措置】

農業生産に係る技術革新が進み、コンクリート敷の農業用ハウスやいわゆる植物工場などで、多様な手法で青果等を効率的に生産している事例がある。現行の農地にこれらの施設を設置する場合、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）上、当該土地は農地に該当しなくなるため、農地転用手続が必要となる。しかしながら、農地に農業用ハウスを設置する場合等、農業生産のために利用を継続する場合には、農地と同様の取扱いをすべきではないかとの指摘がある。

したがって、農地について、その将来にわたる利活用の可能性を維持しつつ、新たな技術革新を活かした農業生産を支える多様な施設・設備の設置や運用を行う場合の農地法における取扱いについて検討する。

(3) 森林・林業及び水産業について

これまでの数年間にわたる農業改革を進める中で見えてきたものは、従事者の高齢化等による担い手不足という問題と、伝統ある様々な仕組みが新たな課題に適合できなくなっているという問題が深刻し、日本の豊かな潜在力を活かし世界に打って出る好機を逸しかねない状況にあるという事実である。会議では、日本の農業が、このような状況からいち早く脱却し更なる発展が期待できる夢ある産業に転換することを目指して、様々な角度から改革を進めてきたところである。

今後は、農業のみならず、同じく潜在力ある一次産業として、林業や水産業に視野を広げ、事実の把握と分析、関係者や有識者からの多面的な意見聴取を行い、農業同様、競争力ある産業としての成長を支える規制改革の実現に向けて、検討を進めていく。

① 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進

【平成 29 年検討・結論。結論を得次第速やかに措置】

森林・林業を巡る情勢については、国内の森林資源が本格的な利用期を迎えているにもかかわらず、森林資源を経済ベースで十分に活用できておらず、また適切な森林管理が行われていないためCO₂吸収源などの公益的機能を十分に果たせていない森林も存在する。このため、森林資源を経済ベースで最大限かつ効率的に活用できるようにするとともに、経済ベースに乗らず適切な管理が行われない森林を公的な主体が適切に管理する新たな森林管理システムの確立が必要である。

したがって、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の実現に向け、森林の管理経営を意欲のある持続的な林業経営者へ集積・集約化する方策や、これを補完するために市町村等が担う公的仕組みとその持続可能な実効を担保する財源を含めた枠組みについて、検討し、結論を得次第、速やかに、所要の規制・制度改革を実施する。

② 漁業の成長産業化等の推進と水産資源の管理の充実

【平成 29 年検討開始、平成 30 年結論。結論を得次第速やかに措置】

水産を巡る情勢については、資源管理の問題が指摘されるとともに、漁業所得が低迷し、新規就業者も少ないなどの問題がある。この結果、世界的に漁業生産量が増大する中、我が国は漁業生産量が減少しており、世界第 6 位の排他的経済水域（EEZ）を有効に活用できていない状況にある。さらに、世界では養殖生産量が大幅に増加し漁業生産量の 5 割に達している一方で、日本は 2 割にとどまっている。

こうした状況に対処するため、平成 29 年 4 月、国際競争力のある漁業経営体等の育成、数量管理等による水産資源管理の充実等を定めた「水産基本計画」が閣議決定されているが、更に抜本的な改善策の検討を要する状況にある。

したがって、数量管理等による水産資源管理の充実や漁業の成長産業化等を強力に進めるために必要な施策について、関係法律の見直しを含め、検討を開始し、早急に結論を得る。

(4) 重点的にフォローアップに取り組んだ事項

① 農業協同組合改革の確実な実施

平成 26 年 6 月の規制改革実施計画に記載された「農業協同組合の見直し」と、その後の検討を踏まえ平成 27 年 6 月の規制改革実施計画に記載された「農業協同組合改革の確実な実施」、並びに、平成 28 年 6 月の規制改革実施計画に記載された「牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革」及び「生産資材価格形成の見直し、流通・加工の業界構造の確立」を重点的フォローアップ事項として、法制化に向けた検

討状況や制度の運用状況について検証した。

平成 26 年 6 月の規制改革実施計画に記載された「農業協同組合の見直し」及び平成 27 年 6 月の規制改革実施計画に記載された「農業協同組合改革の確実な実施」については、平成 31 年 5 月までの「農協改革集中推進期間」の中であって、JAグループによる自己改革が進められているところであり、改革が着実に実施されるよう、引き続きフォローアップを行う必要がある。

② 牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革

牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革については、国家貿易で輸入した乳製品のモニタリング等の強化として、農畜産業振興機構（ALIC）が平成 28 年 9 月に公表したバター追加輸入分から、流通計画の提出、計画の実施状況や販売実績の報告を落札者に義務付けたほか、バターの店頭調査の精度向上、関係者間での需給状況の情報共有等の措置が図られている。また、LL（ロングライフ）牛乳の衛生状況を確保するための製造認可の審査基準については、平成 29 年 5 月に、一定の要件を満たす場合に限り、搾乳から処理施設における受乳までの時間が従来の 48 時間以内から 96 時間以内に改正されたところである。加工原料乳生産者補給金等暫定措置法による補給金制度の見直しについては、法案成立後政令・省令が定められることとなっており、意欲ある生乳生産者の自由な経営環境の整備に向け、引き続きフォローアップを行う必要がある。

③ 生産資材価格形成の見直し、流通・加工の業界構造の確立

生産資材価格形成の見直し及び流通・加工の業界構造の見直しについては、「農業競争力強化プログラム」に基づく農業競争力強化支援法が平成 29 年 5 月に国会で成立するとともに、全農は自己改革プログラムを発表した。生産者が肥料や飼料を 1 円でも安く仕入れ、農産物を 1 円でも高く販売できるよう、農業競争力強化支援法を速やかに施行するとともに、全農を始めとする JAグループの自己改革が着実に実行されるべく、引き続きフォローアップを行う必要がある。

2. 人材分野

(1) 規制改革の目的と検討の視点

働き方が多様化する中、働き方の選択を容易にし、かつ、どのような働き方を選択しても著しく不利にならないようにする環境整備が急務である。また、人口減少が進む中、社会全体で「人材」を最大限活用することは、持続的な経済成長のために不可欠である。そして、日本経済全体の生産性を向上させるためには、「失業なき円滑な労働移動」により人材の最適配置が可能となるようにし、働き手一人一人が自らの能力を最大限発揮できる環境を整備することが重要である。

そのためには、第一に、転職を望む働き手が、次の職場へ円滑に移動できるよう、「転職先がより見つけやすくなる仕組みづくり」が必要である。

第二に、転職をした働き手が結果として不利益を被ることがないように、「転職して不利にならない仕組みづくり」が必要である。その際、勤続期間が長いほど有利に扱われる退職金に関連する税制なども見直されることが望ましい。

第三に、転職を望む働き手が抱える不安が少しでも払拭されるよう、「安心して転職できる仕組みづくり」が必要である。

以上を踏まえ、人材分野においては、「転職」をキーワードとして、自発的な労働移動を円滑に進める観点から、①転職先がより見つけやすくなる仕組みづくり（ジョブ型正社員の雇用ルール確立、職業紹介事業を行う場合における行政手続の簡素化）、②転職して不利にならない仕組みづくり（法定休暇付与の早期化）、③安心して転職できる仕組みづくり（使用者の労働法知識向上の促進）について、具体的な規制改革項目を取りまとめた。

(2) 具体的な規制改革項目

① 転職先がより見つけやすくなる仕組みづくり

ア ジョブ型正社員の雇用ルールの確立

【平成 29 年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

平成 26 年 6 月の規制改革実施計画では、職務、勤務地、労働時間のいずれかの要素（又は複数の要素）が限定されるジョブ型正社員の雇用ルールを整備する観点から、「当面、労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）の解釈を通知し周知を図る」こととされ、これを受けて、「多様な正社員に係る『雇用管理上の留意事項』等について」（平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省労働基準局長通達）が発出されたところである。

しかし、ジョブ型正社員に関する雇用ルールは、働く人の視点に立てば、いまだ法的な整備が十分とは言えないため、個々人がより安心して多様な働き方を選択できるよう、関係法令の整備を更に進めるべきである。

関係法令の整備については、過去、「ジョブ型正社員の雇用ルール整備に関する意見」（平成 25 年 12 月 5 日）を公表したところであるが、その後の「『多様な正社員』の普及・拡大のための有識者懇談会報告書」（平成 26 年 7 月）において、まずは、多様な正社員の運用の定着が必要とされたため、現在、厚生労働省において、その普及活動とともに、運用の定着状況に関する実態調査が進められている。

したがって、平成 29 年公表の実態調査の結果を踏まえ、関係法令の整備を含む更に必要となる方策について検討を行い、必要な措置を講ずる。

イ 職業紹介事業を行う場合における行政手続の簡素化

【平成 29 年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

特別の法律により設立された法人（商工会議所等）が構成員に関連する無料の職業紹介事業を行おうとする場合、厚生労働大臣への届出が必要となる。その際の提出書類については、平成 29 年 4 月 1 日、「役員の住民票の写し及び履歴書」の提出

が不要とされたところではあるが、更なる簡素化を求める指摘がある。

また、届出により構成員に関連する職業紹介事業を行っている特別の法人が、構成員に関連しない職業紹介事業を行おうとする場合、厚生労働大臣の許可が改めて必要となるが、この場合の許可手続の簡素化を求める指摘もある。

したがって、特別の法律により設立された法人が職業紹介事業を行おうとする場合の提出書類につき、その精査を行い、簡素化を進める。

② 転職して不利にならない仕組みづくり

ア 法定休暇付与の早期化

【指針改正について、平成 29 年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置。

改正指針の施行後、2 年を目途に休暇付与の早期化に関する実態調査を開始。調査結果を得次第、関係法令の改正を含む必要な方策について速やかに検討・結論】

必要なときに休暇を取得できることは、ワーク・ライフ・バランスの実現や健康維持のために重要である。しかし、現行の仕組みでは、入社後半年間は法定年次有給休暇が付与されないなど、休暇利用に関する多様なニーズを満たしているとは言えず、また、結果として転職を不利なものにしている。以上の観点から、「法定休暇付与の早期化に関する意見」（平成 29 年 1 月 26 日）を取りまとめ、次の提言を行った。

- 1 入社後、半年間は法定年次有給休暇が付与されない現行の仕組み（7 か月目に 10 日付与）は、勤務開始日から一定日数の年次有給休暇が付与される仕組みとすべきである。例えば、勤務開始日に 1 日、以後 1 か月ごとに 1 日を付与し、7 か月目に 4 日（計 10 日）付与する仕組みとすることが考えられる。
- 2 入社後、法定年次有給休暇の付与日数が 20 日に達するまで、6 年半かかる現行の仕組みは、可能な限り早期に法定年次有給休暇の付与日数が 20 日に達する仕組みとすべきである。例えば、入社後 1 年半で 20 日に達する仕組みとすることが考えられる。
- 3 労使協定により、入社後、半年間は子の看護休暇・介護休暇（原則、それぞれ年 5 日）を取得できなくすることが可能な現行の仕組みを改め、勤務開始日から一定日数の子の看護休暇・介護休暇を取得できる仕組みとすべきである。例えば、仮に労使協定が締結されたとしても、勤務開始日に 1 日、3 か月目に 1 日、5 か月目に 1 日、7 か月目に 2 日（計 5 日）取得できる仕組みとすることが考えられる。

したがって、「法定休暇付与の早期化に関する意見」の内容の実現に向け、「労働時間等設定改善指針」（平成 20 年厚生労働省告示第 108 号）及び「子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」（平成 21 年厚生労働省告示第 509 号）を改正し、a. 入社初年に年次有給休暇が付与されるまでの継続勤務期間を可能な限り短縮すること、b. 年次有給休暇の付与日数が 20 日に達するまで

の継続勤務期間を可能な限り短縮すること、c. 仮に労使協定が締結されたとしても、勤務開始日から一定日数の子の看護休暇及び介護休暇を取得できるようにすることについて、事業場の実情も踏まえ対応することが望ましい旨の記載を追加する。また、「労働時間等設定改善指針」等の改正後、その普及啓発に積極的に取り組み、休暇の早期付与の状況に関する実態調査を行う。さらに、その調査結果を踏まえ、関係法令の改正を含む更に必要となる方策について速やかに検討を行う。

③ 安心して転職できる仕組みづくり

ア 使用者の労働法知識向上の促進

【平成 29 年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）では、職業紹介事業者に職業紹介責任者の選任を義務付け、その選任対象者には、必要な知識を習得させるための講習の修了を必要とすることにより、一定の知識水準を担保する仕組みが存在する。また、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）や労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）においても、一定の知識水準を担保する類似の仕組みが存在する。

しかし、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）といった基本的な労働法の知識向上については、同様の仕組みが存在しない。すなわち、同法第 105 条の 2 において、「厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、この法律の目的を達成するために、労働者及び使用者に対して資料の提供その他必要な援助をしなければならない」とされているだけであり、使用者の自発的な取組に任されている。

したがって、使用者が基本的な労働法の知識を十分に得るための方策について、幅広く検討を行い、必要な措置を講ずる。

(3) 重点的にフォローアップに取り組んだ事項

① 労使双方が納得する雇用終了の在り方

人材ワーキング・グループでは、平成 27 年 6 月の規制改革実施計画に盛り込まれた「労使双方が納得する雇用終了の在り方」を重点的フォローアップ事項とし、厚生労働省から、「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」における検討状況についてヒアリングを行った。今後も引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行っていく。

3. 医療・介護・保育分野

(1) 規制改革の目的と検討の視点

我が国の少子高齢化は、構造的かつ急速に進んでいる。内閣が一億総活躍社会実現に向けて打ち出した「新・三本の矢」のうちの、「夢をつむぐ子育て支援」（待機児童解消など）、「安心につながる社会保障」（介護離職ゼロなど）の実現は、規制改革の重要な目的である。

また、社会保障給付費は、医療 37.9 兆円・介護 10.0 兆円（いずれも平成 28 年度予算ベース）と、対 GDP 比は合計で 9.2% に達し、今後も、団塊の世代が全て後期高齢者となる平成 37 年（2025 年）に向けて、医療・介護費用の大幅増が見込まれている。

このような急速に進む少子高齢化と限られた財源に鑑みれば、既存の健康保険・介護保険などの社会保障の仕組みを持続可能化し、国民が必要とする医療・介護サービスを、最大限、効果的・効率的に提供することは、我が国にとって喫緊の課題であり、これを阻害する従来の規制を国民目線で絶えず見直し、改革していく必要がある。

会議は、以上の目的のため、医療・介護・保育の三つの社会保障分野（健康の増進を含む。）を対象として規制改革に取り組み、（2）のとおり、個別具体的な規制改革項目を取りまとめた。

検討の視点のうち、特に、今期の医療・介護・保育ワーキング・グループが重点審議項目とした「介護サービスの提供と利用の在り方に係る改革」（具体的項目としては（2）①～④）について説明する。

未曾有の超高齢社会を迎えた我が国において、介護ニーズは高まる一方である。国民がニーズに合った介護サービスを選択でき、利用者や家族が要介護状態になることを過度に不安に思わずにすむようにすることを目的として、国民・利用者目線で改革に取り組んだ。

① 介護サービス利用者の選択に資する情報公表制度及び第三者評価の改善

利用者・家族が自分のニーズに合う介護サービスを選択するためには、適切な情報を入手できることが必要である。介護事業所の情報を客観的に公表する介護サービスの情報公表制度と、介護事業者の提供するサービスの質を第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価する福祉サービス第三者評価事業が存在しているが、いずれも一般国民の認知度が低く、真に利用者による介護サービスの選択に資する制度とするためには改革が必要である。このため、情報公表制度について情報を分かりやすく表示するための見直しや周知、第三者評価について受審率と質の向上に向けた各種の施策を行う。

② 介護保険内・外サービスの柔軟な組合せの実現

介護は生活全体を支えるものであるから、介護保険サービスだけで国民の多様な介護ニーズに応えていくことは難しい。要介護者のみならずその家族を支える観点から、保険外のサービスとの柔軟な組合せを実現し、多様なサービスを選択可能にして「在宅介護の限界点を引き上げる」ことが求められる。しかし、現行の介護保険制度の下では、介護保険サービスと保険外サービスを明確に区分することを求めるルールなどにより、柔軟な組合せができないことがある。このため、訪問介護・通所介護について柔軟な組合せを実現するための全国的なルールの明確化などの施策を行う。

③ 介護サービス供給の在り方の見直し

介護保険制度の運営は自治事務であり、介護分野における地方自治体の役割は極めて大きい。一方、地方自治体が適切に制度を運営しなければ、利用者のニーズに見合

ったサービスが提供されないおそれがある。このため、介護保険事業（支援）計画において的確なニーズが把握されるよう基本方針に明示することや、地方自治体が独自に行う介護事業者選定のための公募に係る留意点の明確化などを行う。

④ 介護事業の展開促進・業務効率化の促進

介護サービスの展開・促進に当たっては、介護事業者や介護職員・保険者の事務負担軽減を図る等の改革も必要である。このため、介護報酬体系全体の簡素化に向けた議論を開始するほか、独立行政法人福祉医療機構から融資を受ける際の担保設定の在り方に関する検討などを行う。

(2) 具体的な規制改革項目

① 介護サービス利用者の選択に資する情報公表制度及び第三者評価の改善

ア 介護事業者選択に資する情報の分かりやすい表示への見直し

【平成 29 年度検討・結論、平成 30 年度措置】

介護サービス情報公表システムを通じて、各介護事業者の介護サービス情報が公表されているが、利用者における利用率は低く、介護サービスの選択に当たって、十分活用されていないとの指摘がある。

その要因の一つとして、公表されている情報が膨大かつ専門的な内容であり、一般の利用者が、掲載されている情報を十分に理解した上で、介護事業者を比較検討することが困難であるという点が挙げられる。

したがって、介護サービス情報公表システムにおける情報項目について、介護事業者を選択する基準となる情報を調査・研究した上で、その結果を踏まえ、利用者・家族向け情報と専門職（ケアマネジャー等）向け情報に再編することの適否などを検討し、介護事業者選択に資する情報を分かりやすく表示する。

イ 情報公表システムにおける利用者の選択に資する機能の追加

【平成 29 年度検討・結論、平成 30 年度上期措置】

介護保険制度では、複数の介護サービスを組み合わせて利用することが可能であり、介護サービス情報公表システムについて、こうした組合せの具体例や総費用等が把握できる仕組みの追加を求める声がある。

したがって、利用者の主体的なサービス選択に資するよう、介護サービス情報公表システムに、各種サービスを組み合わせて利用する場合の総費用の簡易な試算の機能を追加することなどを検討し、結論を得る。

ウ 情報公表システムの周知

【平成 29 年度上期措置】

介護サービス情報公表システムについては、その存在が利用者に十分に認知されていない。

したがって、介護サービス情報公表システムが、介護が必要になった場合に適切

なタイミングで認知されるよう、要介護認定及び要支援認定の結果通知書に当該システムのURLを記載するよう地方自治体に促すなど、周知方法を検討し、地方自治体の協力を得ながら周知する。

エ 第三者評価受審促進に向けた具体的数値目標の設定と支援等の実施

【a:平成 29 年度検討・結論、b:平成 29 年度措置】

福祉サービス第三者評価事業については、介護事業者における受審率が非常に低く、制度の普及を図る観点から、受審率の向上が課題である。

厚生労働省においては、平成 28 年度から、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、通所介護及び訪問介護における福祉サービス第三者評価事業の受審率の引上げを目指し、「前年度以上の受審率」を目標とし、介護施設等に対して本事業の積極的な受審を促すよう地方自治体へ周知する等の取組を行ってきたが依然として、介護分野における本事業の受審率は低調である。

したがって、

- a 第三者評価事業受審の意義等を明らかにした上で、事業類型別・都道府県別の福祉サービス第三者評価受審率の数値目標の設定及び公表に向けて、都道府県等の意見を踏まえつつ、検討し、結論を得る。
- b 各都道府県における第三者評価受審率等の公表を行う。

オ 第三者評価受審に係るインセンティブの強化

【a, b:平成 29 年度検討・結論、平成 30 年度措置、c:平成 30 年度措置】

福祉サービス第三者評価事業については、所轄庁による指導監査や情報公表制度における訪問調査等との重複感を指摘する声がある。

したがって、

- a 第三者評価機関が第三者評価を行う場合、介護事業者が他の監査・評価等で提出した資料と同様のものを使うよう都道府県等を通じて促すなど介護事業者への負担を軽減することを検討し、結論を得る。
- b 第三者評価受審介護事業者に対して講じられる負担軽減策等の受審メリットを、都道府県等と連携の上、介護事業者に対して、分かりやすく示す。
- c 介護サービス情報公表システムにおいて、第三者評価の受審状況をより分かりやすく表示するとともに、介護事業者の同意に基づき、評価結果も分かるようにする。

カ 第三者評価の利用者選択情報としての位置付けの強化

【a:平成 29 年度措置、義務化は平成 30 年度から実施、b:平成 30 年度措置】

福祉サービス第三者評価事業は、介護事業者におけるサービスの質の向上及び利用者の適切なサービス選択に資する情報とすることを目的の一つとして実施されているが、利用者は、介護事業者選択に当たって、第三者評価結果をほとんど

参照していないとの指摘がある。

したがって、

- a 契約締結時における介護事業者からの重要事項説明として、第三者評価の受審状況等の説明を義務化する。
- b 介護サービス情報公表システムにおいて、第三者評価の受審状況をより分かりやすく表示するとともに、介護事業者の同意に基づき、評価結果も分かるようにする。(再掲)

キ 第三者評価機関及び評価調査者の質の向上の推進

【平成 29 年度検討・結論】

福祉サービス第三者評価事業については、第三者評価機関・評価調査者の質に課題があり、受審が普及しない一因となっているとの指摘がある。

したがって、第三者評価機関・評価調査者の質の向上を図る観点から、既存の研修体系の在り方を見直すとともに、不適格な第三者評価機関（評価調査者）の退出ルールの有在り方について検討し、結論を得る。

ク 高齢者福祉サービス版の評価基準の充実

【措置済み】

介護事業者の質を判断するためには、施設等の特性や専門性を踏まえたサービス・支援内容に関し評価する基準として、各福祉施設の類型ごとに策定が進められている内容評価基準を充実させることが必要である。

したがって、養護老人ホーム版、軽費老人ホーム版の内容評価基準を策定する。

ケ 介護事業者向けの手引書等の作成

【平成 29 年度措置】

福祉サービス第三者評価事業は、介護事業者において制度が浸透しておらず、介護事業者への周知を図る必要がある。

したがって、介護事業者向けに、第三者評価の受け方・活かし方等についてまとめた手引書（書籍）やパンフレットを作成する。

② 介護保険内・外サービスの柔軟な組合せの実現

ア 介護保険サービスと保険外サービスの組合せに係る新たな通知の発出と周知

【平成 29 年度検討・結論、平成 30 年度上期中に速やかに措置】

介護保険制度では、多様なニーズに対応できるよう、保険サービスと保険外サービス（以下「両サービス」という。）を組み合わせ提供することを認めているが、両サービスを明確に区分することなどが求められている。

両サービスを組み合わせるに当たっては、明確で一覧できるルールがなければ、地方自治体による指導がまちまちになるおそれがあり、介護事業者が両サービスを

柔軟に組み合わせて提供する際の障壁になるとの指摘がある。

したがって、両サービスの柔軟な組合せが適切に行われるようにするため、下記 a～c についての検討の結論を踏まえ、地方自治体や介護事業者にとって分かりやすくなるよう、一覧性や明確性を持たせた通知（技術的助言）を発出し、周知を図る。

- a 訪問介護における、両サービスの組合せに係る現行のルール of 整理（両サービスの連続的な提供に係るルール of 明確化を含む。事項名イの a 参照）
- b 通所介護における、両サービスの柔軟な組合せに係るルール of 整備（事項名ウ参照）
- c 利用者の自費負担で介護保険と同等のサービスを提供する場合の価格規制 of 明確化（事項名オ参照）

イ 訪問介護サービスにおける柔軟な組合せ of 実現等

【a：平成 29 年度検討・結論、b：平成 29 年度検討開始】

介護保険制度では、多様なニーズに対応できるよう、両サービスを組み合わせて提供することを認めているが、「指定訪問介護事業所 of 事業運営 of 取扱等について」（平成 12 年 11 月 16 日厚生省老人保健福祉局振興課長通知）等により、両サービスを明確に区分することが求められている。このため、訪問介護サービスにおいては、両サービスを同時一体的に提供することが困難であったり、両サービスの連続的な提供について地方自治体ごとに指導がまちまちであるなど、両サービスを柔軟に組み合わせることはできないことがある。

したがって、訪問介護について、両サービスの柔軟な組合せが適切に行われるようにするため、

- a 両サービスの組合せに係る現行のルール of 整理（両サービスの連続的な提供に係るルール of 明確化を含む。）について検討し、結論を得る。

また、

- b 両サービスの同時一体的な提供 of 在り方について、下記のような課題を踏まえて検討する。

- ・自立支援・重度化防止 of 阻害のおそれ
- ・保険給付増加 of 呼び水となるおそれ
- ・適正な保険給付を担保するサービス of 区分
- ・ケアマネジャーなどによる適切なマネジメント

ウ 通所介護サービスにおける柔軟な組合せ of 実現

【平成 29 年度検討・結論】

通所介護サービスについても、両サービスの明確な区分を求める規制のもとで、両サービスを柔軟に組み合わせて提供することは困難であるとの指摘や、地方自治体ごとに指導がまちまちであるとの指摘がある。また、通所介護事業所への送迎の前後又は送迎と一体的に有料の保険外サービスを提供すると、道路運送法（昭和 26

年法律第 183 号) 上の有償運送に該当し得るとの指摘がされている。

したがって、通所介護について、両サービスの柔軟な組合せが適切に行われるようにするため、下記の a～c について検討し、結論を得る。

- a 事業所への送迎の前後又は送迎と一体的な保険外サービスの提供に係る関係法令の解釈の明確化
- b 通所介護サービスを提供中の利用者に対し、保険外サービスを提供する場合のルール¹の在り方
- c 保険サービスを提供していない日・時間帯における、事業所の人員・設備を活用した保険外サービスの提供や、同一事業所内に両サービスの利用者が混在する場合のサービスの提供に係る現行のルールの整理

エ 保険サービスと関係する保険外サービスに係る柔軟な価格設定の在り方

【平成 29 年度整理開始】

現行の介護保険制度のもとでは、保険サービスの価格は公定価格（介護報酬）が上限とされ、利用者の自費負担による指名料や希望時間の指定料を徴収することはできない。しかし、指名料や時間指定料の導入は、家族にとっては在宅介護の限界点の引上げ、要介護者にとっては自立支援や満足度向上、介護事業者にとってはサービスの質と生産性向上、介護職員にとっては待遇や働き方の改善につながるというメリットがあると指摘されている。

したがって、特定の介護職員による介護サービスを受けるための指名料や、繁忙期・繁忙時間帯に介護サービスを受けるための時間指定料として利用者の自費負担による上乗せ料金を徴収することについて、利用者保護などの多くの課題や論点の整理を行う。

オ 利用者の自費負担で介護保険と同等のサービスを提供する場合の価格規制の明確化

【平成 29 年度検討・結論】

介護保険外サービスについては、原則として価格設定は自由である。もっとも、指定居宅サービス事業者が、法定代理受領サービスに該当しない指定サービス、すなわち保険サービスと同等のサービスを利用者の自費負担により提供する場合には、両者の間に不合理な差額を設けることが禁じられている。しかし、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年厚生省令第 37 号）の「不合理な差額」という文言の解釈があいまいであるため、地方自治体ごとに指導がまちまちであり、介護事業者が保険外サービスを提供するに当たっての障壁となっているとの指摘がある。

したがって、法定代理受領サービスでない指定サービスを利用者の自費負担により提供する際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定サービスに係る費用の額の間、不合理な差額を設けてはならないこ

とについて、不合理な差額の解釈を明確化する。

③ 介護サービス供給の在り方の見直し

ア 介護保険事業（支援）計画におけるニーズを反映した的確なサービス量の見込み及び見込量確保のための方策

【平成 29 年度措置】

地方自治体では、3 年を 1 期とする「介護保険事業計画」や「介護保険事業支援計画」の策定に当たり介護サービス量の見込みを算出しているが、一部の地方自治体においては、小規模多機能型居宅介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護といった在宅生活の限界点を支えるために有用なサービスや、有料老人ホーム等の特定施設のサービスについて、ニーズを反映した計画が定められていないとの指摘がある。

したがって、第 7 期介護保険事業計画・介護保険事業支援計画に向けた国の基本方針に、地方自治体が同計画において、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、特定施設などの各種介護サービスについて、ニーズを反映した的確なサービス量の見込み及び見込量確保のための方策を定めるよう努めるべきことを記載する。

イ 介護保険事業（支援）計画における特定施設のサービス量の見込みの実態把握

【平成 30 年度上期措置】

平成 26 年 6 月の規制改革実施計画において、利用者の様々なニーズに応じた多様なサービスが提供されるよう、各市町村が要介護者等の実態を踏まえて介護サービスの需要を的確に把握し、有料老人ホーム等の特定施設も含めて、地域の実情に即して適切なサービス量を見込むよう、地方自治体に通知することが定められ、厚生労働省は、同年 7 月、地方自治体に通知した。

しかしながら、多くの地方自治体では、通知を受けて特段の対応を行っていないとの調査結果があるため、通知後、地方自治体が特定施設のサービス量をどのように見込んだのか、検証する必要があるとの指摘がある。

したがって、利用者の様々なニーズに応じた多様なサービスが提供されるよう、各市町村が要介護者等の実態を踏まえて介護サービスの需要を的確に把握し、有料老人ホーム等の特定施設も含めて、地域の実情に即して適切なサービス量を見込むよう厚生労働省が地方自治体に通知（平成 26 年 7 月 3 日厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡「『(確定版) 介護保険事業計画用ワークシート』の配布について」）した後、第 7 期介護保険事業（支援）計画の策定に当たって、見込み量の推計における的確なニーズの把握等について、改めて地方自治体に周知し、国としてもこれを支援するとともに、地方自治体が特定施設等のサービス量をどのように見込んだかにつき、調査し、結果を公表する。

ウ 介護事業者選定のための公募に係る留意点の明確化

【平成 29 年度措置】

特定施設など、総量規制の対象となっている介護保険サービスについては、地方自治体において、新規に参入する介護事業者を選定するため、独自の公募を行うことがある。

しかし、地方自治体が独自に実施する公募については、公募期間が短い、選考過程が公表されないなど、実施方法が公平性、透明性を欠いている場合があるほか、選考基準が不公平なものや介護事業者に過度な負担を課すものがあり、利用者にとって最も良いサービスを提供する介護事業者を選定するための公募とはなっていないとの指摘がある。

したがって、地方自治体が独自に実施する介護事業者の選定のための公募について、各地方自治体において公平性、透明性を確保するため、公募の受付期間や介護事業者選定に関する以下のような留意点を明確化し、地方自治体に周知する。

- a 選考基準等を策定及び公表すること。なお、選考基準等の策定に当たり、応募事業者間の公平性と施設等の設置目的に照らして、介護事業者への負担にも配慮すること
- b 公募の時期を事前に周知するとともに、公募の受付期間を十分に確保すること
- c 選考過程及び結果を公表すること

エ 福祉施設に関する業務委託・指定管理者公募に係る事業者選定に関する通知

【平成 29 年度措置】

地方自治体が指定管理者制度を活用して福祉施設の運営を委託する際には、株式会社等の民間事業者を指定管理者とすることができるが、一部の地方自治体では、公募要件で社会福祉法人に限定するなど、社会福祉法人以外の参入を認めていないとの指摘があったことを踏まえ、平成 26 年 6 月の規制改革実施計画では、業務委託や指定管理者制度などの公募要件に理由もなく株式会社を除外しないよう地方自治体に対して通知するよう定められ、同年 9 月、厚生労働省は通知を発出した。

しかしながら、多くの地方自治体では、通知を受けて特段の対応を行っていないとの調査結果があるため、福祉施設の業務委託や指定管理者制度の公募の運用において、公平性の確保のために更なる方策を実施する必要がある。

したがって、福祉施設についての業務委託や指定管理者制度などの公募要件に理由もなく株式会社を除外しないよう地方自治体に対して求めた通知（「社会福祉施設に係る指定管理者制度の運用について」（平成 26 年 9 月 29 日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知））の内容を徹底するため、地方自治体において、入札・契約制度や指定管理者制度の趣旨を踏まえつつ、サービスの質の確保の観点から、事業者を選定することの重要性を通知する。

④ 介護事業の展開促進・業務効率化の促進

ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護の事業展開上の支障となる規制の見直し

【平成 29 年度検討・結論】

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするためには、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護等の在宅生活を支えるサービスの充実が重要である。

しかし、いずれのサービスについても、指定基準上の人員要件が厳しいため、特に事業所の立ち上げ段階において利用者に比して人件費の負担が重く、採算が取れるようにすることが難しくなりがちであり、新たにこれらのサービスを開始するに当たっての妨げになっているとの指摘がある。

したがって、定期巡回・随時対応型訪問介護看護における日中のオペレーターと随時訪問サービスを行う訪問介護員の兼務や小規模多機能型居宅介護における登録者以外の者に対する訪問サービスの提供を可能にすることの適否について、平成 30 年度介護報酬改定の議論の際に検討し、結論を得る。

イ 介護報酬体系の簡明化

【平成 29 年度検討・結論】

介護保険制度は、平成 12 年の導入以来、度重なる制度改正を経て、サービスの種別を含む報酬体系が非常に複雑になっており、介護事業者・保険者双方にとって事務的な負担が増しているほか、利用者・家族にとっても分かりにくい制度となっているとの指摘がある。

したがって、介護事業者や保険者等の事務負担軽減を図るとともに、利用者及び家族がサービスを主体的に選択できる状態を実現するため、利用者にとって必要なサービスが提供されるべきことに配慮しつつ、介護報酬体系の簡明化に向けた議論を行い、結論を得る。

ウ 社会福祉法人の基本財産への担保設定の在り方の見直し

【平成 29 年度検討開始、平成 30 年度結論・措置】

社会福祉法人が資金を借り入れるに当たり、社会福祉法人が所有する不動産等の基本財産に担保権を設定することが行われている。しかし、独立行政法人福祉医療機構を担保権者とするとき及び民間金融機関が同機構と協調融資をするとき以外は所轄庁の承認を必要としているため、民間金融機関単独の借入れが敬遠されているとの指摘がある。

したがって、社会福祉法人の基本財産への担保設定に関し、施設入所者の保護、法人経営の安定性等にも配慮しつつ、民間金融機関が単独で担保権者となるときの所轄庁の承認について、いかなる場合に承認を不要とできるかも含めて検討し、結論を得る。

エ 福祉医療機構の役割が民業補完であることを踏まえた同機構の融資に係る担保設定の在り方の見直し

【平成 29 年度検討開始、平成 30 年度結論・措置】

独立行政法人福祉医療機構が融資を行う際には、原則として融資対象物件に第一順位の抵当権設定を受けることとしており、民間金融機関の債権保全はこれに劣後せざるを得ないため、民間金融機関が医療・福祉分野に対し積極的な融資姿勢を取ることの妨げとなっているとの指摘がある。

したがって、独立行政法人福祉医療機構は融資を行うに当たり、公的資金を活用しているため、原則として融資対象物件に第一順位の抵当権の設定を受けるという運用を行っているが、同機構の役割が民業補完であることを踏まえ、融資の保全のルールの在り方について検討を行い、結論を得る。

⑤ 社会保険診療報酬支払基金に関する見直し

ア 機能ごとに分解可能なコンピュータシステムの構築

【a:平成 29 年上期結論、

b:平成 29 年度検討開始、結論を得次第措置、平成 32 年度までに実施】

社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）における審査の効率化と統一性の確保について、平成 28 年 6 月の規制改革実施計画を受けて厚生労働省が開催した有識者検討会において検討がなされ、平成 29 年 1 月に「データヘルス時代の質の高い医療の実現に向けた有識者検討会報告書」が取りまとめられ、平成 32 年度中に刷新予定の支払基金のコンピュータシステムについて、現在策定中の刷新計画の全面的な見直しを行い、次期システムは「機能が分解可能であり、かつ、アクセスやオペレーション方法が柔軟で変化への対応に優れているアーキテクチャとすべき」とされるときも、平成 29 年春を目処に「支払基金業務効率化計画・工程表」の基本方針を取りまとめるべきであるとされた。

したがって、支払基金のコンピュータシステムに関し、次の措置を行う。

- a 「支払基金業務効率化計画・工程表」に、支払基金の次期コンピュータシステムにおいて、支払基金が担っている業務を機能ごとに分解し、それぞれの分解された単位（以下「モジュール」という。）を標準的な方式を使って組み合わせることによって、最適な全体システムを作り上げていく設計方式（以下「モジュール化」という。）を採用するとともに、以下の要件を満たすことを盛り込む。
- ・ 支払基金が担う、(i)レセプトの受付、(ii)受け付けたレセプトの適切な審査プロセスへの振り分け、(iii)審査結果の受付、(iv)それに基づく支払、などの機能単位に、コンピュータシステムがモジュール化されていること。
 - ・ それぞれのモジュールは、標準的な接続方式（インターフェース）を用いて統合されており、必要に応じ、モジュール単位での改善等を機動的に行えるほか、保険者自身による利用や、外部事業者への委託等が可能な仕組みとす

- ること。
- ・ レセプトの入力ミスなど、支払基金の専門的審査を待たずとも是正し得る箇所については、医療機関が自ら対処し得るよう、支払基金が運用しているコンピュータチェック機能を提供する等の工夫をする。保険者についても、上記の分解された機能単位ごとに、保険者自身で担える機能と、支払基金に業務委託する機能を精査し、前者については、保険者自身が担い得る設計とすること。
 - ・ モジュール化の効果を最大限発揮する上で必要な、モジュール相互の連携や、支払基金と医療機関、保険者、外部専門事業者等との連携を円滑にする必要があることから、各種データの形式、付番などを統一化し、それを前提とした相互連携できるデータベースの導入や、そのためのレセプト形式の見直しを行うこと。
 - ・ 人が行う作業時間をできる限り削減できるよう、コンピュータシステムはできる限り、利用者にとって見やすく、使いやすいこと。
 - ・ 審査機能を担うモジュールについては、極力、多くのレセプトを効率的・集中的に処理できることが効率化に資するため、地域ごとに独立して構築されている現在の機能を前提にするのではなく、必要な地域差を精査の上最小化し、できるだけ、同一のコンピュータシステムで処理できる範囲を拡大すること。
 - ・ コンピュータシステムの構築に当たっては、府省横断的に IT システムの企画立案に関与する政府 C I O と連携し、その評価を受けながら推進すること。
- b コンピュータチェックに適したレセプト形式への見直しと併せて、システム刷新を実施する。その際、病名等について、引き続き国際的な規格への準拠を進める。

イ 支部の集約化・統合化の推進

【平成 29 年検討・結論】

現在の支払基金は 47 都道府県全てに支部を設置し、各支部で審査が完結することを前提に、システムや職員、審査委員会、物理的な支部施設等を配置しているが、レセプトの電子化が完了し、オンライン審査が可能になったにもかかわらず、47 都道府県全てに支部を設置して事務を担う必要性は乏しいとの指摘があり、平成 28 年 6 月、現行の支払基金を前提とした組織・体制の見直しではなく、診療報酬の審査の在り方をゼロベースで見直すことを求め、規制改革実施計画として閣議決定された。

これを受けて厚生労働省が開催した有識者検討会において検討がなされ、平成 29 年 1 月に「データヘルス時代の質の高い医療の実現に向けた有識者検討会報告書」が取りまとめられたが、支部組織の在り方について、「集約化・統合化」と「現状維持」の両論併記のまま課題として残されている。

したがって、支部の集約化・統合化の実現に向けて、引き続き検討を進め、結論

を得る。

ウ 審査の一元化に向けた体制の整備

【平成 29 年検討・結論】

支払基金においては、レセプトの電子化がほぼ完了し、ICTを活用した診療報酬審査の自動化やオンライン化が可能な状況となっているにもかかわらず、紙レセプト時代と同様に、人手による非効率な業務運営が継続しているとの指摘があり、平成 28 年 6 月、ICTの最大限の活用により人手を要する事務手続を極小化するため、全国統一的かつ明確な判断基準の策定を求め、規制改革実施計画として閣議決定された。

これを受けて厚生労働省が開催した有識者検討会において検討がなされ、平成 29 年 1 月に「データヘルス時代の質の高い医療の実現に向けた有識者検討会報告書」が取りまとめられたが、審査の一元化について十分な改革案が示されず、「一元化」と「現状維持」の両論併記のまま課題として残されている。

したがって、審査の一元化の前提となる以下の具体的な進め方について検討を進め、結論を得る。

- a 審査委員会の審査内容について見える化を行い、地域における具体的な差異の内容を把握する。また、審査委員の利益相反の懸念を無くすため、徹底的な取組を進める。
- b データに基づき、支払基金の本部において専門家が議論を行う体制を整備し、エビデンスに基づいて審査内容の整合性・客観性を担保する。

⑥ 新医薬品の 14 日間処方日数制限の見直し

【平成 29 年度検討・結論】

「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」（平成 18 年厚生労働省告示第 107 号）において、薬価収載日の属する月の翌月の初日から 1 年間を経過していない新医薬品の処方期間については、14 日を限度とする旨が定められている。

しかし、新医薬品については治験の限られたデータしかなく安全性確保に留意することが必要な一方で、一律に 14 日間を限度とすることにつき科学的根拠はない。投薬のために 14 日に 1 度通院することは患者やその付き添いにあたる家族にとって負担が大きく、新医薬品の選択を諦めることがあるとの指摘があり、処方日数制限について、中央社会保険医療協議会（以下「中医協」という。）において検討し結論を得る旨、平成 27 年 6 月に規制改革実施計画として閣議決定された。

本規制改革事項について、平成 27 年度の中医協における検討の結果、新医薬品の処方日数制限の見直しはしないとの結論に至ったが、具体的な見直し案の選択肢を示して中医協において改めて議論すべきとの指摘があり、これらの指摘を踏まえ、平成

30年度の診療報酬改定に向けて中医協において検討を行う。

したがって、新医薬品の処方日数制限について、現行の14日間よりも長い日数制限とすることを含めた具体的な見直し案の選択肢を検討し、結論を得る。その際、患者の利便性に加えて、副作用の早期発見など、安全性確保に留意する。

⑦ 機能性表示食品制度の改善

ア 運用改善目標の設定及び目標を実現する工程表の策定・公表

【平成29年度上期検討・結論・措置】

機能性表示食品制度の届出手続について、消費者庁における届出の処理事務が大きく遅滞し、商品の発売時期など、事業展開上の予見可能性が損なわれている。かかる事務の遅滞を改善しなければ、機能性表示食品制度が利用されなくなるおそれがあるとの指摘がある。

したがって、機能性表示食品の届出手続について、事業者が書類提出後、事業者に対して不備指摘が行われるまでの所要日数について、運用改善目標を設定し、それを実現するための工程表を策定し、公表する。

イ 届出書類の簡素化

【平成29年度上期に簡素化目標の設定、
平成29年度検討・結論、平成30年度措置】

機能性表示食品制度の届出手続について、届出書類が多くかつ煩雑であり、事業者における届出書類作成が容易でないことが、消費者庁における届出処理事務の遅滞の原因の一つとなっているとの指摘がある。

したがって、「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」（平成27年3月30日消費者庁食品表示企画課長通知）に定める届出書類について、簡素化目標を設定する。その上で、関係者と連携の上、各書類の必要性及び申請者の負担などを考慮して簡素化の具体策を検討し、同ガイドライン及びデータベースへの反映などの措置を講ずる。

ウ 業界団体等との連携強化を通じた機能性表示食品届出手続の運用改善

【a, b：平成29年上期検討・結論・措置、
c, d：平成29年度検討・結論、平成30年度措置】

機能性表示食品制度の届出手続を迅速にするには、事業者における届出書類作成を支援する仕組みを構築する必要があり、そのためには業界団体等の機能を活用することが有用であるとの指摘がある。また、届出済の機能性表示食品に軽微な修正を施したに過ぎない届出がされた場合でも、消費者庁が新しい届出と同様の流れで確認を行っていることが、事務の遅滞の原因の一つとなっているとの指摘がある。

したがって、機能性表示食品の届出手続について、以下a～dの取組を含む業界団体等との連携強化を通じて、届出手続の迅速化・効率化を実現する。

- a 事業者からの質問の集約や事業者への情報発信を行う業界団体等の機能を活用するため、業界団体等と消費者庁との間で情報共有などの連携強化を図る。
- b 業界団体等からの質問・相談等に対応するため、専門窓口を消費者庁に設置する。
- c 業界団体等による点検を経た届出書類について、消費者庁での確認作業が迅速に進む仕組みを構築する。また、機能性表示食品の届出に当たり業界団体等を利用することができることについて、消費者庁のホームページなどで周知し、促進する。
- d 届出済の機能性表示食品に軽微な修正を施したのみの場合は、軽微修正の基準を明確にした上で、迅速な手続を実現する。

エ 「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」の見直し及びQ & Aの策定・周知

【平成 29 年検討・結論・措置】

「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」の記述に難解な部分があることや、同ガイドラインの解釈に幅があることが、スムーズな届出書類の作成及び差戻しを受けた届出書類の修正の妨げとなっているとの指摘もある。

したがって、業界団体と連携の上、事業者から問合せの多い事項などを反映するなど、ガイドラインを分かりやすく見直す。あわせて、届出書類において不備の多い事項などをまとめたQ & Aを策定し、消費者庁ホームページ等で周知する。

オ 生鮮食品の機能性表示食品制度の活用促進

【平成 29 年度検討・結論、平成 30 年度措置】

機能性表示食品については、平成 28 年度末時点で 815 件の届出が公表されているが、そのうち生鮮食品は 6 件にとどまっている。届出手続自体が容易でないことに加えて、生鮮食品に含まれる成分が人体に有用な機能性を有していることを示す科学的な根拠の解明・収集、生鮮食品特有の成分量のばらつきを踏まえて有用成分について適切な機能性表示を行うための品質管理等、生産者だけでは取り組むことが難しい技術的な課題があることが届出件数低迷の理由であると指摘されている。このため、生産者に対する支援の充実などの施策が必要であると考えられる。

したがって、農業協同組合など関係者に対するヒアリングを行い、生鮮食品の機能性表示食品制度の活用促進のための施策を検討し、結論を得次第、必要な措置を講ずる。

カ 18 歳及び 19 歳の者を含むデータを届出資料として利用するための条件の周知

【平成 29 年上期周知、平成 29 年にガイドライン及びQ & Aに反映】

「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」においては、臨床試験の参加者及び研究レビューの対象となる臨床試験に係る対象者について、原則として未成年者を除くとの記述があるが、消費者庁は、対象者に 18 歳及び 19 歳の者を含むデ

ータであっても、届出資料中でその妥当性について適切に考察されていると認められる場合は、その利用を許容するとしている。しかし、そのことが周知されていないため、事業者が、対象者に18歳及び19歳の者を含むデータを利用することを控えているとの指摘がある。

したがって、臨床試験の参加者及び研究レビューの対象となる臨床試験に係る対象者に18歳及び19歳の者を含むデータを届出資料に記載する場合、それらの者を含むことの妥当性も合わせて記載されていけばよいこととされているが、そのことを周知するとともに、「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」及び新たに作成するQ&Aに反映する。

キ アウトカム評価項目を疾病とする観察研究をデータとして用いる場合に認められる機能性表示の表現の明確化

【平成29年検討・結論・措置】

観察研究を機能性の科学的根拠とする機能性表示食品はこれまでのところ存在しない。その原因として、アウトカム評価項目を疾病とする観察研究を機能性の科学的根拠として使用しようとしても、その機能性をそのまま機能性の表示に用いると、機能性表示制度が認めていない疾病の治療効果又は予防効果を暗示する表現となってしまうという問題が指摘されている。そこで、アウトカム評価項目を疾病とする観察研究を科学的根拠とする場合において、健康の維持及び増進の観点から許容される機能性の表示の表現方法を明らかにする必要がある。

したがって、アウトカム評価項目を疾病とする観察研究を届出資料として用いる場合に認められる機能性表示の表現方法について、業界団体等と検討し、結論を得る。結論については、機能性表示食品のQ&Aで周知する。

ク 機能性表示食品制度における軽症者データの取扱範囲の拡大

【平成29年度検討、平成30年度結論・措置】

「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」において、臨床試験の参加者及び研究レビューの対象となる臨床試験に係る対象者は、原則として疾病に罹患していない者とされているが、特定保健用食品の試験方法として記載された範囲内においては、軽症者が含まれるデータを使用できることとされている。しかし、その範囲が限定的に過ぎ、使用できるデータが少ないため、事業者が多様かつ有用なデータを機能性の根拠とすることができないとの指摘がある。

したがって、臨床試験の参加者及び研究レビューの対象となる臨床試験に係る対象者に軽症者を含むデータの取扱いに関し、現在、特定保健用食品制度の試験方法として可能とされている範囲（コレステロール、中性脂肪、高血圧など）にとどまらず、アレルギー、尿酸値、認知機能等についても、機能性表示食品の届出資料としての利用を可能とすることを調査事業を通じて検討し、その結果を踏まえ、使用可能なデータの境界域を公表する。

⑧ 保育所等の利用に要する就労証明書の見直し

ア 保育所等の利用に要する就労証明書の標準的様式の作成

【平成 29 年度上期検討・結論・措置】

保育所等の利用には、保育の必要性の認定を受けることが必要であり、市区町村は保護者に対し、保育の必要性に係る事由の一つである保護者の就労の事実や保育必要量を確認するため、就労を証明する書類（以下「就労証明書」という。）の提出を求めている。就労証明書については、市区町村ごとに様式がバラバラであるため、就労証明書を作成する雇用主たる企業において、多大な負担となっているとの指摘がある。

したがって、保育所等の利用申請手続に要する就労証明書の様式について、就労証明書を作成する企業の負担軽減に十分配慮した上で、できるだけ少ない種類の標準的様式を作成し、地方自治体に対する活用を要請を行う。併せて、育児休業証明書、復職証明書、放課後児童クラブ利用申請のための就労証明書など、保育所等の利用のため雇用主が作成する他の証明書についても、上記の標準的様式を活用するよう、地方自治体に要請する。

イ 保育所等の利用に要する就労証明書の電子入力対応様式の普及促進

【平成 29 年措置】

保育所等の利用に必要な就労証明書について、市区町村によっては、電子的に入力できる様式を提供していない場合があり、証明書を作成する雇用主に多大な負担となっているとの指摘がある。

したがって、保育所等の利用に必要な就労証明書について、地方自治体に対して、電子入力対応様式の提供を要請するとともに、各地方自治体の様式をマイナポータル上に電子入力可能な形式で提供する。さらに、地方自治体に対しては、窓口での手書きによる申請や郵送で申請する場合でも電子入力対応様式をプリントアウトして利用できるようにすることも要請する。

⑨ 金融機関が設置する保育所におけるグループ企業役職員以外の子どもへの受入れについての周知

【平成 29 年度上期措置】

金融機関がグループ企業の役職員のために保育所を設置する事例が増え、当該地域の地方自治体や企業等から、地域の子どもの受け入れてほしいとの声がある。しかし、金融機関は、他業禁止を課せられており、役職員の福利厚生を目的として設置した保育所であっても、グループ企業の役職員以外の子どもを受け入れたことをもって他業を営んだと判断されるおそれがあるため、受入れに踏み切れないとの指摘がある。

したがって、金融機関が設置する保育所における当該金融機関グループ企業の役

職員以外の子どもの受入れについて、法令の解釈に関し、金融機関の業界団体を通じて以下 a～c を周知する。

- a 役職員の子どもの受入れ後に余剰能力がある場合に、社会貢献活動の一環として、その範囲内で役職員以外の子どもの受入れを行うことは、現行制度下でも対応可能であること
- b 余剰能力の有無は、定員対比の受入れ数だけではなく、保育所の運営体制の整備状況なども踏まえて判断されること
- c 余剰能力の範囲内と認められる状況であり、かつ他業を営んでいると認められない状況であれば、継続して受け入れることが可能であること

(3) 重点的にフォローアップに取り組んだ事項

医療・介護・保育ワーキング・グループにおいては、平成 28 年 6 月の規制改革実施計画から「①診療報酬の審査の効率化と統一性の確保」を重点的フォローアップ事項に選定した。

また、平成 25 年 6 月の規制改革実施計画から「②いわゆる健康食品をはじめとする保健機能を有する成分を含む加工食品及び農林水産物の機能性表示の容認（機能性表示食品）」、平成 26 年 6 月の規制改革実施計画から「③新たな保険外併用の仕組みの創設（患者申出療養）」と「④介護・保育事業等における経営管理の強化とイコルフッティング確立」、平成 27 年 6 月の規制改革実施計画から「⑤保険薬局の独立性と患者の利便性向上の両立」と「⑥新医薬品の 14 日間処方日数制限の見直し」、平成 28 年 6 月の規制改革実施計画から「⑦在宅での看取りにおける規制の見直し」について、それぞれ制度の運用状況や改革の実行に向けた検討状況を確認した。

① 診療報酬の審査の効率化と統一性の確保

平成 28 年 6 月の規制改革実施計画に基づき厚生労働省が開催した有識者検討会には、会議の委員 3 名が構成員として参加し、改革の実行に向けて精力的に取り組んできたが、同検討会の報告書には不十分な点があると評価せざるを得なかった。そこで、本答申に、改めて規制改革項目として、残された課題の迅速かつ確実な検討の実現を盛り込むに至った（(2) ⑤参照）。

② 機能性表示食品

制度運用上の問題点を業界団体からヒアリングし、消費者庁に対してその改善を求め、今期の規制改革項目として盛り込んだ（(2) ⑦参照）。

③ 患者申出療養

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）の改正により患者申出療養制度が利用可能となつてから（平成 28 年 4 月施行）、平成 28 年度末までの 1 年間で、二つの療養が承認されるのみにとどまっていることを踏まえ、厚生労働省に対し、活用に向けた制度

運用上の工夫や周知を行うべきことや、患者の切実な願いに応えようとした制度趣旨を尊重した運用を求めた。

④ 介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフッティング確立

社会福祉法人制度改革を中心に厚生労働省からヒアリングを行い、規制改革実施計画どおりの実行を確認した。もっとも、措置済みとした項目の中に、会議の期待どおりの結果があがっていないものが散見されたため、今期の規制改革項目として盛り込んだ（(2) ③イ、エ参照）。

⑤ 保険薬局の独立性と患者の利便性向上の両立

保険薬局の構造上・経営上の独立性の取扱いについて、保険医療機関と公道等を介することを一律に求める運用が改められ、平成 28 年 10 月から適用された。しかし、独立行政法人国立病院機構が開設する病院が敷地内に薬局を誘致しようとしたところ、当該法人を所管する厚生労働省から、公募条件がかかりつけ薬剤師・薬局を推進する政策と合致しないとの理由から誘致は望ましくないとの意向が伝えられ、当該病院が公募を断念するという事案が発生した。このように、制度の運用において、厚生労働省の立場と、患者の利便性向上を求める会議の立場には隔たりがあり、今後も運用状況を注視していく必要がある。

⑥ 新医薬品の 14 日間処方日数制限の見直し

働きながら困難な病気と闘う患者等の利便性向上の観点から、改めて検討を求め、今期の規制改革項目として盛り込んだ（(2) ⑥参照）。

⑦ 在宅での看取りにおける規制の見直し

実施に向けた検討状況について厚生労働省からヒアリングを行い、医師と連携しながら実際の看取りを行う看護師の経験要件に関し、過剰な経験を要求していないかについて問題を提起した。平成 29 年度中の措置に向け、検討状況を引き続き注視する。

4. 投資等分野

(1) 規制改革の目的と検討の視点

今期、投資等分野においては、「税・社会保険関係事務の IT 化・ワンストップ化」、「官民データ活用」、「IT 時代の遠隔診療・遠隔教育」、「日影規制の見直し」、「電波周波数の調整・共用」の 5 つの柱について、下記①～⑤のとおり取り組んだ。

① 税・社会保険関係事務の IT 化・ワンストップ化

従業員の所得税（年末調整）、住民税（特別徴収税額通知）及び社会保険に係る事務は、企業にとって大きな負担であり、より生産性を高めていく上での制約要因ともなっている。本来は ICT とマイナンバーの活用により抜本的合理化が可能なのは

ずであり、海外ではそうした先進事例もみられる。しかし、我が国の現状は、各種手続で紙のやりとりが依然として求められる、制度の縦割りのため同じ情報をいくつもの窓口に出すことを求められるなど、旧態依然としたものだった。

以上を踏まえ、企業及び従業員双方にとって合理的な制度を構築すべく、個々の手続の部分的改善ではなく、プロセス全体を見直し、最適な制度設計に向けて検討を行い、規制改革項目を取りまとめた。

なお、これらは行政手続部会の課題の一部でもあったが、特に投資等ワーキング・グループで取り上げて検討を行った。

② 官民データ活用

ビッグデータ活用は、成長戦略の最重要領域の1つである。このため、平成27年の個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の改正、平成28年の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）の改正等によるルール整備や、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）の制定など、ルール整備が図られてきた。改正個人情報保護法で新たに設けられた匿名加工情報などのルールは、平成29年5月から施行される予定である。

以上を踏まえ、こうしたルール整備が進行する中で、必要な点検を行った。特に、地方自治体の保有する個人データの活用については、これからルール整備がなされる段階であり、その在り方について検討を行った。また、不動産登記情報については、オープンデータ推進の観点とともに、実態と登記情報のかい離の問題も視野に入れて検討を行った。

③ IT時代の遠隔診療・遠隔教育

I C Tの発達によって、医療や教育の分野で、地理的・時間的な制約などを超えて、質の高いサービスを受けることが可能になった。しかし、従来型の「対面」を前提とした規制によって、I C T活用が阻まれることが少なくない。

以上を踏まえ、これまでの規制改革の成果を検証しつつ、残された課題を洗い出すべく検討を行った。

④ 日影規制の見直し

容積率緩和などの規制改革は、これまで投資の促進に大きな効果をもたらしてきた。更なる投資促進のため残された課題として、日影規制の見直しについて検討した。

⑤ 電波周波数の調整・共用

第4次産業革命の進展に伴い、新たな電波利用のニーズは拡大している。これに対応するには、既に割り当てられた周波数が有効に活用されているかを点検し、調整・共用の取組を行うことが必要である。諸外国では、特に公共用に割り当てられた周波数

に着目して、調整・共用の取組が先行してなされている。

以上を踏まえ、海外事例を参考としつつ、我が国における公共用の周波数割当について検討した。

投資等分野においては、上記①～⑤のほか、事業者等から要望を受けたその他の事項等について幅広く検討し、必要な規制改革項目を取りまとめた。これらの結果は(2)のとおりである。

なお、「官民データ活用」及び「IT時代の遠隔教育」に関しては、平成29年4月25日に「官民データ活用の推進に関する意見」及び「遠隔教育の推進に関する意見」を決定した。

(2) 具体的な規制改革項目

① 税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化

ア 所得税に係る年末調整手続の電子化の推進

【平成29年度検討・結論】

給与所得に係る源泉徴収制度・年末調整制度は、所得税の納税者の多数を占める給与所得者（被用者）の納税手続を簡便化し、社会的なコストを抑制する仕組みとして長年用いられている。

こうした中、源泉徴収義務者（雇用者）の事務負担も踏まえ、書面により提出することとされている年末調整関係書類（保険料控除証明書、住宅ローン残高証明書）について、電磁的な方法による提出を可能とすべき、雇用者を対象とする団体扱特約により払い込んだ生命保険料等に係る保険料控除について、手続を簡素化すべきといった指摘もある。

したがって、ICTの一層の活用等により、被用者・雇用者を含めた社会全体のコストを削減する観点から、電磁的な方法による年末調整関係書類の提出を原則全て可能とすることについて、関係者の意見も踏まえて検討し、結論を得る。

その際、被用者が電磁的に交付された控除証明書を活用して簡便に控除申告書を作成し、雇用者に提供することができる仕組みの構築についても検討し、結論を得る。

また、年末調整全体のプロセスの更なる合理化を図る観点から、

- ・ 雇用者を対象とする団体扱特約により払い込んだ生命保険料等に係る保険料控除の控除申告書等について、事業者内における被用者から雇用者への控除申告書の提出手続の簡素化を図るとともに、
- ・ 今後、マイナポータルと関連事業者や雇用者との間で効率的に情報の連携を行う仕組みの整備、及び必要な法制上の措置を前提として、保険料控除・住宅ローン控除といった各種控除に係る情報をマイナポータルに通知し、当該情報を控除の証明書として活用する枠組み等を検討すること、

などについて、その可能性及び方策を、関係者の意見も踏まえて検討し、結論を得

る。

イ 住民税の特別徴収税額通知の電子化等

【a:平成 29 年度以降継続的に実施、

b:平成 29 年検討、結論を得次第速やかに措置】

住民税の特別徴収税額通知については、各従業員が居住する各市区町村からその従業員を雇用している事業者へ交付され、事業者はかかる通知のうち特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）に基づき従業員に支払う給与から特別徴収を行うとともに、特別徴収税額通知（納税義務者用）について従業員に交付することとされている。特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）については市区町村からの電子交付が可能とされているもののいまだに対応自治体数が少数にとどまっており、一方特別徴収税額通知（納税義務者用）についてはいまだに電子交付ができないことから、かかる通知を各市区町村からバラバラに紙で受け取り、従業員に交付する作業が事業者にとって多大な負担となっているとの指摘がある。

したがって、以下の措置を講ずる。

- a 特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の正本の電子交付を行っていない市区町村に対し、電子交付の導入の意義・効果に関する助言など電子交付の推進に必要な支援を行う。
- b 特別徴収税額通知（納税義務者用）の従業員への交付について、事業者の負担を軽減しつつ全体としての事務の効率化を図るため、事業者が電子的に送信して従業員が取得できるようにする、マイナポータルを利用して事業者を経由せずに従業員が取得できるようにするなどの可能性を検討し、できるだけ早期に結論を得る。

ウ 社会保険関連手続の見直し①（オンライン申請利用率の大幅な改善）

【a:平成 29 年上期に工程表を策定、b:平成 29 年度以降継続的に措置、

c:平成 29 年度検討・結論】

企業が反復的・継続的に利用する社会保険・労働保険関係の手続において、オンライン申請の利用率は9.6%（平成 27 年度）にとどまっている。この原因としては、もともと紙手続の場合に手数料負担を求めていないためオンライン申請のコスト面でのメリットが少ないと感じられていること、オンライン申請の認知度が低いこと、健康保険組合については独自のシステムや申請方法が構築されていること、ユーザビリティに問題があることなどが考えられるところ、デジタルファーストの原則に立ってオンライン申請利用率の大幅な改善を図る必要がある。

したがって、以下の措置を講ずる。

- a 従業員の社会保険・労働保険に係る諸手続における事業者の負担軽減のため、デジタルファースト原則に基づき、一定規模以上の事業所が日本年金機構に提出する算定基礎届等の電子的申請の義務化を始め、オンライン申請の利用率（平成 27

年度 9.6%) の大幅な向上に向けて、平成 32 年度までに電子化を徹底するための工程表を策定し、実施する。

- b 社会保険・労働保険関連手続が電子申請可能であることについて、企業への直接訪問やHP等を通じた周知広報を促進し、全ての年金事務所・ハローワーク等の申請窓口リーフレットを設置するとともに、利用促進用の申請端末の重点的な設置や事業主向け説明会における電子申請のデモンストレーションを最大限実施し、窓口の職員から電子申請の利用を促すようデジタルファーストを徹底し、組織を挙げた利用勧奨を行う。
- c 社会保険・労働保険関連機関における業務フローを可視化、電子申請の利用を前提とした最適化を行い、処理時間を短縮する方策について検討し、結論を得た上で、標準処理時間を設定する。

エ 社会保険関連手続の見直し②（オンライン申請の活用による手続の見直し）

【a:平成 29 年度検討・結論、b:平成 29 年措置、
c:平成 29 年度検討・結論・措置、d:平成 29 年度検討・結論】

社会保険・労働保険関係の手続について、申請先機関が制度ごとに分かれており同一又は類似した事項を各機関に別々に申請しなければならないこと等が、事業者にとって多大な負担となっている。かかる負担を削減するためには、手続・申請事項の削減・統合などを行った上で、オンライン申請の活用によるワンストップ化・ワンスオンリー化を軸とした手続の見直しを図る必要がある。

したがって、以下の措置を講ずる。

- a 従業員の入退社などに際し、厚生年金保険・健康保険・労働保険それぞれの法律に基づきそれぞれの様式でそれぞれの窓口への届出を求めている状況を改め、「同じ情報は一度だけしか求めない」ようにするための方策を検討し結論を得て、実施する。
- b 外部連携API対応の労務管理等ソフトウェアについて、年数回程度であったソフトウェアベンダーとの協議について、開催頻度を上げて実施するとともに、受け付けた意見を踏まえて対応した結果を公表する。かかる意見を踏まえ、外部連携APIによる申請を普及促進し、ユーザビリティを向上させるための施策を実施する。
- c 企業が従業員を代理し又は同意を得ていることを証するために付している従業員本人の押印・署名を省略することについて検討し、結論を得た上で措置する。
- d 健康保険組合における事業者の申請手続の事務処理の把握を行い、申請元事業者の利便性を改善する方策について検討し、結論を得る。

② 官民データ活用

ア 地方自治体等の保有するデータの活用

【a:意見交換の実施は平成 29 年度上期措置、

立法措置による解決という可能性の検討は平成 29 年度結論、
b: 立法措置による解決という可能性の検討と並行して検討し、平成 29 年度結論、
c, d:平成 29 年上期措置】

民間部門、国及び地方自治体の保有する様々なデータの活用は成長戦略における最重要課題であり、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法等の改正により個人情報加工して活用するためのルールの整備などが行われた。また、官民データ活用推進基本法に基づき、政府における推進体制の整備も進められている。

こうした中、総務省の「地方公共団体の保有するパーソナルデータに関する検討会」報告書では、地方自治体における非識別加工情報の仕組みの導入において、民間部門及び国と整合的なものとすべきとされているが、こうした新たなルールの整備を条例に委ねることとすれば、条例の内容や運用に差異が生じる可能性は否めず、条例が整備される時期も各地方自治体の事情次第でばらつきが生ずる可能性がある。結果として、地方自治体ごとのデータ提供の状況に差異が生ずる可能性や、こうした差異の解消が困難となる可能性も考えられる。

総務省では、これまで、検討会等を通じて地方自治体から条例整備に関する意見を聴取してきたが、上記のような可能性を前提として、条例整備以外の具体的な措置を含めて意見交換を行ってきたとは評価できない。

したがって、以下の措置を講ずる。

- a 地方自治体における非識別加工情報の加工やその活用について、整合的なルール整備がなされるよう、地方自治体の意向を十分に踏まえてルール整備を進めるための意見交換の場を早急に設ける。また、当面は先進的な地方自治体における条例整備を推進しつつ、立法措置による解決という可能性についても、地方自治体の意向を十分に踏まえて検討する。
- b 地方自治体において、非識別加工情報の加工やその取扱いに関する萎縮、人的リソースの不足に伴う対応困難といった問題が発生することを回避するため、地方自治体から非識別加工情報の作成を受託する共同受託機関の設置又は創出を促すための取組を行う。
- c 地方自治体に係る非識別加工情報の加工やその取扱いについての公的な事前相談窓口を設ける。
- d 国の行政機関等及び民間事業者を対象とする、非識別加工情報（匿名加工情報）の加工やその取扱いについての公的な事前相談窓口を設ける。

イ 医学系研究における個人情報の取扱い

【改正個人情報保護法の施行に伴う指針等の見直しは措置済み、
制度改善の検討は平成 32 年度を目途に検討・結論】

改正個人情報保護法においては、個人情報の定義について、個人識別符号が個人情報に該当することが明確化されるとともに、要配慮個人情報について、本人同意を得て取得することを原則義務化し、オプトアウトを禁止する等の措置が講じられ

た。これに対しては、改正個人情報保護法の施行後も、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 3 号）等における従来の運用が維持されなければ、医学系研究の遂行において支障が生じかねないとの指摘がある。また、医学系研究における個人情報の取扱いについては、改正個人情報保護法の施行状況等を踏まえ、将来的には法的措置の可能性も視野に入れ、更なる制度改善に向けた見直しを検討すべきとの指摘がある。

したがって、改正個人情報保護法の施行に伴う人を対象とする医学系研究に関する倫理指針等の見直しに当たっては、医学系研究の遂行において支障が生じないよう対処する。

また、改正個人情報保護法の施行後、医学系研究の遂行における個人情報の取扱いについて、更なる制度改善に向けた見直しを検討する。

ウ 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の円滑な施行

【医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の施行までに検討・結論・措置】

医療分野の情報を活用した創薬や治療の研究開発の促進に向けて、治療や検査データを広く収集し、安全に管理・匿名化を行い、利用につなげていく新たな基盤を整備する必要がある。このため、政府においては、医療分野の研究開発に資する匿名加工医療情報に関し、匿名加工医療情報作成事業者の認定や医療情報等の取扱いに関する規制等を内容とする、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律案を国会に提出し、成立したところである。これに対し、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律(平成 29 年法律第 28 号)の施行に当たっては、医療機関が認定事業者にデータを提供するメリットやインセンティブを実感できるようにすべき、認定事業者が安定的に事業を運営できるようにすべき、医療機関からの情報収集や利活用者への提供に際し認定事業者によるデータの囲込みが生じないようにすべき、などの指摘がある。

したがって、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の施行に当たり、医療情報の利活用の促進、ひいては健康・医療に関する新技術・新産業の創出が促進されるよう、主務省令等を策定し、円滑に同法を施行する。その際、医療機関によるデータ提供の促進を図るための環境の整備、匿名加工医療情報作成事業の安定的な運営の担保、認定事業者によるデータ囲込みの防止などの観点から実効性のある仕組みとなるよう特に留意する。

エ 不動産登記のデータ整備（相続登記の促進）

【a:平成 29 年度上期措置、b:平成 29 年度措置、
c:平成 29 年度検討開始、結論を得た事項につき措置】

不動産登記簿が土地所有者を把握するための実質的な情報源となっているにも

かかわらず、相続登記の未了等により所有者情報が実際のものとかい離しており、土地所有者が把握できないため、地方自治体の業務及び民間開発に支障が生じている。不動産登記の実体とかい離状況を把握し、不動産登記制度の在り方について見直すべきとの指摘がある。またマイナンバーの利用が検討されている戸籍との連携など、相続登記の促進に向けた制度整備を早急に検討すべきとの指摘がある。

したがって、以下の措置を講ずる。

- a 不動産登記上の所有者と実体上の所有者とかい離状況を把握するため、相続登記未了のおそれのある土地がどの程度あるかなどについて調査し、その結果を公表する。
- b 相続登記の必要性について意識を高めるために、法定相続情報証明制度を利用する相続人に対し、相続登記のメリットや放置することのデメリットを登記官が説明するなど相続登記を促進するための働きかけを行う仕組みを構築する。
- c 相続登記が長期にわたり未了となっている土地の解消に向けて、死亡情報・相続人情報も含め土地所有者情報を把握すべく、マイナンバーの利用が検討されている戸籍との連携など制度改正を含めて具体的施策を検討し、結論を得た事項につき、必要な措置を講ずる。

オ 不動産登記情報の公開の在り方

【平成 29 年度検討開始、平成 30 年度結論】

不動産登記については、有料で提供されている。これに対し、オープンデータ推進の観点で、無償公開を含め、よりオープンに情報を提供すべきとの指摘がある。また、土地所有者情報など一定の情報について、データの整備と公開を進めることにより、不動産市場の活性化などを図るべきとの指摘もある。

したがって、不動産データにおける登記情報の重要性に鑑み、個人情報保護に留意した上で、国民の利便性向上の観点から、情報範囲を限定した無償公開の可否も含めて登記情報の公開の在り方について検討し、所要の見直しを行う。

カ 不動産登記情報等の行政機関間連携

【平成 29 年度検討・結論】

不動産登記簿が土地所有者を把握するための実質的な情報源となっており、行政機関への提供については、現状 U S B 等の媒体を用いて情報提供を行っているためセキュリティ面に問題があり、また提供側・受領側双方において負担が大きいと考えられる。また、行政業務の効率化及び土地の適正な管理の観点から、土地所有者などの一定の情報については、効率的・実効的に共有する仕組みを整備した上で、不動産市場の活性化に向けてオープンデータの推進を検討すべきとの指摘がある。

したがって、以下の措置を講ずる。

- a 不動産登記情報システム、農地台帳、林地台帳、固定資産課税台帳、不動産情報データベースなどの各種台帳等における所有者情報などに関し、それぞれの行政

機関間で効率的に活用する仕組みを構築する。

- b 上記の各種台帳等の情報連携により、最新の所有者情報などをよりの確に蓄積し、これを行政機関内で共有し、さらに一定範囲でオープンに利用できる仕組みについて、その構築のための政府としての推進体制を決定する。

③ IT時代の遠隔診療

ア 遠隔診療の取扱いの明確化

【平成 29 年度上期検討・結論・措置】

情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）については、平成 27 年 8 月の厚生労働省医政局長事務連絡にて、医師の判断で実施可能である旨明確化されたが、各地方厚生局・保健所によりいまだ適切な法解釈がなされていないとの指摘がある。

したがって、遠隔診療について、以下の事項を含め、取扱いを明確に周知するため、新たな通知の発出を行う。

- ・ 「離島・へき地」以外でも可能であること。
- ・ 初診時も可能であること。
- ・ 医師の判断で実施可能な具体的な症例として、全て遠隔で行う禁煙外来、1 回の診療で完結する疾病が想定されること。
- ・ 医師の判断で活用可能なツールとして、SNS や画像と電子メール等の組合せが想定されること。

イ 遠隔診療の診療報酬上の評価の拡充

【平成 29 年度検討・結論、平成 30 年度措置】

遠隔診療について、診療報酬上十分に評価されておらず、普及の妨げとなっていると考えられる。

したがって、対面診療と遠隔診療を単に比較するのではなく、より効果的・効率的な医療の提供を可能とする観点から、糖尿病等の生活習慣病患者の効果的な指導・管理、血圧、血糖等の遠隔モニタリングを活用するなど、対面とオンラインを組み合わせることで継続的な経過観察が可能になり重症化を防ぐといった例も含め、診療報酬上より適切な評価がなされるよう、遠隔診療の診療報酬上の評価の在り方について、平成 30 年度診療報酬改定に向けて対応を検討し、結論を得る。

④ IT時代の遠隔教育

ア 遠隔教育の本格的推進のための施策方針

【平成 29 年度検討開始、平成 30 年度上期結論・措置】

現行制度においても、一定の条件下で、遠隔教育を実施することは可能であり、特に、今後その充実が期待されるプログラミング、英会話など、様々な分野において、質の高い授業を提供する観点から、遠隔教育を活用することは効果的である。

また、遠隔教育の活用は、教員の負担軽減に資するものであるとの指摘がある。

したがって、遠隔教育は現行制度においても実施可能であるが、教育の質の一層の向上の観点から、その本格的推進について、幅広い視点から施策方針の取りまとめを行い、学校関係者等への周知その他必要な方策を講ずる。

イ 免許外教科担任の縮小に向けた方策

【a:平成 29 年度以降継続的に実施、

b:平成 29 年度検討開始、平成 30 年度結論・措置】

免許外教科担任制度は、科目の免許ある教員を配置できない場合に他科目の免許ある教員に代わりに担任させることを認める制度である。もともとは「当分の間」の一時的な措置として定められた制度だが（教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）附則第 2 項）、60 年以上維持され、現在も多くの中学校・高等学校で活用されている（平成 27 年度に中学校で 7,171 件、高等学校で 3,680 件）。このように専門外の教員が授業を行っている状態は、教育の質の観点で重大な問題であり、放置すべきでないと考えられる。

したがって、以下の措置を講ずる。

- a 免許外教科担任という専門外の教員が授業を行っていることによる教育の質及び教員の負担の問題について、現状においても実施可能な遠隔授業の推進や研修の充実等を各都道府県教育委員会に促すことにより、教育の質の向上及び教員の負担軽減を図る。
- b 免許外教科担任制度について、学期中の急な欠員のために許可するような場合等に限られるよう、各都道府県教育委員会に指導する等によって段階的に縮小すべく、免許外教科担任の許可について実態を調査し、これを踏まえて許可を行う場合の考え方や留意事項等について検討し、整理する等制度の在り方の見直しについて検討する。

ウ 高等学校の遠隔教育における著作権法上の問題の解決

【平成 29 年度検討・結論・措置】

学校教育の授業で演奏や資料の使用を行う場合、一般に著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）上の許諾は不要とされているが、遠隔授業の場合、演奏や資料送信が著作権法上「不特定／多数者への送信」とみなされ、著作権者の許諾が必要とされることがある。現在、「合同授業」（両方の教室に教員と生徒が存在）では、著作権法上の特例措置（第 35 条第 2 項）が設けられており、教室での対面授業と同様に、著作権者の許諾が不要とされる（補償も不要）。一方、平成 27 年 4 月から高等学校で解禁された「同時双方向型の遠隔授業」（配信側には教員のみで生徒はいない）では、著作権法上の措置がとられておらず、著作権者の許諾が原則必要とされており、音楽の授業などの制約要因になっていると考えられる。

したがって、平成 27 年 4 月から高等学校で解禁された「同時双方向型の遠隔授

業」における著作権制度上の課題について検討を行い、必要な措置を講ずる。

エ 情報セキュリティポリシーの策定

【平成 29 年度上期検討・結論・措置】

平成 27 年 4 月より、全日制・定時制高等学校で「同時双方向型の遠隔授業」が実施できるようになったが、教育に関する情報セキュリティポリシーが整備されていないため、学習系システム（学習用教材等を扱うシステム）は、校務系システム（名簿・成績等を扱うシステム）に求められるものと同程度の過度なセキュリティが求められることでコストが膨大にかかり、遠隔授業普及の妨げとなっていると考えられる。

したがって、学習系システムには児童生徒が自由にアクセスするなどの学校の特性を踏まえて I C T を活用した教育が実施できる環境を整備する観点から、速やかに教育版の情報セキュリティポリシーのガイドラインを策定する。

⑤ 日影規制の見直し

ア 駅舎や線路敷沿いの車庫における日影規制の見直し

【平成 29 年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

駅舎や線路敷沿いの車庫においては、特定行政庁により建築敷地として扱われた場合には、建築敷地に係る日影規制に適合させる必要があるが、住居系用途として利用される可能性は低く、必ずしも日照を必要としないことから、日影規制の対象から除外すべきとの指摘がある。

したがって、駅舎や線路敷沿いの車庫について、地方自治体による建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 56 条の 2 に基づく日影規制の条例による規制の実態を調査し、地方自治体の条例による日影規制の運用について検討し、結論を得る。

イ 老朽化建築物の建替えにおける日影規制の見直し

【平成 29 年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

老朽化した建物やマンションの建替えにおいて、日影規制により都市計画やマンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）により認められた容積率緩和制度が十分に活用できず、建替えが進まない場合があるとの指摘がある。

したがって、老朽化した建物やマンションの建替えについては、建築基準法第 56 条の 2 に基づく日影規制の特例許可の実態を調査し、老朽化した建物やマンションの建替えの円滑化に向けた特例許可の運用について検討し、結論を得る。

ウ 都市再生緊急整備地域内における日影規制の見直し

【平成 29 年度検討・結論】

都市再生特別地区は、都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）に基づき国

が指定する特定都市再生緊急整備地域を含む都市再生緊急整備地域のうち、都市の再生に貢献し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図る特別の用途・容積率・高さ・配列等の建築物の建築を誘導するための都市計画の地域地区の一つである。しかし、特定都市再生緊急整備地域の隣接地で日影規制がかかっている場合においては、都市再生特別地区による高度利用の効果を十分に発揮しきれないため、適切な土地の高度利用が円滑かつ迅速に図られるようにすべきとの指摘がある。

したがって、都市再生特別地区の周辺地域における日影規制の実態を調査し、都市再生緊急整備地域内における日影規制の適用区域の運用について検討する。

⑥ 電波周波数の調整・共用

ア 公共用周波数帯域の割当・用途の開示及び利用状況調査方法の在り方の見直し

【平成 29 年度検討開始、平成 30 年度結論、結論を得次第順次措置】

我が国では、政府部門の周波数の割当状況の大部分が非開示となっている。また、利用状況調査については、既存免許人に対するアンケート調査（原則 3 年周期）にとどまり、他国に比べて実態に即した詳細な調査は行われておらず、希少な周波数が有効利用されていないおそれがあると考えられる。

したがって、以下の措置を講ずる。

- a 周波数の有効利用の観点から、警察、防衛、消防、防災等も含め、政府部門に割り当てられた周波数について、利用状況の実態をより正確に把握するために、周波数が割り当てられている主体と用途について、通信の傍受、妨害等により各業務に支障が生じるおそれがないよう考慮しつつ、機密性に十分配慮した上で、海外の事例を参考にしつつ、積極的に開示できるような措置を講ずる。
- b 周波数の有効利用の観点から、警察、防衛、消防、防災等も含め、政府部門に割り当てられた周波数について、利用状況の実態をより正確に把握するために、調査方法の在り方を検討し必要な措置を講ずる。

イ 公共用周波数の民間開放に係る目標設定

【次期目標値見直しまでに検討・結論・措置】

米国及び英国では、平成 22 年から政府部門の周波数の民間への開放や、政府周波数の民間との共用（官民共用）の目標値を定め、その確保を進めている。一方、我が国においては、周波数調整・共用・再編が検討されているものの、政府部門から周波数を民間向けに確保する目標値は定めていない。周波数のアクセス数の極大化により、周波数の確保は喫緊の課題であり、目標値を定めて取り組むべきと考えられる。

したがって、周波数の有効利用の観点から、次に周波数確保のための目標値を設定する際に、政府部門が利用している周波数の民間への開放、官民共用についても目標値を定めることを検討し、結論を得る。

ウ 官官・官民共用化の推進

【平成 29 年度検討開始、準備ができ次第技術試験を行った上、
平成 32 年度結論】

現在、特定の地域における周波数の官民共用は、一定程度行われているが、利用地域や用途は限定的であり、有効活用されているとは言い難い。一方、米国及び英国では、革新的な技術を用いたダイナミックな割当により、官官共用及び官民共用が進められていると認識している。我が国においても、周波数の効率的利用の観点から、周波数の官官共用及び官民共用について検討すべきと考えられる。

したがって、周波数の官官共用・官民共用を推進する観点から、共用可能な場所、時間及び送信電力等の共用条件の決定をより効率的かつ効果的な技術を活用するなどとした、よりダイナミックな共用方法の検討を行う。

エ より効果的な周波数再編の促進

【平成 29 年度検討・結論】

現在、周波数移行に要する費用を、新たに電波の割当てを受ける者が負担し、電波の再編を促進する制度「終了促進措置」があり実施されているが、これまでの実施例では、周波数の使用を終了する無線局として、民間の事業者のみが対象となってきたことから再編が限定的となっていると考えられる。

したがって、電波政策ビジョン懇談会最終報告書（平成 26 年 12 月）において経済的価値も考慮した終了促進措置の改善の必要性が指摘されている点を踏まえ、周波数の効率的使用や再編促進の観点から、終了促進措置について、民間事業者のみならず、公共業務用無線局への適用も視野に入れるとともに、新たに電波の割当てを受ける者が負担する費用の範囲として、移行期間中の既存免許人の円滑な業務継続に必要な経費も考慮するなど、より柔軟な制度へ拡充させることについて検討する。

オ 実験試験局制度の周知徹底及び新たな試験的免許制度の検討

【a:平成 29 年度検討・結論・措置、b:平成 29 年度検討・結論】

現在、比較的短期の審査期間で、特定地域内において短期間利用可能な無線局免許を付与する「特定実験試験局制度」が存在する。しかしながら、現行の実験試験局・特定実験試験局では、「実用に供し」てはならないとの制度上の背景により、現行の暫定的な免許では予見可能性が低く、開発や商用化に向けた投資に対する委縮効果が発生していると考えられる。

したがって、新規参入を促し、我が国の国際競争力を向上させる観点より、以下の措置を講ずる。

- a 「実験試験局」について、一般消費者への試験的なサービスの提供の実験・試験が可能であること、既設の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場合は特定地域のみならず全国一律を対象とした免許が可能

となることについて周知徹底を図る。

- b 申請・審査プロセスの透明化を図るため、申請者が同意する場合は申請時期・審査内容・免許交付の有無・決定時期等について、個別案件ごとに公開するとともに、当該実験が終了した後、実験結果を踏まえた軽微な中間審査プロセス等を経て同一周波数帯での通常の免許の取得が可能とすることについて是非を検討する。

⑦ 次世代自動車（燃料電池自動車）関連規制の見直し

ア 高圧ガス販売事業者の義務の見直し

【平成 29 年度検討開始、平成 30 年度に結論を得次第措置】

高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）において、高圧ガス販売事業者は、高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳を備えるとともに、保安業務を管理する販売主任者を選任しなければならないとされている。

これに対しては、水素スタンドにおいては、保安台帳の記入及び管理により充てんに要する時間が増大している一方、車両に固定した高圧水素容器にしか充てんを行わないことから、保安台帳を廃止すべきとの指摘がある。

また、販売主任者についても、人材確保が課題となっている一方、保安台帳の記入及び管理のみを業務とすることから、当該業務の廃止と併せて選任を不要とすべきとの指摘がある。

したがって、以下の措置を講ずる。

- a 水素スタンドにおける保安台帳の廃止を検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。
- b 保安台帳の廃止に関する検討と併せて、水素スタンドにおける販売主任者の選任の合理化を検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。

イ 水素充てん時の車載容器総括証票等の確認の不要化等

【平成 29 年度検討開始】

高圧ガス保安法において、容器検査に合格した容器以外に高圧ガスを充てんすることは禁止されており、燃料電池自動車用高圧水素容器に水素を充てんする場合には、車載容器総括証票等を確認しなければならない。

これに対しては、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）上、自動車の点検及び整備は使用者の義務とされているにもかかわらず、水素スタンド事業者が車載容器総括証票等の確認義務を負うのは不相当であるとの指摘がある。

また、燃料電池自動車の普及促進の観点から、車検有効期限内に車載容器の検査期限が切れないことを車検の合格要件とすることにより、水素充てん時の車載容器総括証票等の確認を不要とすべきとの指摘がある。

さらに、自動車の使用者と水素スタンド事業者の責任範囲の在り方については、将来的には燃料電池自動車の本格普及を見据え、法整備を含む検討を行う必要があ

るとの指摘がある。

したがって、将来的な水素燃料電池自動車の本格普及を見据え、水素充てん時の車載容器の安全確認の在り方に関し、車載容器総括証票等の確認に係る事業者の問題意識と提案を含む関係者の意見を踏まえ、水素タンク規制に関する自動車の使用者や水素スタンド事業者の負担及び水素タンクの安全性確保の観点から、検討を開始する。

ウ 水素スタンドにおける予備品の使用

【平成 29 年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

高圧ガス保安法において、高圧ガス施設における予備品の使用については、設備の交換に該当する場合には、軽微な場合を除き、変更許可を受けなければならない。また、変更許可を行わずに予備品を使用する仕組みとしては、認定品として安全性が確認されたものを用いる方法や、高圧ガス保安協会の委託検査品を用いる方法などが定められている。これに対しては、経済産業大臣による工場の認定につき、「一般高圧ガス保安規則第 6 条第 1 項第 11 号等の規定による試験を行う者及び同項第 13 号等の規定による製造を行う者の認定等について」（平成 28 年 2 月 26 日経済産業省商務流通保安審議官決定）が出ているが、水素スタンド区分の手続マニュアルが発行されておらず、製品メーカーが工場の認定について円滑に申請を行うためにも手続マニュアル等を作成すべきとの指摘がある。

したがって、水素スタンドにおける予備品の使用について、水素スタンド向けの製品メーカーが経済産業大臣による工場の認定を受け、速やかに認定品を作成できるよう、手続マニュアル等を作成し、環境整備を行う。

エ 保安検査方法の緩和

【平成 30 年度までに、業界団体等の保安検査方法が策定され次第速やかに検討・結論・措置】

一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号）において、水素スタンドに設置する高圧ガス施設については、原則 1 年に 1 回以上、都道府県知事が行う保安検査及び保安のための自主検査を行わなければならない。これに対しては、とりわけ開放検査について事業者の経済的負担が大きくなっている、開放及び再組立てを繰り返すことにより漏えいのリスクが増大する、水素の影響を受けない材料を用いることが義務付けられているために腐食その他の材料劣化を引き起こすおそれはないとの指摘がある。

したがって、水素スタンドに設置する高圧ガス施設について、事業者の負担軽減の観点から、業界団体等の保安検査方法案を基に「保安検査の方法を定める告示」（平成 17 年経済産業省告示第 84 号）に追加することを検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。

オ 保安監督者に関する見直し

【a:平成 29 年度検討開始、

b:平成 29 年度検討開始、平成 30 年度に結論を得次第措置】

高圧ガス保安法において、高圧ガス製造者は、保安監督者等を選任しなければならず、水素スタンドにおいても、保安監督者は1日3回の点検のほか、不在時には連絡体制を確立しなければならない。また、水素スタンドにおいては、高圧ガス製造責任者免状の交付を受け、水素の製造に関し6か月以上の経験を有する者を保安監督者に選任することとされている。

これに対しては、このような有資格者を水素スタンドごとに配置することは困難であり、運営コストの増大や新規参入の阻害の要因となっていることから、緊急時の連絡体制が確保されることを条件に保安監督者の兼任を許容すべきとの指摘がある。

また、水素スタンドの保安監督者に必要な経験についても、他の可燃性高圧ガスの製造に関し経験を有する場合には一定の期間の短縮を認めるなど、要件の合理化を図るべきとの指摘がある。

したがって、以下の措置を講ずる。

- a 保安監督者が複数の水素スタンドを兼任した場合における保安体制の在り方について、事業者案を基に安全性の検討を開始する。
- b 水素スタンドの保安監督者に必要な経験要件についての安全性に影響のない合理化の方法について、事業者と協力して検討し、結論を得た上で、経験要件を合理化する。

カ 水素スタンド設備の遠隔監視による無人運転の許容

【高圧ガス保安法につき、平成 29 年度検討開始、

消防法につき、高圧ガス保安法上の措置がされ次第速やかに検討開始】

高圧ガス保安法において、高圧ガス製造者は、保安監督者等を選任しなければならず、水素スタンドにおいても、保安監督者は1日3回の点検のほか、不在時には連絡体制を確立しなければならない。これに対しては、米国等海外においては、水素スタンド設備の遠隔監視による無人運転が既に可能となっていることから、保安監督者の兼任による保安状況の実績や技術の進展を踏まえ、無人運転を可能とすべきとの指摘がある。

したがって、水素スタンド設備の遠隔監視による無人運転について、海外の事例も参考としつつ、安全性と利便性の確保の観点から必要なハード面及びソフト面の適切な措置について、事業者案を基に安全性の検討を開始する。

また、水素スタンド設備の遠隔監視による無人運転に関する高圧ガス保安法上の技術基準が定められた場合には、それを踏まえて無人運転の水素スタンドと給油取扱所を併設する際の消防法（昭和 23 年法律第 186 号）上の安全対策について検討を開始する。

キ 水素出荷設備に係る保安統括者等の選任の緩和

【平成 29 年度検討開始】

高圧ガス保安法において、水素出荷設備を設置する高圧ガス製造者は、保安統括者、保安係員等を選任しなければならない。これに対しては、水素スタンドに併設する水素出荷設備については、小規模なものであっても保安統括者等を選任する必要があり、コストが増大していることから、水素スタンドと同等の安全性を確保することを条件に保安監督者による代替を可能とすべきとの指摘がある。

したがって、水素スタンドに併設する小規模な水素出荷設備に係る保安統括者等の選任を保安監督者により代替した場合における保安体制の在り方について、事業者案を基に安全性の検討を開始する。

ク 一般家庭等における水素充てんの可能化

【平成 29 年度検討開始】

一般高圧ガス保安規則において、圧力 20MPa 以下の流込み充てん等に関する技術基準が整備されているが、圧縮機とディスペンサーの間には障壁が必要であるなど、特に一般家庭での使用を想定した場合には現実的な規制ではないことから、従来の法令の枠にとらわれず、リスクに応じた適切な規制を検討すべきとの指摘がある。

したがって、一般家庭等における水素充てんについて、事業者案を基に安全性の検討を開始する。

ケ 水素スタンドにおける微量漏えいの取扱いの見直し

【平成 29 年度検討開始、平成 30 年度結論】

高圧ガス保安法において、高圧ガス製造者等は、その所有又は占有する高圧ガスについて災害が発生したときは、事故届を提出しなければならない。これに対しては、事故届提出後の事業再開には都道府県知事の了解を得る必要があり、一定期間水素スタンドを休業せざるを得ないため、漏えい検知器により検知できないような締結部及び開閉部からの微量漏えいについては事故として取り扱わないよう見直すべきとの指摘がある。

したがって、水素スタンドにおける締結部及び開閉部からの微量漏えいの取扱いについて、リスクを評価した上で、見直しを検討し、結論を得る。

コ 水素スタンドの充てん容器等における措置の合理化

【a:平成 29 年度検討開始、平成 30 年度に結論を得次第速やかに措置、
b, c:平成 29 年度措置】

一般高圧ガス保安規則において、水素スタンドの充てん容器等には直射日光を遮る措置を講ずることが求められており、当該措置の例示基準として、不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量の屋根を設けることや、短時間であれば不燃性又は難燃

性のシートで覆うことが示されている。これに対しては、例示基準に示されていない措置については、例示基準と同等の安全性を確保している場合であっても、都道府県知事の認可を受けることが困難な場合が少なくないとの指摘がある。

また、同規則上、水素スタンドの充てん容器等について、常に温度 40 度以下に保たなければならないが、外気温の影響で温度が 40 度を超えた場合であっても、日陰で風通しがよい取扱いであれば技術基準には違反しない。これに対しては、水素スタンドの充てん容器等に散水設備の設置を義務付ける技術基準は存在しないにもかかわらず、行政指導として散水を求める都道府県もあり、事業者の負担となっているとの指摘がある。

したがって、以下の措置を講ずる。

- a 水素スタンドの充てん容器等における直射日光を遮る措置について、現行の例示基準と同等の安全性を確保していると認められる措置について検討し、結論を得た上で、可能とする。
- b 一般高圧ガス保安規則上、水素スタンドの充てん容器等について、外気温の影響で温度が 40 度を超えた場合であっても、直射日光を遮る措置を講じ通風を確保している場合には技術基準違反とはならない旨、都道府県に対し周知を行う。
- c 一般高圧ガス保安規則において、水素スタンドの充てん容器等に散水する設備の設置を義務付ける技術基準は存在しない旨、都道府県に対し周知を行う。

サ 貯蔵量が 300 m³未満で処理能力が 30 m³/日以上第 2 種製造事業者である水素スタンドの貯蔵に係る技術基準の見直し

【平成 29 年度検討開始、平成 31 年度上期結論・措置】

一般高圧ガス保安規則において、第 2 種製造事業者（30～100 m³/日）には第 1 種製造事業者（100 m³/日以上）と同様の製造及び貯蔵に係る技術基準を適用することとされている。これに対しては、貯蔵に係る当該技術基準は 300 m³以上の貯蔵所を想定したものであり、300 m³未満の貯蔵所については、防火壁や蓄圧器の過流防止措置などの規制を緩和すべきとの指摘がある。

したがって、貯蔵量が 300 m³未満で処理能力が 30 m³/日以上第 2 種製造事業者である水素スタンドの貯蔵に係る技術基準の見直しを検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。

シ 燃料電池自動車への緊急充てんに係る届出の明確化

【平成 29 年度措置】

一般高圧ガス保安規則において、圧力 20MPa 以下の流込み充てん等については、技術基準が整備されており、都道府県知事にあらかじめ届け出た場所で、燃料電池自動車に緊急充てんを行うことが可能となっている。これに対しては、当該届出の際には充てんを行う日時及び場所の詳細な特定が求められることが多く、円滑な対応が困難となっているとの指摘がある。

したがって、燃料電池自動車への緊急充電に係る届出について、円滑な対応の観点から都道府県に対し周知を行う。

ス 液化水素ポンプ昇圧型水素スタンドにおける蒸発器の処理量の算定方法の見直し

【平成 29 年度措置】

一般高圧ガス保安規則において、許可又は届出の判定に用いる処理量を算定する場合には、高圧ガス設備が実際に稼働し得る 1 日の能力によるものとし、これらを合算して算出することとされている。これに対しては、液化水素ポンプ昇圧型水素スタンドにおける蒸発器の処理量の算定に当たっては、インターロック等により物理的にいずれか一方の蒸発器しか稼働することができない構造とした場合には、処理量の合算はしないこととすべきとの指摘がある。

したがって、液化水素ポンプ昇圧型水素スタンドに並列で配置された蒸発器の処理量の算定方法について処理量の合算はしない旨、都道府県に対し周知を行う。

セ 水素スタンド設備に係る技術基準の見直し

【平成 31 年度までにリスクアセスメントを実施、
当該結果を踏まえ検討・結論】

一般高圧ガス保安規則上、水素スタンド設備に係る技術基準においては、安全確保のための措置として、二重遮断装置、過流防止弁等の措置が定められている。これに対しては、当該技術基準については、82MPa の水素スタンドの実績がない時期に行われたリスクアセスメントに基づいて定められたものであり、リスクアセスメントの再実施により見直しを検討すべきとの指摘がある。

したがって、最新の知見を踏まえ、水素スタンドのリスクアセスメントを事業者等有識者及び規制当局の協力を得て再実施するとともに、当該リスクアセスメントの結果に基づき、水素スタンド設備に係る技術基準の見直しを検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。

ソ 水素特性判断基準に係る例示基準の改正等の検討

【新たな判断基準が示され次第速やかに検討】

一般高圧ガス保安規則において、水素スタンドに使用可能な鋼材に関する基準については、性能規定化され、例示基準が示されているが、汎用性の高い鋼材が活用できるよう、新たな水素特性の判断基準が確立された場合には、例示基準に追加すべきとの指摘がある。

したがって、水素スタンドに使用可能な鋼材について、業界団体等における研究開発により新たな水素特性判断基準が示された場合には、速やかに例示基準の改正等の検討を行う。

タ 設計係数 3.5 の設計に係る圧力制限の撤廃

【平成 29 年度検討開始、平成 30 年度結論、結論を得次第速やかに措置】

一般高圧ガス保安規則において、高圧ガス設備を設計係数 3.5 で設計した場合における技術基準として、設計圧力が 20MPa 以下の設備であることが例示されている。これに対しては、国内他法令と異なり、高圧ガス保安法のみが圧力制限を設けており、使用可能な材料が制限されているとの指摘がある。

したがって、設計係数 3.5 で設計された水素スタンド設備に係る圧力制限を撤廃した場合における安全性への影響について、事業者と協力して検討し、結論を得次第、圧力制限を撤廃する。

チ 3.5 よりも低い設計係数

【平成 29 年度検討開始】

一般高圧ガス保安規則において、特定設備を 3.5 よりも低い設計係数で設計した場合には、経済産業大臣による特別認可及び高圧ガス保安協会の事前評価委員会における評価を受けなければならない。これに対しては、こうした大臣特別認可等の手続が事業者の負担となっている一方、米国の A S M E (American Society of Mechanical Engineers) 規格においては既に設計係数 2.4 に係る基準が策定されていることを踏まえ、我が国においても 3.5 よりも低い設計係数（例えば 2.4）に係る基準の策定を検討すべきとの指摘がある。

したがって、水素スタンドに係る特定設備の設計係数について、米国等諸外国の事例などを踏まえ、大臣特別認可や事前評価制度等を受けなくても 3.5 よりも低い設計係数（例えば 2.4）で設計、製造を行う場合に必要の高圧ガス保安規制や技術基準について、事業者と協力して検討を開始する。

ツ 防爆機器の国内検定を不要とする仕組みの活用

【平成 29 年度検討開始、平成 31 年度結論・措置】

水素スタンドで使用する一部の機器については、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づき防爆構造電気機械器具（以下「防爆機器」という。）として、国内の防爆規格又は I E C (International Electrotechnical Commission) 規格に適合した基準等のいずれかを満たし、登録型式検定機関による型式検定に合格したものでなければならない。また、労働安全衛生法の平成 26 年改正により、外国の検定機関についても、型式検定機関の登録が受けることができるようになった。

これに対しては、外国の検定機関には我が国の登録を受けるインセンティブが乏しく、登録が進んでいないとの指摘がある。また、国内規格に適合する防爆機器と同等以上の防爆性能を有することが確認された防爆機器については、国内規格に適合するものとみなす仕組みがあるが、E N (European Norm) 規格に基づく A T E X 指令（防爆指令）で認証を受けた製品などについても、当該仕組みを活用すべきとの指摘がある。

したがって、E N規格について、国際的に標準化された規格である I E C規格と同様の取扱いとすることができるか否か検討した上で、E N規格に基づく A T E X指令の型式試験のデータを国内検定に活用する仕組みを検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。

テ 型式承認等に要する期間短縮

【平成 29 年度検討開始、平成 30 年度結論・措置】

高圧ガス保安法において、燃料電池自動車用高圧水素容器を量産するためには、工場等ごとに容器等製造業者の登録を受けた後、当該工場等において実施した型式試験の結果に基づき、当該容器について型式の承認を受けなければならない。これに対しては、容器等製造業者の登録に 3 か月、型式試験の実施に 6 か月、型式の承認に 3 か月といったように、量産開始までに 1 年近くの時間を要し、事業者の負担となっているとの指摘がある。

したがって、燃料電池自動車用高圧水素容器について、容器等製造業者登録及び型式承認の申請を同時並行で受け付ける方法について検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。

ト 国連規則 (UN-R134) に基づく燃料電池自動車用高圧水素容器の相互承認制度の整備

【平成 29 年度措置】

高圧ガス保安法においては、国連の車両等の型式認定相互承認協定に基づく国連規則 (UN-R134) を取り込むために、関係法令の改正が行われた。これに対しては、国内で認可を得た高圧水素容器を海外に輸出する際には海外の認可当局向けの認可証の発行が必須となるが、当該認可証の発行に関する国内規定が十分に整備されていないため、高圧水素容器を搭載した燃料電池自動車の海外への輸出が事実上困難な状態にあるなどの指摘がある。

したがって、国連の車両等の型式認定相互承認協定に基づく相互認証制度を有効に活用できるよう、国内規定を整備する。

ナ 燃料電池自動車用高圧水素容器の品質管理方法の見直し

【平成 29 年度検討開始】

高圧ガス保安法において、容器等製造業者の登録を受けるためには、品質管理方法等が経済産業省令で定める技術上の基準に適合していることとされ、破砕テスト及び圧力サイクルテストの組試験の実施などが求められている。これに対しては、組試験が終了するまでの間、事業者は燃料電池自動車用高圧水素容器を出荷することができず、保管コストが負担となっているとの指摘がある。

したがって、破砕テスト及び圧力サイクルテストの組試験に代替し得る燃料電池自動車用高圧水素容器の品質管理方法について、事業者案を基に安全性の検討を開

始する。

ニ 開発中の燃料電池自動車の車両に搭載する高圧水素容器の検査制度の見直し

【平成 29 年度上期措置】

公道走行を行わない開発中の車両に搭載する刻印なし高圧水素容器については、高圧ガス保安法に基づく特別充てん制度により、充てん及び消費が認められるようになったものの、貯蔵及び移動については認められていないため、当該車両の公道以外での走行が不可能となっているとの指摘がある。

したがって、公道走行を行わない開発中の車両に搭載する刻印なし高圧水素容器について、高圧ガス保安法に基づく特別充てん許可を受けた場合の貯蔵及び移動に係る規定について明確化する。

又 燃料電池自動車用高圧水素容器に係る特別充てん許可の手続の簡素化

【平成 29 年度検討開始】

高圧ガス保安法に基づく特別充てん制度を活用し、刻印なし高圧水素容器を搭載した燃料電池自動車で複数の都道府県での公道を含む走行を行う場合には、各都道府県に申請し、許可を受ける必要があることから、一つの申請によって許可を受けられるよう手続を簡素化すべきとの指摘がある。

したがって、高圧ガス保安法に基づく特別充てん許可制度について、一つの申請によって複数の許可を受けることを可能とするなど、特別充てん許可の手続の簡素化について検討を開始する。

ネ 車載用高圧水素容器の開発時の認可の不要化

【平成 29 年度検討開始】

高圧ガス保安法において、高圧ガスを容器に充てんする場合、当該容器には刻印等がされている必要があるが、当該刻印については、容器検査に合格した場合や容器等製造業者が型式承認を受けた場合などに行われる。これに対しては、道路運送車両法上、車両開発時の認可が不要である一方、高圧ガス保安法においては、開発品ごとに認可を受ける必要があり、車載用高圧水素容器の開発の遅延等につながっているとの指摘がある。

したがって、車載用高圧水素容器の開発時の認可について、当該認可を不要とした場合における安全性への影響を勘案しつつ、具体的な容器の開発方法等に係る事業者案を基に検討を開始する。

ノ 燃料電池自動車に関する事務手続の合理化

【平成 29 年度検討開始】

高圧ガス容器を搭載した燃料電池自動車等の車両については、高圧ガス容器と車両の所管が経済産業省と国土交通省に分かれている。これに対しては、高圧ガス容

器に関する手続は経済産業省に、車両システムに関する手続は国土交通省にそれぞれ申請をする必要があるなど、将来的な燃料電池自動車の本格普及を見据えた際に、事業者の負担等の問題があるとの指摘がある。

したがって、燃料電池自動車に関する事務手続の在り方について、事業者の負担等の観点から検討を開始する。

ハ 高圧ガス容器に係る設計荷重を分担しないガラス繊維に関する解釈の見直し

【平成 29 年度検討・結論】

国際相互承認に係る容器保安規則（平成 28 年経済産業省令第 82 号）において、高圧ガス容器に係る設計荷重を分担しないガラス繊維については、容器製造事業者が引張り強さ及び破断ひずみが適切であることを保証するものと解釈されている。これに対しては、荷重を分担しないガラス繊維については、荷重の分担を前提とした規制を見直すべきとの指摘がある。

したがって、高圧ガス容器に係る設計荷重を分担しないガラス繊維について、材料に係る規定が必要かどうか結論を得た上で、必要な措置を講ずる。

ヒ 燃料電池自動車用高圧水素容器の許容傷深さの基準の緩和

【a:平成 29 年度検討・結論・措置、

b:平成 29 年度検討開始、平成 30 年度結論】

国際相互承認に係る容器保安規則等において、容器製造事業者等が刻印等を行う場合、1.25mm 以下である許容傷深さを刻印等することができ、また、高圧ガス容器の再検査時に傷を認めたとしても当該傷が許容傷深さ以下である場合には、樹脂で補修することにより合格することができる。

これに対しては、国連規則（UN-R134）においては、例えば高圧ガス容器の保護層を厚めに設計する等により 1.25mm 以上の傷を許容できる容器を製造することが認められていることを踏まえ、許容傷深さを 1.25mm に限定せずに設計により柔軟に決められるようにすべきとの指摘がある。

また、高圧ガス容器の再検査についても、繊維が露出していない場合は繊維が保護されている状態であることから、傷の補修を不要とすべきとの指摘がある。

したがって、以下の措置を講ずる。

- a 燃料電池自動車用高圧水素容器の許容傷深さを 1.25mm に限定しなくとも安全であるかどうかを検討し、安全である場合は、必要な措置を講ずる。
- b 燃料電池自動車用高圧水素容器の再検査について、許容傷深さの値以下の切傷であって繊維が露出していない場合には、傷の補修を不要としても安全上問題がないか検討し、安全である場合は、必要な措置を講ずる。

フ 燃料電池自動車用高圧水素容器の標章方式の緩和

【平成 29 年度検討開始、平成 30 年結論・措置】

国際相互承認に係る容器保安規則等において、容器製造事業者が標章の掲示をしようとする場合、フープラップ層の見えやすい箇所に巻き込む方式又はアルミニウム箔に打刻したものを容器胴部の外面に取れないように貼付する方式とすると定められている。これに対しては、海外において国連規則（UN-R134）に基づく容器認可を得る場合と同様、国内において容器認可を得る場合も任意の方式での標章を認めるべきとの指摘がある。

したがって、国連規則（UN-R134）を踏まえ、国内において燃料電池自動車用高圧水素容器の認可を得る場合も任意の方式での標章を認める方向で検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。

へ 燃料電池自動車の水素充てん口付近の標章の緩和

【平成 29 年度検討・結論・措置】

高圧ガス保安法において、燃料電池自動車の水素充てん口のふたに車載容器総括証票として縦 30mm×横 45mm 以上、容器再検査合格証票として縦 20mm×横 45mm 以上の標章を掲示しなければならないとされている。これに対しては、車載容器総括証票については、国内においても海外同様にメーカーが様式を決められるようにすべき、容器再検査合格証票についても、容器再検査は日本独自の仕組みであることから、必要な情報が記載されればメーカーが様式を決められるようにすべきとの指摘がある。

したがって、燃料電池自動車の水素充てん口付近の標章について、文字の大きさで規定するなどの方法を検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。

ホ 会社単位での容器等製造業者登録等の取得

【平成 29 年度検討開始】

高圧ガス保安法において、容器等製造業者登録及び型式承認に当たっては、工場等の単位で申請を行わなければならない。これに対しては、今後の燃料電池自動車用高圧水素容器の量産拡大を見据えた際に、工場等の単位での申請は事業者の負担となるおそれがあるとの指摘がある。また、道路運送車両法と同様、高圧ガス保安法においても会社単位での型式承認が認められれば、複数工場間の生産融通など柔軟な生産対応が可能になるとの指摘がある。

したがって、会社単位での容器等製造業者登録及び型式承認について、事業者の考え方を基に安全性の検討を開始する。

マ 容器等製造業者登録の更新の見直し

【平成 29 年度検討開始、平成 30 年度結論】

高圧ガス保安法において、容器等製造業者は 5 年ごとに登録の更新を受けなければならないが、更新を受けた場合には、登録番号が変更されることで高圧水素容器の品番も変更され、同一製品に複数の品番が存在することにより、適切な生産管理

が困難になっているとの指摘がある。

したがって、容器等製造業者の登録更新に当たり、従前の登録番号を継続する仕組みについて事業者の考え方を基に検討し、結論を得る。

ミ 水素貯蔵システムの型式の定義の適正化

【平成 29 年度検討開始、平成 31 年までに結論】

「国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示」（平成 28 年経済産業省告示第 184 号）において、水素貯蔵システムの型式の定義については、同一の製造方法によって同一の製造場所において製造されたものとされている。これに対しては、同じ設計で製造される容器であっても、製造方法や製造場所、事業者が異なる場合には別の型式承認番号が発行されることから、同一製品に複数の品番が存在することにより、適切な生産管理が困難になっているとの指摘がある。

したがって、製造方法や製造場所、事業者にかかわらず、同じ設計で製造される高圧水素容器については、同じ型式承認番号を発行する仕組みについて事業者の考え方を基に検討し、結論を得る。

ム 燃料電池自動車用高圧水素容器の充てん可能期間の延長

【平成 29 年度検討開始】

高圧ガス保安法において、高圧ガス容器の充てん可能期間は 15 年と定められている。これに対しては、燃料電池自動車用高圧水素容器の充てん可能期間は米国では 25 年以内で、欧州では 20 年以内で設定可能であることを踏まえ、我が国においても 15 年を超える充てん可能期間に対応した燃料電池自動車用高圧水素容器に係る技術基準を整備すべきとの指摘がある。

したがって、15 年を超えた燃料電池自動車用高圧水素容器の安全性について、事業者案を基に検討を開始する。

メ 充てん可能期間中の容器を搭載している燃料電池産業車両用電源ユニットのリースの許容

【平成 29 年度検討開始、平成 31 年度結論】

国際相互承認に係る容器保安規則等において、車両と高圧ガス容器は 1 対 1 で紐付けされており、故障等により燃料電池産業車両が使用不能となった場合には、電源ユニットに搭載された高圧水素容器の充てん可能期間が残存していたとしても、新たな別の車両に当該電源ユニットを載せ替えることができない。これに対しては、将来的な燃料電池自動車の本格普及を見据え、高圧水素容器を搭載している電源ユニットについては、当該容器が適切な点検管理の下で使用され、かつ、充てん可能期間中である場合には、新たな別の車両への載せ替えを可能とすべきとの指摘がある。

したがって、充てん可能期間中の高圧水素容器を搭載している電源ユニットをリユースした場合に安全性を適切に点検管理する仕組みについて、事業者案を基に検討を開始し、結論を得た上で、安全上問題がなければ必要な措置を講ずる。

モ 充てん可能期間を経過した高圧水素容器を搭載した燃料電池自動車に係る安全な再資源化処理

【平成 29 年度検討開始】

一般高圧ガス保安規則において、充てん可能期間を経過した一般複合容器等については、充てんだけでなく、貯蔵及び移動が禁止されており、当該容器を搭載した燃料電池自動車をレッカー車で移動するためには、当該容器から水素を廃棄する必要がある。これに対しては、駐車場や事故現場等におけるガス抜き作業には危険を伴うことも想定されるため、再資源化処理施設までの移動及び移動後の一時貯蔵を認めるべきとの指摘がある。

したがって、事業者案を基に、充てん可能期間を経過した高圧水素容器を搭載した燃料電池自動車の廃棄方法が安全上問題ないか検討し、結論を得る。

ヤ 燃料電池自動車販売終了後の補給用タンクの供給

【必要なデータ等が示された場合には、検討開始】

容器保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 50 号）等において、高圧ガス容器の充てん可能期間は容器検査に合格した月から 15 年以内とされているが、燃料電池自動車販売終了後の補給用タンクの先行生産が困難であるため、管理状態での劣化に関するデータを踏まえ、容器検査の合格以降の未使用期間における管理方法を定めた上で、車両搭載日を起算日とすべきとの指摘がある。

したがって、燃料電池自動車用高圧水素容器及び複合容器蓄圧器の充てん可能期間について検討し、業界団体等における研究開発により管理状態での劣化に関するデータや未使用期間における管理方法等が示された場合には、その安全性について検討を開始する。

ユ 水素・燃料電池自動車関連規制に関する公開の場での検討

【平成 29 年度に公開の場での検討を開始】

水素・燃料電池自動車関連規制については、将来的な本格普及を見据え、安全性、普及拡大、国際競争力の観点から総合的に検討していく必要があることから、規制当局、推進部局、事業者・業界等の関係者などが協力して議論を進めるべきとの指摘がある。

したがって、上記の水素・燃料電池自動車関係の各検討項目について、規制当局、推進部局、事業者・業界等の関係者、有識者を交えた公開の場での検討を開始する。

⑧ その他

ア LNGローリー車への充てん量上限の引上げ

【業界団体等から安全性に関する技術的検証に基づいた案が出され次第検討開始】

容器保安規則において、LNGローリー車への充てん量については、内容積の90%が上限とされている。これに対しては、内容積の97%を上限としている海外の実例を踏まえ、LNGローリー車への充てん量上限の引上げについて検討すべきとの指摘がある。

したがって、業界団体等による安全性に関する技術的検証に基づいた案を基に、LNGローリー車への充てん量上限の引上げを検討する。

イ 遠隔監視による高圧ガス製造設備の保安業務の推進

【業界団体等から安全性に関する技術的検証に基づいた案が出され次第検討開始】

高圧ガス保安法において、保安係員は、製造施設の維持、製造方法の監視、災害発生時の応急措置の実施等を管理しなければならない。これに対しては、ICTの活用により保安係員と同等以上の水準で遠隔監視を行うことは技術的に可能であり、保安係員の代替として認めるべきとの指摘がある。

したがって、業界団体等による安全性に関する技術的検証に基づいた案を基に、高圧ガス製造施設に常駐させる保安係員の代替として、ICTの活用による遠隔監視を認められるかを検討する。

ウ 保安講習の受講機会の確保

【平成29年度措置】

高圧ガス保安法において、保安企画推進員並びに免状交付を受けた翌年度の開始日から2年6か月以上経過している保安係員及び保安主任者については、それぞれ選任時から6か月以内に高圧ガス保安協会等が行う講習を受けなければならない。これに対しては、講習が約半年に1回しか開催されないため、選任時期によっては6か月以内の受講が困難なケースが生じるなど、受講機会が制限されているとの指摘がある。

したがって、高圧ガス保安協会において、できるだけ日程が重複しないように各ブロックにおける講習開催を計画するよう指導するなど、保安講習の十分な受講機会を確保する。

エ 発電事業登録・特定送配電事業の届出手続の見直し

【平成29年度検討開始】

発電事業又は特定送配電事業の届出を行う場合には、(i)電力広域的運営推進機関への加入申込み、(ii)経済産業省への事業届出、(iii)電力広域的運営推進機関への通知、(iv)経済産業省への加入届出といったプロセスを経る必要がある。これに対しては、手続の書類が多い上に、各書類の提出先窓口が異なることにより、事業

者にとって過大な事務負担となっているとの指摘がある。

したがって、事業者の事務負担の軽減の観点から、発電事業又は特定送配電事業の届出に係る手続の見直しについて検討を開始する。

オ 銀行グループへの I F R S の任意適用の解禁

【平成 29 年度検討・結論】

銀行及び銀行持株会社に対する各種規制については、銀行及び銀行持株会社が日本基準に基づき連結財務諸表を作成することを前提としており、I F R S (International Financial Reporting Standards) の任意適用を前提としたものとはなっていない。これに対しては、銀行及び銀行持株会社についても、一般事業法人と同様、I F R S の任意適用が可能となるよう制度整備を行うべきとの指摘がある。

したがって、銀行及び銀行持株会社が I F R S を任意適用した場合の開示・報告・各種規制に係る所要の改正について検討し、結論を得る。

カ 銀行単体に対する自己資本比率の開示規制の緩和

【平成 29 年度検討・結論】

銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）の下では、持株・連結・単体全ての段階で自己資本比率の開示規制が課されている。これに対しては、バーゼル規制においては連結ベースが規制対象である一方で、我が国においては銀行単体についても開示義務が課されており、諸外国と比べて負担が大きいとの指摘がある。

したがって、自己資本比率の開示規制については、情報開示の充実を通じて市場規律の実効性を高めるという趣旨を踏まえ、バーゼル規制に係る国際合意を踏まえた改正の際に、主要項目以外の項目について銀行単体での開示を緩和する方向で検討し、結論を得る。

キ 外国口座管理機関に係る手続の負担軽減

【平成 29 年度措置】

外国の金融機関等が本邦の振替機関の振替制度に参加して当該外国で有価証券の管理業務を行うためには、主務大臣や日本銀行、証券保管振替機構から指定等を受ける必要がある。これに対しては、海外投資家の対日投資を促進するため、外国口座管理機関の申請手続等の負担軽減を図るべきとの指摘がある。

したがって、外国口座管理機関の申請手続等について、ウェブサイトにおける情報公開や提出書類の整理など、手続の負担軽減を図る。

ク 確定給付企業年金における承認申請手続の簡素化

【平成 29 年度検討・結論】

確定給付企業年金の規約の変更等に当たっては、厚生労働大臣の承認を必要とす

るが、これに対しては、約 14,000 件（平成 28 年 3 月時点）存在する確定給付企業年金においては、承認申請手続の簡素化が図られなければ、承認が遅延するおそれがあるとの指摘がある。

したがって、確定給付企業年金の規約の変更等に係る承認申請手続等について、簡素化を図る。

ケ 県外産業廃棄物流入規制の見直し

【平成 29 年度検討開始、平成 30 年度目途措置】

産業廃棄物を県外に搬出する場合、搬入先の一部の都道府県において条例・指導要綱に基づく事前協議が必要とされており、その申請、許認可の取得に時間、労力が費やされている。また、事前協議の内容（対象産業廃棄物、提出書類等）が都道府県等ごとに異なっているため、同一の処理を行うにもかかわらず、都道府県等によって判断が異なる場合があり、廃棄物の円滑で適正な処理を阻害するおそれがあるとの指摘がある。

したがって、県外産業廃棄物流入規制について流入規制を含む検討結果が取りまとめられた「廃棄物処理制度の見直しの方向性」（意見具申）（平成 29 年 2 月 14 日中央環境審議会）を踏まえ、関係者による意見交換等の場の設定等をする。

コ 優良認定制度の見直し

【平成 29 年度検討開始、平成 30 年度結論】

優良産業廃棄物処理業者の認定制度は、産業廃棄物処理業者の遵法性や透明性等について、地方自治体が厳格に審査し認定する制度であるが、優良産業廃棄物処理業者が排出事業者により選択されるようにする観点から、情報の公表等の検討等を行うべきとの指摘がある。

したがって、「廃棄物処理制度の見直しの方向性」（意見具申）を踏まえ、優良産業廃棄物処理業者の認定制度の認定要件の見直し・強化及び優良認定を受けた処理業者に対する優遇措置について詳細に検討する。

サ 局所排気装置の性能基準と管理濃度の二重規制の解消

【平成 29 年度検討・結論】

有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）等においては、有機溶剤業務等に労働者を従事させるとき局所排気装置等の設置を義務付けており、他の発散防止抑制措置を講ずることにより局所排気装置等を設置しないときには所轄労働基準監督署長の許可を要するところ、かかる許可に長期間を要することが新技術導入の障害となっているとの指摘がある。

したがって、許可された事例の公表、汎用性のある発散防止抑制装置の普及、典型的な発散防止措置に関する審査の簡略化など、局所排気装置等を設けないことに関する所轄労働基準監督署長の許可の審査に係る期間を短縮するための方策につ

いて検討し、結論を得る。

シ 都市計画基礎調査の民間利用促進

【平成 29 年度検討開始、平成 30 年度結論・措置】

都道府県は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づき、おおむね 5 年ごとに都市計画基礎調査を実施することとされている。これに対しては、都市の現状分析の際には都市計画基礎調査の活用が有効であるが、民間へのデータ貸与については、個人情報処理方法等に関する明確な指針がないために都道府県から目的外利用として拒否される事例が少なくないとの指摘がある。

したがって、都市計画基礎調査のオープン化に向けて、個人情報の処理方法の明確化を含む課題の抽出及びその対応策の検討を行い、ガイドラインの作成及び地方自治体への周知を行う。

ス 「i-Construction」施策推進に向けた電子納品のクラウド化

【平成 29 年度検討・結論】

公共工事等における成果品については、「工事完成図書の電子納品等要領」（平成 28 年 3 月国土交通省）等において、電子媒体で納品が定められている。これに対しては、近年、クラウドサービスが一般化しており、また、電子納品の容量の増大も見込まれることから、クラウド上での電子納品を可能とすべきとの指摘がある。

したがって、公共工事等における成果品については、インターネットを活用した電子納品について検討し、結論を得る。

セ 電気通信工事業に関する技術検定の創設

【平成 29 年度検討・結論】

電気通信工事においては、実務経験のほか「技術士」の有資格者のみしか監理技術者要件として認められていないため、電気通信工事業の技術者要件を満たす者が少なく、代替となる資格を拡充すべきとの指摘がある。

したがって、電気通信工事業に関する技術検定の創設について検討し、結論を得る。

ソ 自家用マイクロバス貸渡しの届出に係る申請書類の削減

【平成 29 年度検討・結論・措置】

自家用マイクロバス貸渡しの届出を行う場合、既に自家用マイクロバスの貸渡しを行っている者については、直近 2 年間の事業における自家用マイクロバスの貸渡簿の写しを添付又は提示することとされている。しかし、既に 2 年を超える実績を有している者については、運輸支局が過去の届出内容と照合し、事業者による貸渡し状況を把握することは十分に可能と考えられ、直近 2 年分の貸渡簿の写しの添付・提示は不要であるとの指摘がある。

したがって、既に2年を超える期間、自家用マイクロバスの貸渡しを行っている場合において、申請者に対し必要以上の負担を課さないよう手続の簡素化を含めた対応策について検討し、結論を得次第、措置を講ずる。

タ 風俗営業許可手続の見直し

【平成29年度検討・結論】

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）上、営業許可を受けたスナック、パブ等を営む個人事業主が法人化する場合の手続は規定されておらず、個人事業主として営業を廃止した後、法人として営業許可を再取得するという運用がなされており、再取得までの間は営業ができないことから、通常の飲食店と同様に、法人としての営業許可申請を行い、その許可を受けてから個人事業主としての廃業届を提出するなど、切れ目なく営業ができるようにすべきとの指摘がある。

したがって、風俗営業許可を受けたスナック、パブ等を営む個人事業主が法人化する場合の手続について、平成28年度に実施した実態調査の結果を踏まえ、対応を検討し、結論を得る。

チ 特定行政書士による戸籍謄本等の交付請求

【平成30年度検討・結論】

戸籍法（昭和22年法律第224号）において、弁護士等は、受任事件に係る紛争処理手続の代理業務に必要な場合には、戸籍謄本等の交付請求が可能となっている。また、行政書士法（昭和26年法律第4号）の平成26年改正により創設された特定行政書士については、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する不服申立て手続の代理等が可能となっている。これに対しては、特定行政書士についても、他の弁護士等と同様、不服申立て手続の代理業務に必要な場合には戸籍謄本等の交付請求を可能とすべきとの指摘がある。

したがって、特定行政書士についても、不服申立て手続の代理業務に必要な場合には戸籍謄本等の交付請求を可能とすることについて検討し、結論を得る。

(3) 重点的にフォローアップに取り組んだ事項

平成28年6月の規制改革実施計画に記載された項目のうち、通訳案内士制度の見直しを重点的フォローアップ事項として、制度改正に向けた検討状況などについて確認した。

① 通訳案内士制度の見直し

平成28年6月の規制改革実施計画を踏まえ、通訳案内士の業務独占を廃止するとともに、ランドオペレーターに対する規制を導入する改正法案が平成29年通常国会に提出された。これらについては、外国人観光客の急増による通訳案内士の不足とば

ったくりなどの被害の防止に対応するために必要な規制改革として評価できる。一方で、通訳案内士の業務独占の廃止については一刻も早く施行が望まれるところであり、また、新しく導入されるランドオペレーターへの規制について今後省令の整備が必要であることから、引き続き施行準備及び検討状況について注視をする必要がある。

5. その他重要課題（インバウンド支援等）

(1) 規制改革の目的と検討の視点

府省横断的な課題や、全体的に取り組むべき重要課題については、委員全員が参画する本会議で議論を行うこととしている。今期は、①インバウンド支援、②地方における手続上の書式・様式、③労働基準監督業務における民間活用、の3点を主なテーマとして審議を行った。

第一のテーマであるインバウンド支援について、言うまでもなく観光は成長戦略と地方創生の大きな柱である。平成28年には、訪日外国人旅行者数は2000万人を超え、消費額も約3.5兆円に達した。政府は、観光を我が国の基幹産業へと成長させるべく、平成28年3月に「明日の日本を支える観光ビジョン」を取りまとめ、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される2020年に訪日外国人旅行者数4000万人を目指す等の目標を掲げ、その達成のための環境整備に取り組んでいる。

しかし、観光に不可欠な移動・輸送サービスや宿泊サービスの分野では、人手不足や宿泊先の不足などが顕在化し、拡大する旅行者に十分に対応できていない。また、ICTによる新しいサービスの出現などの供給側の変化や、利用者のニーズの多様化など需要側の変化にも対応できていないとの指摘がある。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控えて、日本の魅力を存分に発揮し、人口減少が進む地方においてインバウンド需要を更に取り込むためには、これらのサービスの規制について抜本的な見直しを行い、持続的な成長を図ることが必要不可欠であり、このような観点から検討を行った。

まず、前身の規制改革会議で審議し、平成28年6月の規制改革実施計画で新たな規制の枠組みを決定した民泊サービスについて、法案策定に向けた検討状況をフォローアップした。並行して、既存の旅館業規制そのものについて、構造設備の基準の抜本的見直しを議論した。

次に、移動・輸送サービスについて、需要側・供給側双方の構造変化を踏まえた新たなサービス活性化のための環境整備を図るべく、規制の見直しを検討した。事業者からの具体的な要望をベースに規制所管府省からのヒアリングを行い、様々な立場からの意見を踏まえながら、在るべき規制の方向性について議論を行った。旅客、貨物を巡っては、需要の個別化・多様化・激増が進んでおり、その中で若手運転手の確保の難しさや、事業者による運行管理負担の大きさなどの問題が生じ、一段の規制改革が求められている状況が浮き彫りになった。シェアリングビジネスの流れも念頭に、事業者の創意工夫や地域での取組を活かしながら我が国ならではの仕組みを確立するべく、更なる改革に向けた検討の継続が重要である。

第二のテーマである地方における手続上の書式・様式について、地方分権の流れの中で、それぞれの地方自治体が工夫しながら独自の規制を行い、書式や様式の設定を行ってきた。しかし、企業活動は行政区域を超えて行われるため、規制の内容や書式・様式の差異が広域的な活動を行っている企業にとって大きな負担となる場合がある。今期は、行政手続部会と連携をとりながら、特に書式・様式に焦点を当てることとして、地方六団体との意見交換を行いながら、今後の検討の進め方について議論を行った。

第三のテーマである労働基準監督業務における民間活用について、働き方改革が重要課題となる中で、長時間労働を是正するための監督体制は極めて重要な課題である。しかし、労働基準監督官の不足のため事業場に対する十分な監督は困難な状況にある。そこで、監督官が公務員としての固有の業務に専念できるよう、民間の活用を拡大させる余地があるのではないかとこの観点から検討を行うこととした。労働基準監督業務の状況など専門的検討が必要であるため、タスクフォースを設置して議論を行った。

(2) 具体的な規制改革項目

① ICT、AI等の技術革新を活かした旅客運送事業等の規制改革

ア ICTを活用したソフトメーターの普及に向けた環境整備

【平成 29 年度上期検討開始、平成 30 年度上期結論、平成 30 年度措置】

回転尺を基本とする現状のタクシーメーターは乗車中の走行距離等の適正を確保する観点から計量法（平成 4 年法律第 51 号）の特定計量器に指定され、年に 1 度の装置検査（器差の確認）が義務付けられており、また運賃の変更を行う度に費用が発生する等、事業者への負担となっているのみならず、柔軟な料金設定を困難なものとしている。

したがって、顧客ニーズに応じた柔軟な料金設定や、事業者の生産性向上に向けたイノベーションの促進を目指し、回転尺を基本とするタクシーメーターに加えて、タクシー事業の運賃算出の基礎として必要十分な精度の距離情報等を導出するシステム（ソフトメーター等）の利用も可能にするため、求められる距離等の測定精度の水準や、必要な精度等を有することを担保する仕組み、技術基準等の検討を関係者間で行い、速やかに結論を得て、新しいタクシーメーターの開発や普及に向けて必要な環境整備を行う。

イ ICTを活用したソフトメーターの計量法との関係の明確化

【平成 30 年度検討開始】

計量法上のタクシーメーターは、正確計量の趣旨から距離の実測値を計量するために、タクシーに直接取り付けられる回転尺から得られる計量値により計量を行っている。このような方式に基づかない新たな方式によるメーター（ソフトメーター等）については、現在、計量法上の特定計量器に該当しない。

したがって、アによる検討状況を踏まえつつ、事業者と消費者が運賃算出の基礎となる距離情報を相互に確認するために必要な技術基準等の検討を関係者間で行

い、計量法との関係を明確化する。

ウ 利用者の同意を前提とした事前確定運賃の実現

【平成 29 年度検討開始、平成 30 年度結論・措置】

タクシー運賃は、各事業者が国土交通大臣に申請し認可を受ける必要があり、時間距離併用制運賃以外にも、時間制運賃や定額運賃等が認められている。しかしながら、定額運賃については運送区間を事前に定め個別に認可を受けなければならないため、事業者が利用者のニーズに柔軟に対応した料金を設定することは困難である。

したがって、渋滞や回り道等で値段が高くなるかもしれないという不安なくタクシーを利用したいというニーズに応じたサービスが実現できるよう、配車アプリ等によりあらかじめ運行経路と運賃を利用者に提示し、これに利用者が同意することを条件に、経路を特定した個別認可を受けることなく、一定の方式により事業者が柔軟に運賃設定することを包括的に認可する仕組みについて、利用者保護を図るための措置も含めた検討を行い、結論を得る。

エ ICT を活用した運行管理の効率化に向けた環境整備

【平成 29 年度検討・結論・措置】

道路運送法や関連法令、通達等に基づく一般旅客自動車運送事業に係る運行状況や運転者の状況その他の運行状況の管理手法を定める規定については、ICT の活用等による新たな手法が十分に反映されていない。

したがって、乗務記録や点呼記録等について電子データでの記録・保存が可能であることを周知するとともに、ICT を活用した新たな点呼の手法を事業者が活用できるよう検討し結論を得る。

オ 自家用自動車による運送

【平成 29 年度検討・結論】

公共交通が充実していない地方の移動を支え、また多様化する移動需要に応じるサービスとして、インターネット等を介し目的地を同じくする者同士の自家用自動車の相乗りをマッチングさせるサービスが始まっているが、十分に普及しているとは言えない。現在、道路運送法第 78 条において、自家用自動車による有償運送は登録又は許可を受けた場合以外には原則禁じられており、通達によって、この登録又は許可を要しない運送の態様についての例が示されているが、自家用自動車による有償運送が原則禁止されている趣旨が通達上明確に示されていないことから、登録又は許可を要しない運送の範囲の解釈が困難であり、このことが、このようなサービスの普及を妨げる一因となっているものと考えられる。

したがって、自家用自動車による運送について、それが有償である場合には、旅客自動車運送事業に準じた輸送の安全や利用者の保護に対する期待感を利用者一

般が有していることが、自家用自動車の有償運送を登録又は許可にかからしめる理由であることを通達により明確にするとともに、登録又は許可を要しない自家用自動車による運送について、ガソリン代等の他に一定の金額を収受することが可能な範囲を通達により明確化する。

② 地方の需要に応える貨物運送事業規制改革

ア 客貨混載に関する運用の見直し

【平成 29 年上期検討・結論・措置】

人口減少・少子高齢化の中、地域の旅客運送と貨物運送の双方を効率的に充実させる上では、旅客自動車運送事業者が、旅客運送の用に供する車両を用いて貨物運送を行うことができる条件を明確化し、予見可能性を高め、貨物運送の一翼を積極的に担うための環境を整備する必要がある。

したがって、道路運送法第 82 条の規定に基づく一般乗合旅客自動車運送事業者による少量貨物の運送に係る規制については、貨物軽自動車運送事業者が運送できる貨物の重量を上限値として、それを超える場合は個別に判断するとしていた現在の法運用を改め、事業者が乗合バスの構造等に応じて柔軟に事業を行えるよう、一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客運送の用に供する車両を用いて貨物運送を行うことができる条件を明確化し、事業者が自ら判断できるようにする。

イ 貨物自動車運送事業の営業所新設における車両台数規制の見直し

【平成 29 年度検討・結論】

貨物自動車運送事業の営業所新設に当たっては、輸送の安全を確保することを目的とし事業者が安全管理の観点からの確な事業遂行を確実に実施できるかどうかの判断基準として、島しょにおける輸送等を除き事業用自動車の数を 5 両以上保有することが通達で一律に義務付けられている。これに関し、人口の少ない過疎地域において、営業所の新設が難しい等の指摘がある。

したがって、輸送の安全を確実に担保しつつ地域の実情等に応じた合理的規模で事業拠点が整備できるよう、ICT の活用等により適切な運行管理が実施される等一定の条件を満たすことを前提として、人口の少ない過疎地域において、広域に事業を展開している貨物自動車運送事業者が追加で営業所を新設する場合と、中小企業等が営業所を新設する場合の両方について、営業所新設時に求める必要最低車両台数の在り方について、関係者と調整した上で検討し、結論を得る。

③ 第二種運転免許受験資格

【平成 29 年検討開始、結論を得次第速やかに措置】

高齢化や、高齢運転手の運転免許返納が進む中、地方を中心に、公共交通需要の増加が見込まれる一方、少子化等を背景に運転手不足が深刻化している。これに対し、旅客自動車運送事業の運転手となるために必要な第二種運転免許試験は 21 歳以上で

なければ受験できないが、根拠についてはより適正に分析すべきである、また、21歳の年齢要件に一切の特例措置がないため若年層が将来の職業として志望しづらい状況にある、との指摘がある。

したがって、第二種運転免許受験資格の年齢要件の根拠の更なる適正分析が必要である、少子化等を背景に運転手不足が深刻化する中、年齢要件に一切の特例措置がないため若年層が旅客自動車運送事業の運転手への志望をしづらい状況にあるとの指摘に加え、自動車技術の進展、安全性確保の観点等を踏まえ、21歳以上を受験資格の要件とする根拠についてより適正な手法に配慮しつつ分析し、結果を明示するとともに、その結果に基づき、旅客自動車運送事業の安全確保を所掌する事業所管官庁、事業者等の旅客自動車運送事業の実態や交通安全に関する知見を有する関係者が幅広く参画する検討の場を設置し、21歳以上という第二種運転免許受験資格の年齢要件の適否や、現行制度が年齢要件で担保しようとしている運転手としての資質等について、事業者による安全担保措置を含め、研修や他の方法で補完することの適否等第二種運転免許制度の今後の在り方を総合的に検討する。

④ 旅館業に関する規制の見直し

【旅館業法の一部を改正する法律案の成立後に検討・結論、
その施行に合わせて措置】

昭和23年に「公衆衛生及び国民生活の向上に寄与すること」を目的として制定された旅館業法（昭和23年法律第138号）は、時代に応じた変更が不十分なまま今日に至っている。過剰な規制はホテル・旅館事業者の創意工夫を阻むものであり、外国人観光客を含む宿泊需要の拡大や宿泊ニーズの多様化に十分対応できていないとの指摘がある。

同法に基づく規制は、施設の構造設備の基準が中心であるが、こと細かな規制によらずとも、ICTの活用等で目的を達成し得るものや、あらかじめ顧客に対して構造設備の状況を明示することで足りると考えられるものが多く、また、同法の目的に照らして必要性が明確ではない規制も少なくないことから、構造設備の基準の規制全般の見直しを行い、最適かつ最小の規制にする必要がある。

したがって、旅館業に係る構造設備の基準の規制全般について、撤廃することができないかゼロベースで見直す。少なくとも、以下の見直しを行う。

- a 客室の最低数の規制については、撤廃する。
- b 寝具の種類規制については、撤廃する。
- c 客室の境の種類規制については、撤廃する。
- d 採光設備の具体的要件の規制については、建築基準法令に準じた規定に改める。
- e 照明設備の具体的要件の規制については、数値による規制は撤廃し、定性的な表現に改める。
- f 便所の具体的要件の規制については、数値による規制は撤廃し、定性的な表現に

改める。

- g 客室の最低床面積の規制については、ベッドの有無に着目した規制に改める。
- h 入浴設備の具体的要件の規制については、規制の緩やかな旅館の水準に統一する。また、レジオネラ症等の感染症対策及び利用者の安全等に必要な規制以外の規制は撤廃する。
- i 玄関帳場の規制については、「受付台の長さが1.8m以上」等の数値による規制は撤廃する。また、ICTの活用等により対面でのコミュニケーションに代替する方策について具体的に検討した上で、ICTの活用等による適用除外を認める。

⑤ 地方における規制改革

【平成29年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

地方自治体における条例等に基づく規制について、その具体的内容が自治体によって異なる場合に、自治体を跨いだ広域的な活動を行っている企業等にとって負担が大きいものもある等の指摘を踏まえ、前身の規制改革会議で議論を行い、「規制改革に関する第4次答申」（平成28年5月19日）及び平成28年6月の規制改革実施計画において、地方分権を尊重しつつ、地方における規制改革を推進するための国としての対応について結論を得るべく、引き続き検討することとした。

地方自治体における規制の具体的な内容には様々なものがあるが、今期の会議においては、書式・様式（以下「書式等」という。）に焦点を当てて議論したところであり、検討に当たっては、その対象を明確にした上で、事業者側の負担も踏まえ、地方自治体の理解と協力を得ながら進めていく必要がある。

したがって、地方自治体における手続上の書式等について、当面、特に、経済活動に影響する書式等であって、

a 一事業者が複数自治体との間で申請等の手続を行うもの、又は、

b 事業者における従業員のための事務手続で複数自治体と関係するもの、

を対象として、これらに該当する書式等の洗い出しを行い、事業者の負担を踏まえてリストアップした事項について、それぞれの実態等に応じ、改善方策（国の法令による統一化のほか、国から自治体への技術的助言による書式等の雛型の提示、自治体側の連携による書式等の雛型の作成など）を検討し、結論を得る。その際、個々の手続に応じて、自治体と十分に協議する。結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。

⑥ 労働基準監督業務の民間活用等

【a：36協定未届事業場であって就業規則作成義務のある事業場については

平成30年度開始、平成32年度までに措置、

それ以外の事業場については平成33年度以降に計画的に措置、

なお、労働基準監督官による監督指導については平成30年度以降継続的に措置、

b：平成29年度以降検討】

労働基準監督業務については、労働基準監督官の定員数は一定の増加が図られて

いるが、近年、総事業場数に対する定期監督（各労働局の管内事情に即して対象事業場を選定し、年間計画により実施する監督）を実施した事業場数の割合が3%程度にとどまっており、事業場に対する十分な監督が行われているとは言い難い状況にある。また、定期監督を実施した事業場数のうち違反事業場数は約7割と、高い割合で推移している。

今後、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議）を踏まえ、罰則付きの時間外労働の上限を導入する労働基準法改正法案が提出されることとなっており、更なる法規制の執行強化が求められている中であって、小売店・飲食店を中心に事業場数が多い中で十分な監督ができていない、事業場における36協定の締結・届出に関する基礎的な知識が十分でないといった課題に適切に対応するため、労働基準監督官の業務を補完できるよう、民間活用の拡大を図ることが不可欠である。

さらに、社会経済情勢の変化を踏まえた、労働基準監督署における監督指導の実効性の確保・強化についても検討が必要である。

したがって、

- a 労働基準監督業務の民間活用の拡大のため、以下の措置を講ずる。
 - ・ 民間の受託者（入札により決定し、契約により、秘密保持や利益相反行為・信用失墜行為の禁止を義務付け）が、36協定未届事業場（就業規則作成義務のある事業場、同義務のない事業場）への自主点検票等（36協定の締結状況、労働時間上限の遵守状況、就業規則の策定、労働条件明示の状況などの点検票等）の送付や回答の取りまとめを行い、指導が必要と思われる事業場や回答のない事業場等について、同意を得られた場合に、労務関係書類等の確認及び相談指導を実施する。
 - ・ 労働基準監督官は、これらに応じなかった事業場、及び、確認の結果、問題があった事業場に、必要な監督指導を実施する。
- b 労働基準監督署における監督指導の実効性の確保・強化のため、労働基準法違反に対する抑止・是正効果を高める措置について、引き続き検討する。

(3) 重点的にフォローアップに取り組んだ事項

会議においては、平成28年6月の規制改革実施計画に記載された「民泊サービスにおける規制改革」及び「地方における規制改革」とともに、平成27年6月の規制改革実施計画に記載された「『地方版規制改革会議』の設置」を重点的フォローアップ事項とした。

① 民泊サービスにおける規制改革

平成28年6月の規制改革実施計画で民泊サービスに係る新たな規制の枠組みが決定されたことを踏まえ、規制所管府省から、累次にわたり、法案策定に向けた検討状況についてヒアリングを行い、民泊の年間提供日数上限を180日とすることや、地方

自治体の条例による地域の実情の反映、届出・登録のシステムなど I C T の活用、見直し規定等について確認を行った。これらの点を含め、同計画で決定された規制の枠組みの内容及び実施時期に沿って、「住宅宿泊事業法案」が平成 29 年通常国会に提出されたことは評価できる。

今後、同法案が成立した場合には、政省令等の策定やシステムの構築に向けた検討が進められることとなることから、成立後の施行状況について、引き続きフォローアップを行うことが必要である。

② 地方における規制改革

平成 28 年 6 月の規制改革実施計画で、地方分権を尊重しつつ、地方における規制改革を推進するための国としての対応について結論を得るべく、引き続き検討するとされたことを踏まえ、今期は、地方における手続上の書式・様式に焦点を当てて、今後の検討の進め方について、平成 29 年 4 月の会議で地方六団体との意見交換を行うとともに、各府省と調整を行った。

それらの結果も踏まえ、今後、上記(2)⑤にあるとおり、規制所管府省において、地方自治体と協議しつつ改善方策の検討を進めることとしたところであり、この各府省の取組状況について、フォローアップを行うことが必要である。

③ 「地方版規制改革会議」の設置

平成 27 年 6 月の規制改革実施計画を踏まえ、各都道府県・市区町村の首長に対し「地方版規制改革会議」の設置検討を要請する文書の発出、地方六団体、経済団体等に対し力添えを要請する文書の発出、ホームページにおける関係資料等の掲載を行ったほか、会議設置に向けた支援として地方自治体からの問合せに対応した。その結果、平成 28 年 4 月に茨城県及び徳島県において、また、同年 11 月に静岡県において、それぞれ「地方版規制改革会議」が設置された。

今後、引き続き、地方自治体における「地方版規制改革会議」設置に向けた検討及び取組の状況について、フォローアップを行うことが必要である。

規制改革推進会議委員及び専門委員名簿

委員名簿

議長	大田 弘子	政策研究大学院大学教授
議長代理	金丸 恭文	フューチャー代表取締役会長兼社長 グループCEO
	安念 潤司	中央大学法科大学院教授
	飯田 泰之	明治大学政治経済学部准教授
	江田 麻季子	インテル代表取締役社長
	古森 重隆	富士フイルムホールディングス代表取締役会長兼CEO
	高橋 滋	法政大学法学部教授
	野坂 美穂	多摩大学経営情報学部専任講師
	長谷川 幸洋	東京新聞・中日新聞論説委員
	林 いづみ	桜坂法律事務所 弁護士
	原 英史	政策工房代表取締役社長
	森下 竜一	大阪大学大学院医学系研究科寄付講座教授
	八代 尚宏	昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授
	吉田 晴乃	BTジャパン代表取締役社長

専門委員名簿

■行政手続部会

大崎 貞和	野村総合研究所主席研究員
川田 順一	JXTG ホールディングス取締役副社長執行役員
國領 二郎	慶應義塾常任理事、慶應義塾大学総合政策学部教授
佐久間 総一郎	新日鐵住金代表取締役副社長
堤 香苗	キャリア・マム代表取締役

■農業ワーキング・グループ

齋藤 一志	庄内こめ工房代表取締役
藤田 毅	フジタファーム代表取締役
本間 正義	西南学院大学経済学部教授
三森 かおり	ぶどうばたけ取締役
渡邊 美衡	カゴメ 取締役専務執行役員経営企画本部長

■人材ワーキング・グループ

島田 陽一	早稲田大学 副総長
-------	-----------

■医療・介護・保育ワーキング・グループ

川渕 孝一	東京医科歯科大学大学院医療経済学分野教授
土屋 了介	神奈川県立病院機構 理事長
戸田 雄三	富士フイルム 取締役 副社長・CTO

■投資等ワーキング・グループ

村上 文洋	三菱総合研究所 社会 ICT 事業本部 主席研究員
-------	---------------------------

ワーキング・グループ等の構成員

ワーキング・グループ等	構成員			
■行政手続部会	高 橋 滋	部会長	大 崎 貞 和	専門委員
	森 下 竜 一	部会長代理	川 田 順 一	専門委員
	野 坂 美 穂	委員	國 領 二 郎	専門委員
	原 英 史	委員	佐久間 総一郎	専門委員
	吉 田 晴 乃	委員	堤 香 苗	専門委員
■農業ワーキング・グループ	金 丸 恭 文	座長	齋 藤 一 志	専門委員
	飯 田 泰 之	座長代理	藤 田 毅	専門委員
	野 坂 美 穂	委員	本 間 正 義	専門委員
	長谷川 幸 洋	委員	三 森 かおり	専門委員
	林 いづみ	委員	渡 邊 美 衡	専門委員
■人材ワーキング・グループ	安 念 潤 司	座長	島 田 陽 一	専門委員
	八 代 尚 宏	座長代理		
	飯 田 泰 之	委員		
	長谷川 幸 洋	委員		
■医療・介護・保育 ワーキング・グループ	林 いづみ	座長	川 渕 孝 一	専門委員
	江 田 麻季子	座長代理	土 屋 了 介	専門委員
	安 念 潤 司	委員	戸 田 雄 三	専門委員
	森 下 竜 一	委員		
■投資等ワーキング・グループ	原 英 史	座長	村 上 文 洋	専門委員
	吉 田 晴 乃	座長代理		
	江 田 麻季子	委員		
	高 橋 滋	委員		
	八 代 尚 宏	委員		
■労働基準監督業務の 民間活用タスクフォース	八 代 尚 宏	主査		
	高 橋 滋	委員		
	野 坂 美 穂	委員		
	大 田 弘 子	議長		
	金 丸 恭 文	議長代理		

規制改革推進会議及びワーキング・グループ等の審議経過

■規制改革推進会議

第1回	H28. 9. 12	<ul style="list-style-type: none"> ・議長互選、議長代理指名 ・内閣総理大臣の諮問 ・規制改革推進会議運営規則について ・行政手続部会の設置について ・ワーキング・グループについて ・農業ワーキング・グループについて ・今後の審議に向けての意見交換
第2回	H28. 10. 6	<ul style="list-style-type: none"> ・規制改革推進会議の進め方等について ・「規制改革ホットライン」集中受付の実施について ・民泊サービスについて ・地方における規制改革について
第3回	H28. 10. 24	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテル・旅館に対する規制の見直しについて（旅館業法） ・生産資材価格形成の仕組みの見直し及び流通・加工の業界構造の確立に関する意見について ・各ワーキング・グループにおける今期の主な審議事項について
第4回	H28. 11. 7	<ul style="list-style-type: none"> ・規制レビューについて ・規制改革ホットラインについて ・農協改革及び牛乳・乳製品の生産・流通改革について
第5回	H28. 11. 15	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテル・旅館に対する規制の見直しについて ・「診療報酬の審査の効率化と統一性の確保」について
第6回	H28. 11. 28	<ul style="list-style-type: none"> ・農協改革に関する意見について ・牛乳・乳製品の生産・流通等の改革に関する意見について
第7回	H28. 12. 6	<ul style="list-style-type: none"> ・農協改革に関する「農協改革集中推進期間」について ・ホテル・旅館に対する規制の見直しについて ・規制改革ホットラインについて
第8回	H28. 12. 22	<ul style="list-style-type: none"> ・民泊サービスについて ・規制改革ホットラインについて ・公開ディスカッションの実施について
第9回	H29. 1. 26	<ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬の審査の効率化と統一性の確保について ・行政手続部会における検討状況について ・法定休暇付与の早期化について ・規制改革ホットラインについて ・規制改革実施計画のフォローアップについて
第10回	H29. 2. 7	<ul style="list-style-type: none"> ・需給の構造変化を踏まえた移動・輸送サービス活性化のための環境整備について
第11回	H29. 2. 23	<ul style="list-style-type: none"> ・民泊サービスについて ・ホテル・旅館に対する規制の見直しについて ・規制改革ホットラインについて

第12回	H29. 3. 9	<ul style="list-style-type: none"> ・需給の構造変化を踏まえた移動・輸送サービス活性化のための環境整備について ・「労働基準監督業務の民間活用タスクフォース」の設置について
第13回	H29. 3. 23	<ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬の審査支払機関の在り方 ・需給の構造変化を踏まえた移動・輸送サービス活性化のための環境整備について ・公開ディスカッションの実施について
第14回	H29. 3. 29	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続コストの削減に向けて
第15回	H29. 4. 14	<ul style="list-style-type: none"> ・地方における規制改革について（地方六団体との意見交換） ・需給の構造変化を踏まえた移動・輸送サービス活性化のための環境整備について ・規制改革ホットラインについて
第16回	H29. 4. 25	<ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬の審査支払機関の在り方について ・介護保険内・外サービスの柔軟な組合せに関する意見について ・官民データ活用の推進に関する意見について ・遠隔教育の推進に関する意見について ・労働基準監督業務の民間活用タスクフォースにおける検討状況について ・地方における規制改革について
第17回	H29. 5. 16	<ul style="list-style-type: none"> ・労働基準監督業務の民間活用について ・答申案について ・規制改革ホットラインについて
第18回	H29. 5. 23	<ul style="list-style-type: none"> ・答申取りまとめ

■行政手続部会

第1回	H28. 9. 20	<ul style="list-style-type: none"> ・部会長代理指名 ・部会の運営について ・規制・行政手続コストの削減に係る経緯と現状 ・行政手続部会の進め方
第2回	H28. 10. 3	<ul style="list-style-type: none"> ・他部局における先行的取組の検討状況 ・諸外国における行政手続コスト削減に向けた取組 ・「規制・行政手続コスト」の考え方 ・事業者ニーズの把握の進め方
第3回	H28. 10. 20	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者からのヒアリング
第4回	H28. 11. 15	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者からのヒアリング ・関係省庁からのヒアリング
第5回	H28. 11. 21	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者からのヒアリング
第6回	H28. 12. 13	<ul style="list-style-type: none"> ・諸外国における取組と我が国の取組に向けた示唆 ・関係者からのヒアリング結果の整理(事業者ニーズの把握関係)
第7回	H28. 12. 20	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者ニーズの把握について ・経済団体へのアンケート結果(事業者ニーズの把握関係) ・「規制・行政手続コスト削減に関する意見募集」の結果(事業者ニーズの把握関係) ・他部局における先行的取組の検討状況 ・規制・行政手続コスト削減の重点分野、目標・手法の検討にあたっての論点

第8回	H29. 1. 19	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者ニーズの取りまとめ ・「重点分野」、「削減目標」、「計画的な取組の推進」についての考え方 ・関係省庁からのヒアリングについて
第9回	H29. 1. 30	<ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁からのヒアリング
第10回	H29. 2. 2	<ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁からのヒアリング
第11回	H29. 3. 6	<ul style="list-style-type: none"> ・取りまとめについて
第12回	H29. 3. 29	<ul style="list-style-type: none"> ・取りまとめ
第13回	H29. 4. 6	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画策定のための作業方針について
第14回	H29. 4. 17	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画策定のための作業方針について ・「行政への入札・契約に関する手続」の今後の進め方 ・「調査（統計調査以外）」の今後の進め方
第15回	H29. 5. 18	<ul style="list-style-type: none"> ・「行政への入札・契約に関する手続」について ・「調査（統計調査以外）」に関する取りまとめ（考え方）について

■農業ワーキング・グループ

第1回	H28. 9. 13	<ul style="list-style-type: none"> ・委員・専門委員挨拶 ・これまでの経緯と主要論点
第2回	H28. 9. 20	<ul style="list-style-type: none"> ・生産資材価格形成の仕組みの見直し及び生産者が有利に取引できる流通・加工の業界構造の確立に係る取組に関する農林水産省及び経済産業省からのヒアリング
第3回	H28. 9. 29	<ul style="list-style-type: none"> ・生産資材価格形成の仕組みの見直し及び生産者が有利に取引できる流通・加工の業界構造の確立に係る取組について
第4回	H28. 10. 6	<ul style="list-style-type: none"> ・生産資材価格形成の仕組みの見直し及び生産者が有利に取引できる流通・加工の業界構造の確立に向けた意見取りまとめについて
第5回	H28. 10. 13	<ul style="list-style-type: none"> ・農協改革フォローアップについて ・牛乳・乳製品の生産・流通に関する検討状況について
第6回	H28. 10. 18	<ul style="list-style-type: none"> ・牛乳・乳製品の生産・流通に関する規制改革について ・牛乳・乳製品の生産・流通に関する検討状況について
第7回	H28. 11. 11	<ul style="list-style-type: none"> ・農協改革に関する意見取りまとめ ・牛乳・乳製品の生産・流通等の改革に関する意見取りまとめ
第8回	H28. 11. 11	<ul style="list-style-type: none"> ・生産資材価格形成の仕組みの見直し及び生産者が有利に取引できる流通・加工の業界構造確立に向けた意見について
第9回	H29. 1. 30	<ul style="list-style-type: none"> ・農業分野における規制改革について ・農業競争力強化支援法案（仮称）等の骨子について
第10回	H29. 2. 14	<ul style="list-style-type: none"> ・農業競争力強化支援法案（仮称）等について ・農地中間管理機構の運用状況等について ・農地転用利益の地域還元に関する検討状況等について
第11回	H29. 2. 21	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法改正案について
第12回	H29. 4. 7	<ul style="list-style-type: none"> ・全国農業協同組合連合会の年次計画について ・農業委員会及び農地情報公開システムについて
第13回	H29. 5. 10	<ul style="list-style-type: none"> ・森林・林業政策の現状と課題について ・水産政策の現状と課題について

■人材ワーキング・グループ

第1回	H28. 10. 18	<ul style="list-style-type: none"> ・人材ワーキング・グループの当面の進め方 ・入社前の情報共有の在り方（情報開示）の検討状況
第2回	H28. 10. 25	<ul style="list-style-type: none"> ・入社前の情報共有の在り方（賃金計算方法等の明示）の検討状況 ・採用の在り方の検討状況
第3回	H28. 11. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・「ジョブ型正社員の雇用ルールの整備」の検討状況 ・「雇用仲介事業の規制の再構築」の検討状況 ・「一定の手続の下で行われる転職やスキル形成に対し、政府が支援する制度の整備」の検討状況 ・「労働者の健康確保の在り方」の検討状況
第4回	H28. 11. 18	<ul style="list-style-type: none"> ・転職に関するヒアリング ・「多様な働き手のニーズに応える環境の整備」の検討状況に関するヒアリング
第5回	H28. 12. 2	<ul style="list-style-type: none"> ・転職に関するヒアリング
第6回	H28. 12. 20	<ul style="list-style-type: none"> ・転職に関するヒアリング ・ジョブ型正社員の雇用ルールの確立に関するヒアリング
第7回	H29. 1. 24	<ul style="list-style-type: none"> ・法定休暇付与の早期化 ・「インターンシップ活用の推進」の検討状況 ・「多様な働き手のニーズに応える環境の整備」の検討状況
第8回	H29. 1. 31	<ul style="list-style-type: none"> ・「労働者の健康確保の在り方」の検討状況 ・「在宅ワーカーの健康確保の在り方」の検討状況 ・「法令知識の付与の在り方」の検討状況
第9回	H29. 2. 14	<ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員の中途採用 ・「労使双方が納得する雇用終了の在り方」の検討状況
第10回	H29. 2. 28	<ul style="list-style-type: none"> ・使用者の労働法知識向上の促進
第11回	H29. 3. 10	<ul style="list-style-type: none"> ・ジョブ型正社員の雇用ルールの確立
第12回	H29. 3. 28	<ul style="list-style-type: none"> ・人材紹介の担い手の多様化 ・ジョブ型正社員の雇用ルールの確立

■医療・介護・保育ワーキング・グループ

第1回	H28. 10. 11	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・介護・保育ワーキング・グループの運営方針について ・「診療報酬の審査の効率化と統一性の確保」について
第2回	H28. 10. 24	<ul style="list-style-type: none"> ・「診療報酬の審査の効率化と統一性の確保」について
第3回	H28. 11. 8	<ul style="list-style-type: none"> ・「診療報酬の審査の効率化と統一性の確保」について ・介護サービスの提供と利用の在り方について
第4回	H28. 11. 15	<ul style="list-style-type: none"> ・「医薬分業推進の下での規制の見直し」について ・「診療報酬の審査の効率化と統一性の確保」について
第5回	H28. 11. 30	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービスに関するヒアリング
第6回	H28. 12. 14	<ul style="list-style-type: none"> ・機能性表示食品の届出に係る改善策について ・保育所入所に要する証明書の様式について ・介護サービスの提供と利用の在り方について

第7回	H29. 1. 17	・介護サービスの提供と利用の在り方に関するヒアリング
第8回	H29. 1. 31	・保育所入所に要する証明書の様式について ・介護サービスに係る第三者評価について
第9回	H29. 2. 14	・介護サービスの提供と利用の在り方について ・医薬分業について
第10回	H29. 2. 28	・機能性表示食品の届出に係る改善策について ・介護サービスの提供と利用の在り方について
第11回	H29. 3. 15	・介護サービスの提供と利用の在り方について ・社会福祉法人制度改革について
第12回	H29. 4. 3	・患者申出療養制度について ・介護サービスの提供と利用の在り方について
第13回	H29. 4. 11	・在宅での看取りにおける規制の見直しについて
第14回	H29. 4. 17	・医薬分業推進の下での規制の見直しについて ・新医薬品の14日間処方日数制限の見直しについて
第15回	H29. 4. 25	・介護保険内・外サービスの柔軟な組合せに関する意見（案）について

■投資等ワーキング・グループ

第1回	H28. 10. 18	・投資等ワーキング・グループの運営方針について ・デジタル社会進化のための規制の徹底改革について
第2回	H28. 11. 4	・官民データ活用
第3回	H28. 11. 15	・官民データ活用
第4回	H28. 11. 21	・官民データ活用 ・医療分野における個人情報の取扱い
第5回	H28. 11. 29	・IT時代の遠隔教育 ・医療分野における個人情報の取扱い
第6回	H28. 12. 15	・通訳案内士制度の見直し（フォローアップ） ・官民データ活用 ・医療分野における個人情報の取扱い
第7回	H29. 1. 20	・官民データ活用 ・税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化
第8回	H29. 2. 10	・都市への投資促進 ・税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化
第9回	H29. 2. 24	・電波周波数の調整・共用 ・税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化 ・IT時代の遠隔教育
第10回	H29. 3. 13	・IT時代の遠隔診療 ・税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化
第11回	H29. 3. 30	・電波周波数の調整・共用について ・税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化 ・不動産登記の見直し

第12回	H29. 3. 31	<ul style="list-style-type: none"> ・官民データ活用 ・IT時代の遠隔教育 ・次世代自動車（燃料電池自動車）関連規制の見直し
第13回	H29. 4. 5	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産登記の見直し ・IT時代の遠隔教育
第14回	H29. 4. 20	<ul style="list-style-type: none"> ・税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化（住民税特別徴収税額通知） ・税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化（社会保険） ・不動産登記の見直し
第15回	H29. 4. 25	<ul style="list-style-type: none"> ・官民データ活用の推進に関する意見 ・遠隔教育の推進に関する意見
第16回	H29. 5. 9	<ul style="list-style-type: none"> ・IT時代の遠隔教育

■労働基準監督業務の民間活用タスクフォース

第1回	H29. 3. 16	・労働基準監督業務における民間活用について
第2回	H29. 4. 6	・労働基準監督業務における民間活用について
第3回	H29. 5. 8	・労働基準監督業務の民間活用タスクフォース取りまとめについて

■公開ディスカッション

第1回	H29. 2. 21	・介護サービスの提供と利用の在り方について
第2回	H29. 4. 13	・ジョブ型正社員の雇用ルール確立